

平成29年度

環境等測定調査結果

平成30年10月

福 島 県

目 次

資料 1	大気汚染の常時監視測定結果	1
資料 2	有害大気汚染物質モニタリング調査結果	1 7
資料 3	酸性雨モニタリング調査結果	2 3
資料 4	アスベストモニタリング調査結果	2 9
資料 5	公共用水域の水質測定結果	3 5
資料 6	地下水の水質測定結果	5 9
資料 7	ゴルフ場排水農薬調査結果	6 7
資料 8	ダイオキシン類調査結果	7 1
資料 9	ダイオキシン類自主測定結果	8 7
資料10	化学物質発生源周辺環境調査結果	1 0 3
資料11	騒音調査結果	1 0 7
資料12	公害苦情調査の結果	1 2 3
資料13	化学物質の排出量・移動量の集計結果	1 3 1
資料14	猪苗代湖の水質測定結果等	1 4 3

平成 2 9 年度

大気汚染の常時監視測定結果

平成 3 0 年 1 0 月

福 島 県

大気汚染防止法第22条第1項の規定に基づき県内の大気汚染の状況を常時監視した結果について、同法第24条の規定に基づき公表します。

一般環境大気測定局（34局）は、二酸化硫黄と光化学オキシダントを除く項目では環境基準を達成しました。二酸化硫黄は中原局で環境基準の短期的評価を満たしませんでした。光化学オキシダントは有効測定局30局すべてにおいて、環境基準を達成しませんでした。光化学オキシダントの主な原因物質は窒素酸化物（NO_x）や炭化水素であり、大気汚染防止法や自動車NO_x・PM法に基づく排出規制により、大気環境の一層の改善を図っています。

自動車排出ガス測定局（3局）は、すべての項目で環境基準を達成しました。

指針値が設定されている非メタン炭化水素は、一般環境大気測定局では10局中5局で、自動車排出ガス測定局では3局中2局で指針値を超過しました。

1 測定方法の概要

(1) 測定期間

平成29年4月～平成30年3月

(2) 実施機関

福島県、郡山市及びいわき市

(3) 測定局及び測定項目

ア 測定局

県内18市町村に所在する一般環境大気測定局34局（※1）と自動車排出ガス測定局（※2）3局において測定しました。

イ 測定項目

測定項目は、「大気汚染に係る環境基準」（表-1）が定められている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び微小粒子状物質の6項目、及び指針値が定められている非メタン炭化水素等の関連項目です。（表-2）

2 測定結果の概要

測定結果の評価は、有効測定局（※3）について、「大気汚染に係る環境基準」により行いました。

※1 一般環境大気測定局（一般局）…住宅地などの一般的な生活空間の大気汚染の状況を監視するため設置した測定局。

※2 自動車排出ガス測定局（自排局）…道路近傍の大気汚染の状況を監視するため設置した測定局。

※3 有効測定局…年間測定時間が6,000時間以上の測定局。

なお、光化学オキシダントは、5時～20時までの測定値の集計により評価するため、この規定は適用されない。

微小粒子状物質は年間測定日数が250日以上の測定局。

(1) 一般環境大気測定局（34局）

ア 二酸化硫黄

有効測定局 23 測定局すべてにおいて、長期的評価による環境基準を達成しました。短期的評価は中原局を除いた 22 局で環境基準を達成しました。（表－3）

有効測定局の年平均値は 0.001 ppm で、前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表－4、表－5）

イ 浮遊粒子状物質

有効測定局 29 測定局すべてにおいて、長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました。（表－3）

有効測定局の年平均値は 0.011 mg/m³ で、前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表－4、表－5）

ウ 光化学オキシダント

（ア）測定結果

有効測定局 30 測定局すべてにおいて、環境基準を達成しませんでした。（表－3）

光化学オキシダント濃度の昼間（5時から20時まで）の日最高1時間値の全測定局の年平均値は 0.045 ppm でした。（表－4、表－5）

（イ）光化学スモッグ注意報等発令状況

平成 29 年度は、いわき地域で 1 回（5 月 21 日）、光化学スモッグ予報（※4）を発令しました。

エ 二酸化窒素

有効測定局 20 測定局すべてにおいて、環境基準を達成しました。（表－3）

有効測定局の年平均値は 0.006 ppm で、前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。（表－4、表－5）

オ 微小粒子状物質

（ア）測定結果

有効測定局 9 測定局すべてにおいて、長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました。（表－3）

有効測定局の年平均値は 8.5 μg/m³ であり、前年度より減少傾向が見られました。（表－4、表－5、図 1－6）

※4 光化学スモッグ予報…1 時間値が 0.10 ppm 以上になり、かつ、上昇傾向にあるときに発令する。

(イ) 「注意喚起」情報提供状況

平成 29 年度は「注意喚起」情報(※5)の発出はありませんでした。

(ウ) 成分分析結果

平成 29 年度は会津若松局、原町局で微小粒子状物質の成分分析を実施しました。
調査結果は表－6 のとおりでした。

微小粒子状物質の原因物質の排出状況の把握、大気中の挙動や二次生成機構の解明、
より効果的な対策の検討等のため、調査データの集積を今後も図ります。

カ 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの生成防止の観点から指針値(表－1)が
定められており、指針値の上限(0.31ppmC)を超えた測定局は10局中5局でした。(表
－3)

一般局の3時間平均値の年平均値は0.10 ppmC(※6)でした。(表－4)

(2) 自動車排出ガス測定局(3局)

ア 一酸化炭素

3 測定局すべてにおいて、長期的評価と短期的評価による環境基準を達成しました。
(表－3)

年平均値は0.3 ppmであり、前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」でした。
(表－4、表－5)

イ 浮遊粒子状物質

3 測定局すべてにおいて、長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました。
(表－3)

自排局の年平均値は0.013 mg/m³で、前年度と比べると、すべての測定局で「横ばい」
でした。(表－4、表－5)

ウ 二酸化窒素

3 測定局すべてにおいて、環境基準を達成しました。(表－3)

自排局の年平均値は0.011 ppmであり、前年度と比べると、すべての測定局で「横ば
い」でした。(表－4、表－5)

※5 「注意喚起」情報…日平均値が70 μg/m³を超過する場合(5時～7時の1時間値の平均
が85 μg/m³を超過する場合、又は5時～12時の1時間値の平均
が80 μg/m³を超過する場合に超過すると判断)に発出する。

※6 ppmC…炭素換算での百万分率

エ 微小粒子状物質

有効測定局 1 測定局において、長期的評価及び短期的評価による環境基準を達成しました。（表－3）

有効測定局の年平均値は $9.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で、前年度と比べると減少傾向が見られました。（表－4、表－5、図1－6）

オ 非メタン炭化水素

指針値の上限（0.31ppmC）を超えた測定局は3局中2局でした。（表－3）

自排局の3時間平均値の年平均値は 0.13 ppmC でした。（表－4）

表－1 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
		長期的評価	短期的評価
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	「環境上の条件」に同じ。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	「環境上の条件」に同じ。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。	長期的評価	1日平均値の2%除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。ただし、1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続しないこと。
		短期的評価	「環境上の条件」に同じ。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。		昼間(5時から20時まで)の1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。
微小粒子状物質	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	長期基準	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
		短期基準	1日平均値のうち年間98パーセントイル値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。 ※98パーセントイル値:最小値から数えて98%に位置する値

<指針値>

物質	評価方法
非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する6時から9時までの3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。

表-2 大気汚染物質（常時監視測定項目）について

物質名	各物質の説明
二酸化硫黄	石油、石炭等に含有される硫黄が燃焼により酸化されて発生する。高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると考えられている。
一酸化炭素	炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。
浮遊粒子状物	浮遊粉じんのうち、粒子径が10 μ m以下の物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留する。高濃度になると肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となる。高濃度になると、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与える。
二酸化窒素	窒素酸化物は、物の燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素と二酸化窒素の形で大気中に存在する。光化学スモッグの原因物質の一つであり、発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。これらの発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。また、二酸化窒素は、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると考えられている。
微小粒子状物	大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。
非メタン炭化水素	炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称であり、大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与しないメタンを除いた非メタン炭化水素が用いられる。

表-3 環境基準の達成状況等

(平成29年度)

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目										指針値 設定項目
				二酸化硫黄		一酸化炭素		浮遊粒子状物質		光化学 オキシ ダント	二酸化 窒素	微小粒子状物質		非メタン 炭化水素
				長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価			長期 基準	短期 基準	
一般環境 大気 測定局	福島市	南町住	○	○	-	-	○	○	×	○	-	-	-	
		森合	○	○	-	-	○	○	×	○	○	○	×	
		古川	-	-	-	-	○	○	×	○	-	-	-	
	二本松市	二本松	-	-	-	-	○	○	×	-	-	-	-	
		郡山市	芳賀	○	○	-	-	○	○	×	○	○	○	-
	郡山市	堤下	○	○	-	-	○	○	×	○	-	-	○	
		日和田	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	
	須賀川市	須賀川	-	-	-	-	-	-	×	-	-	-	-	
		須賀川	○	○	-	-	○	○	×	○	-	-	×	
	白河市	白河	○	○	-	-	○	○	×	○	○	○	○	
	棚倉町	棚倉	未	-	-	-	○	○	×	-	-	-	○	
	矢吹町	矢吹	住	-	-	-	-	○	○	×	-	-	-	
	会津若松市	会津若松	○	○	-	-	○	○	×	○	○	○	×	
	喜多方市	喜多方	○	○	-	-	○	○	×	-	-	-	-	
	南会津町	南会津	○	○	-	-	○	○	×	-	○	○	×	
	新地町	新地	未	○	○	-	-	○	○	×	○	-	-	
	相馬市	相馬	住	○	○	-	-	○	○	×	○	-	-	
	南相馬市	原町	○	○	-	-	○	○	×	○	○	○	○	
		小高	-	-	-	-	○	○	×	-	-	-	-	
	双葉町	双葉	○	○	-	-	○	○	×	-	-	-	-	
	富岡町	富岡	○	○	-	-	○	○	×	-	-	-	-	
	楡葉町	楡葉	未	○	○	-	-	○	○	×	○	○	○	
	広野町	広野	○	○	-	-	○	○	×	○	-	-	-	
いわき市	いわき市	上中田	○	○	-	-	○	○	×	○	-	-	-	
		花ノ井	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		金山	○	○	-	-	○	○	×	○	-	-	-	
		下川	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		滝尻	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	-	
		大原	○	○	-	-	○	○	×	○	○	○	×	
		中原	○	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		中揚	○	○	-	-	○	○	×	○	○	○	-	
		中央	○	○	-	-	○	○	×	○	-	-	-	
		常磐	○	○	-	-	○	○	×	○	-	-	-	
四倉	○	○	-	-	○	○	×	○	-	-	-			
達成局数			23	22	0	0	29	29	0	20	9	9	5	
有効局数			23	23	0	0	29	29	30	20	9	9	10	
達成率 (%)			100	96	-	-	100	100	0	100	100	100	50	
自動車 排出 測定局	福島市	杉妻町	住	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	×
	郡山市	台新	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	
	いわき市	平商	-	-	○	○	○	○	-	○	-	-	×	
	達成局数			0	0	3	3	3	3	0	3	1	1	1
	有効局数			0	0	3	3	3	3	0	3	1	1	3
達成率 (%)			-	-	100	100	100	100	-	100	-	-	33	
合計	達成局数			23	22	3	3	32	32	0	23	10	10	6
	有効局数			23	23	3	3	32	32	30	23	10	10	13
	達成率 (%)			100	96	100	100	100	100	0	100	100	100	46

(注)1 ○は環境基準を達成した局、×は環境基準を達成しなかった局、-は測定を実施していない局です。

2 非メタン炭化水素は、環境基準ではなく光化学オキシダント生成防止のための指針値の上限(6時から9時の3時間平均値0.31ppmC)を超えた日があった局を×としました。

表-4 大気汚染物質の年平均値

(平成29年度)

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目							指針値設定項目
				二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	微粒子 (μg/m ³)	小粒子状物質 (μg/m ³)	非メタン炭化水素 (ppmC)
一般環境大気測定局	福島市	南町	住	0.000	—	0.014	0.043	0.008	—	—	
		森合	〃	0.001	—	0.010	0.044	0.007	9.0	0.20	
		古川	〃	—	—	0.010	0.044	0.006	—	—	
	二本松市	二本松	〃	—	—	0.011	0.045	—	—	—	
		郡山市	芳賀	〃	0.001	—	0.013	0.046	0.008	9.9	—
			堤下	〃	0.000	—	0.013	0.047	0.007	—	0.09
	日和田		〃	—	—	—	0.048	—	—	—	
		安積	〃	—	—	—	0.044	—	—	—	
	須賀川市	須賀川	〃	0.000	—	0.008	0.043	0.007	—	0.10	
	白河市	白河	〃	0.000	—	0.010	0.048	0.005	9.2	0.12	
	棚倉町	棚倉	未	—	—	0.009	0.044	—	—	0.08	
	矢吹町	矢吹	住	—	—	0.011	0.046	—	—	—	
	会津若松市	会津若松	〃	0.000	—	0.010	0.044	0.006	8.1	0.10	
	喜多方市	喜多方	〃	—	—	0.010	0.045	—	—	—	
	南会津町	南会津	〃	—	—	0.009	0.045	—	7.7	0.08	
	新地町	新地	未	0.000	—	0.012	0.043	0.004	—	—	
	相馬市	相馬	住	0.001	—	0.015	0.044	0.004	—	—	
	南相馬市	原町	〃	0.001	—	0.008	0.046	0.004	7.4	0.07	
		小高	〃	—	—	0.012	0.043	—	—	—	
	双葉町	双葉	〃	—	—	0.011	0.045	—	—	—	
	富岡町	富岡	〃	—	—	0.009	0.046	—	—	—	
	檜葉町	檜葉	未	0.001	—	0.010	0.046	0.005	8.1	0.08	
	広野町	広野	〃	0.001	—	0.010	0.046	0.004	—	—	
	いわき市	いわき市	上中田	準工	0.001	—	0.008	0.043	0.008	—	—
			花ノ井	住	0.000	—	—	—	—	—	—
			金山	未	0.000	—	0.011	0.044	0.004	—	—
			下川	準工	0.001	—	—	—	—	—	—
			滝尻	住	0.001	—	0.013	—	—	—	—
			大原	〃	0.002	—	0.019	0.045	0.008	8.9	0.09
			中原	工	0.003	—	—	—	—	—	—
揚土			住	0.001	—	0.013	0.044	0.005	8.4	—	
中央台			〃	0.001	—	0.011	0.046	0.005	—	—	
常磐			〃	0.001	—	0.013	0.047	0.005	—	—	
	四倉	未	0.002	—	0.009	0.052	0.003	—	—		
一般局平均				0.001	—	0.011	0.045	0.006	8.5	0.10	
自動車排出ガス測定局	福島市	杉妻町	住	—	0.2	0.015	—	0.013	—	0.09	
	郡山市	台新	〃	—	0.3	0.013	—	0.012	9.5	0.11	
	いわき市	平	商	—	0.3	0.012	—	0.009	—	0.19	
	自排局平均				—	0.3	0.013	—	0.011	9.5	0.13
全測定局の平均				0.001	0.3	0.011	0.045	0.006	8.6	0.11	

(注) 1 光化学オキシダント濃度は昼間(5~20時)の日最高1時間値の年平均値です。
 2 非メタン炭化水素は、6~9時の3時間平均値の年平均値です。

表-5 大気汚染物質の年平均値の前年度との差

(平成29年度)

種別	市町村名	測定局	用途地域	環境基準項目							指針値設定項目
				二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	微粒子 (μg/m ³)	小状質	
一般環境大気測定局	福島市	南町	住	0.000	-	0.000	0.002	0.000	-	-	
		森合	//	0.001	-	-0.001	0.002	-0.001	-0.1	0.02	
		古川	//	-	-	0.000	0.002	0.000	-	-	
	二本松市	二本松	//	-	-	0.000	0.001	-	-	-	
		郡山市	芳賀	//	0.000	-	-0.001	0.001	0.000	-0.2	-
	堤下		//	0.000	-	0.002	0.002	0.000	-	0.01	
	日和田		//	-	-	-	0.002	-	-	-	
	安積		//	-	-	-	0.003	-	-	-	
	須賀川市	須賀川	//	0.000	-	-0.001	0.001	0.000	-	0.02	
	白河市	白河	//	0.000	-	-0.001	0.003	0.000	-1.6	0.00	
	棚倉町	棚倉	未	-	-	-0.001	0.001	-	-	0.01	
	矢吹町	矢吹	住	-	-	-0.001	0.001	-	-	-	
	会津若松市	会津若松	//	0.000	-	-0.001	0.001	0.000	-1.5	0.00	
	喜多方市	喜多方	//	-	-	-0.001	0.001	-	-	-	
	南会津町	南会津	//	-	-	0.000	0.001	-	-0.2	0.00	
	新地町	新地	未	0.000	-	0.001	0.001	0.001	-	-	
	相馬市	相馬	住	0.000	-	0.002	0.003	0.000	-	-	
	南相馬市	原町	//	0.000	-	0.001	0.002	0.000	-0.6	-0.01	
		小高	//	-	-	0.000	0.002	-	-	-	
	双葉町	双葉	//	-	-	(0.004)	0.001	-	-	-	
	富岡町	富岡	//	-	-	0.000	0.003	-	-	-	
	檜葉町	檜葉	未	0.001	-	0.000	0.004	0.000	0.4	-0.01	
	広野町	広野	//	0.000	-	0.000	0.002	0.001	-	-	
	いわき市		上中田	準工	0.000	-	0.000	0.003	0.000	-	-
			花ノ井	住	0.000	-	-	-	-	-	-
			金山	未	0.000	-	-0.001	-0.001	0.001	-	-
			下川	準工	0.000	-	-	-	-	-	-
			滝尻	住	0.000	-	0.000	-	-	-	-
			大原	//	0.000	-	-0.001	0.001	0.001	0.4	-0.01
			中原	工	0.001	-	-	-	-	-	-
揚土			住	0.000	-	0.001	0.000	0.001	-0.5	-	
中央台			//	0.000	-	0.000	0.001	0.000	-	-	
常磐			//	0.000	-	-0.001	0.002	0.000	-	-	
四倉	未	0.000	-	-0.001	0.005	0.000	-	-			
一般局平均				0.000	-	0.000	0.002	0.000	-0.4	0.00	
自動車排出局	福島市	杉妻町	住	-	0.0	0.001	-	0.000	-	0.02	
	郡山市	台新	//	-	0.0	-0.001	-	0.000	-0.6	0.00	
	いわき市	平	商	-	0.0	0.000	-	0.001	-	-0.01	
	自排局平均				-	0.0	0.000	-	0.000	-0.6	0.00
全測定局の平均				0.000	0.0	0.000	0.002	0.000	-0.5	0.00	

- (注)1 二酸化硫黄は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、±0.005ppm以内の場合、本文中で横ばいと表現しています。
- 2 一酸化炭素は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、±0.5ppm以内の場合、本文中で横ばいと表現しています。
- 3 浮遊粒子状物質は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、±0.010mg/m³以内の場合、本文中で横ばいと表現しています。
- 4 二酸化窒素は、各測定局別の年平均値の前年度との比較で、±0.005ppm以内の場合、本文中で横ばいと表現しています。
- 5 一般局平均及び自排局平均は、前年度の一般局平均値及び自排局平均値との比較をしています。
- 6 前年度の値が参考値の測定項目は、(参考値)としています。

表-6 微小粒子状物質 (PM2.5) 成分分析結果

分析項目	調査地点	会津若松局	原町局
	調査期間	冬	冬
		1月18日～1月31日	1月18日～1月31日
	質量濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	7.4 3.0 ~ 11.3	5.1 2.3 ~ 8.6
イオン成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	塩化物イオン	0.19 0.09 ~ 0.49	0.08 0.04 ~ 0.21
	硝酸イオン	1.0 0.16 ~ 2.3	0.40 0.11 ~ 0.95
	硫酸イオン	1.6 0.70 ~ 3.2	1.5 0.71 ~ 2.2
	ナトリウムイオン	0.12 0.067 ~ 0.38	0.12 0.047 ~ 0.27
	アンモニウムイオン	0.91 0.34 ~ 1.4	0.65 0.30 ~ 0.95
	カリウムイオン	0.052 0.022 ~ 0.087	0.042 0.014 ~ 0.083
	マグネシウムイオン	0.014 0.005 ~ 0.033	0.013 0.006 ~ 0.023
	カルシウムイオン	0.024 0.010 ~ 0.040	0.026 0.012 ~ 0.040
炭素成分 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	有機炭素	1.2 0.47 ~ 2.3	0.95 0.36 ~ 1.9
	元素状炭素	0.40 0.09 ~ 0.80	0.22 0.02 ~ 0.51
	炭化補正值	0.33 0.11 ~ 0.61	0.28 0.06 ~ 0.57
無機元素成分 (ng/m^3)	ナトリウム	130 68 ~ 400	110 44 ~ 210
	アルミニウム	42 10 ~ 87	40 14 ~ 75
	ケイ素	98 23 ~ 210	94 33 ~ 170
	カリウム	66 23 ~ 120	50 15 ~ 110
	カルシウム	24 6.3 ~ 54	29 8.8 ~ 42
	スカンジウム	<0.010 <0.010 ~ 0.016	<0.010 <0.010 ~ 0.013
	チタン	3.6 0.99 ~ 7.3	3.0 0.79 ~ 5.1
	バナジウム	0.28 0.079 ~ 0.63	0.35 0.076 ~ 0.88
	クロム	0.84 0.32 ~ 2.2	0.66 0.38 ~ 1.3
	マンガン	1.8 0.46 ~ 4.8	1.4 0.81 ~ 2.7
	鉄	35 8.5 ~ 67	32 9.8 ~ 66
	コバルト	0.032 <0.019 ~ 0.069	0.021 <0.019 ~ 0.041
	ニッケル	0.39 0.076 ~ 1.0	0.22 0.053 ~ 0.38

分析項目	調査地点	調査期間	会津若松局	原町局
			冬	冬
			1月18日～1月31日	1月18日～1月31日
無機元素成分 (ng/m ³)	銅	1.0 0.36 ~ 2.0	0.60 0.17 ~ 1.4	
	亜鉛	10 2.5 ~ 37	5.5 1.7 ~ 11	
	ヒ素	0.57 0.20 ~ 1.3	0.51 0.15 ~ 1.2	
	セレン	0.23 0.098 ~ 0.59	0.23 0.083 ~ 0.44	
	ルビジウム	0.19 0.065 ~ 0.38	0.14 0.034 ~ 0.33	
	モリブデン	0.16 0.045 ~ 0.58	0.097 0.022 ~ 0.21	
	アンチモン	0.23 0.071 ~ 0.43	0.19 0.061 ~ 0.33	
	セシウム	0.018 <0.012 ~ 0.040	0.014 <0.012 ~ 0.036	
	バリウム	0.81 0.27 ~ 1.6	0.60 0.21 ~ 1.3	
	ランタン	0.025 <0.007 ~ 0.058	0.032 <0.007 ~ 0.072	
	セリウム	0.046 0.011 ~ 0.10	0.048 0.011 ~ 0.11	
	サマリウム	<0.011 <0.011	<0.011 <0.011	
	ハフニウム	<0.011 <0.011 ~ 0.014	<0.011 <0.011	
	タングステン	1.1 0.026 ~ 3.6	0.062 <0.023 ~ 0.13	
	タンタル	<0.006 <0.006 ~ 0.007	<0.006 <0.006	
	トリウム	<0.008 <0.008 ~ 0.014	<0.008 <0.008 ~ 0.010	
	鉛	2.3 0.62 ~ 5.7	2.0 0.49 ~ 4.2	

注)

- 1 各測定値は上段に期間中の平均値を示し、下段に測定値の範囲を示しました。また、期間中の平均値を求める際、測定値に検出下限値未満があった場合には検出下限値の2分の1の値を用いて平均値を算出しました。
- 2 「<」が示されている値は、検出下限値未満であったことを示します。
- 3 平均値が検出下限値未満の場合には検出下限値を示しました。

表－7 全測定局の環境基準達成状況の推移
 (一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局)

項目		年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
一般環境大気測定局	二酸化硫黄	有効測定局数	26	23	23	22	23	23	
		達成率(%)	長期的評価	100	100	100	100	100	100
			短期的評価	100	100	100	100	100	95.6
	浮遊粒子状物質	有効測定局数	24	27	27	27	28	29	
		達成率(%)	長期的評価	100	100	100	100	100	100
			短期的評価	95.8	96.3	100	92.6	100	100
	光化学オキシダント	有効測定局数	28	29	29	29	30	30	
		達成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	二酸化窒素	有効測定局数	23	21	20	19	20	20	
		達成率(%)	100	100	100	100	100	100	
	微小粒子状物質	有効測定局数	2	6	9	9	9	9	
		達成率(%)	長期基準	100	100	100	100	100	100
短期基準			100	66.7	100	100	100	100	
自動車排出ガス測定局	一酸化炭素	有効測定局数	3	3	3	3	3	3	
		達成率(%)	長期的評価	100	100	100	100	100	100
			短期的評価	100	100	100	100	100	100
	浮遊粒子状物質	有効測定局数	3	3	3	3	3	3	
		達成率(%)	長期的評価	100	100	100	100	100	100
			短期的評価	66.7	100	100	100	100	100
	二酸化窒素	有効測定局数	3	3	3	3	3	3	
		達成率(%)	100	100	100	100	100	100	
	微小粒子状物質	有効測定局数	-	-	-	-	1	1	
		達成率(%)	長期基準	-	-	-	-	100	100
			短期基準	-	-	-	-	100	100

表-8 福島県内の大気汚染物質濃度の推移（全測定局の年平均値）

年度	項目	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	微小粒子状物質 (μg/m ³)	非メタン炭化水素 (ppmC)
一般局	H25	0.001	—	0.014	0.043	0.007	11.9	0.12
	H26	0.001	—	0.014	0.045	0.006	11.4	0.11
	H27	0.001	—	0.013	0.045	0.006	10.4	0.11
	H28	0.001	—	0.011	0.043	0.005	9.0	0.10
	H29	0.001	—	0.011	0.045	0.006	8.5	0.10
自排局	H25	—	0.3	0.016	—	0.013	—	0.09
	H26	—	0.3	0.017	—	0.014	—	0.09
	H27	—	0.3	0.017	—	0.013	—	0.13
	H28	—	0.3	0.013	—	0.011	10.1	0.13
	H29	—	0.3	0.013	—	0.011	9.5	0.13

(注) 光化学オキシダント濃度は昼間（5～20時）の日最高1時間値の年平均値です。

表-9 全国の大気汚染物質濃度の推移（全測定局の年平均値）

年度	項目	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	光化学オキシダント (ppm)	二酸化窒素 (ppm)	微小粒子状物質 (μg/m ³)	非メタン炭化水素 (ppmC)
一般局	H25	0.002	0.3	0.020	0.047	0.010	15.3	0.14
	H26	0.002	0.3	0.020	0.047	0.010	14.7	0.14
	H27	0.002	0.3	0.019	0.048	0.010	13.1	0.13
	H28	0.002	0.3	0.017	0.047	0.009	11.9	0.12
	H29	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1
自排局	H25	0.002	0.4	0.022	0.042	0.020	16.0	0.18
	H26	0.002	0.4	0.021	0.043	0.019	15.5	0.17
	H27	0.002	0.4	0.020	0.044	0.019	13.9	0.16
	H28	0.002	0.3	0.018	0.044	0.017	12.6	0.15
	H29	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1

(出典：大気汚染状況報告書（環境省）)

(注) 光化学オキシダント濃度は昼間（5～20時）の日最高1時間値の年平均値です。

※1 平成29年度の年平均値については、平成30年度末に環境省から公表される予定です。

図1 本県及び全国の大気汚染物質濃度（年平均値）の推移

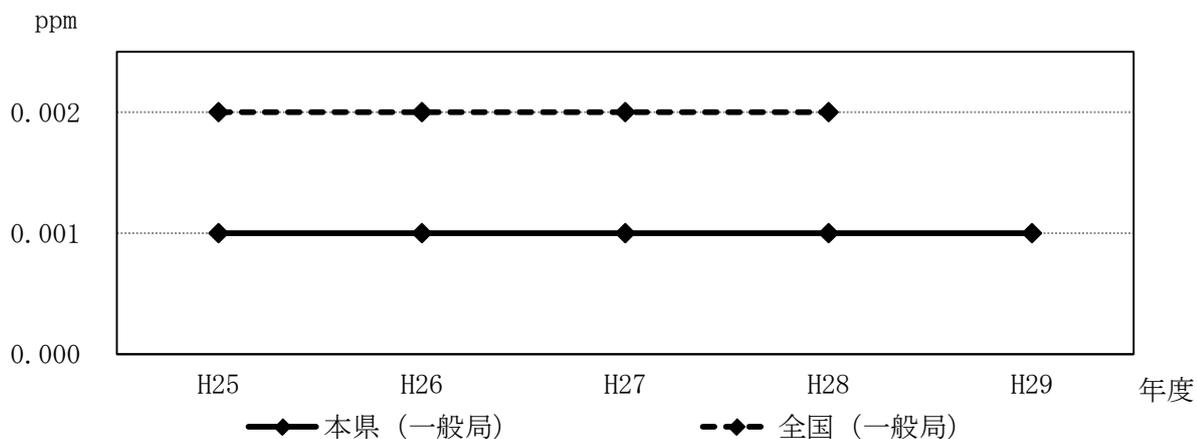


図1-1 二酸化硫黄濃度の推移

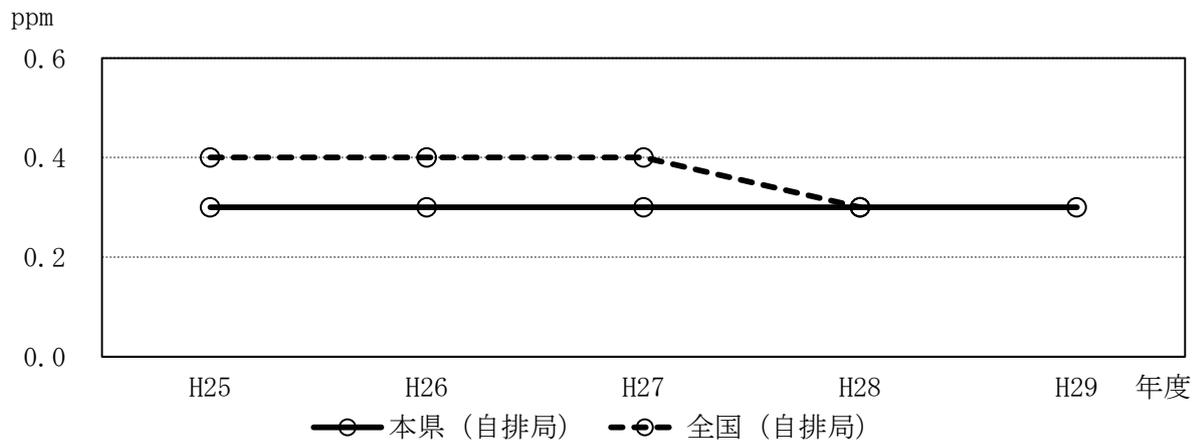


図 1 - 2 一酸化炭素濃度の推移

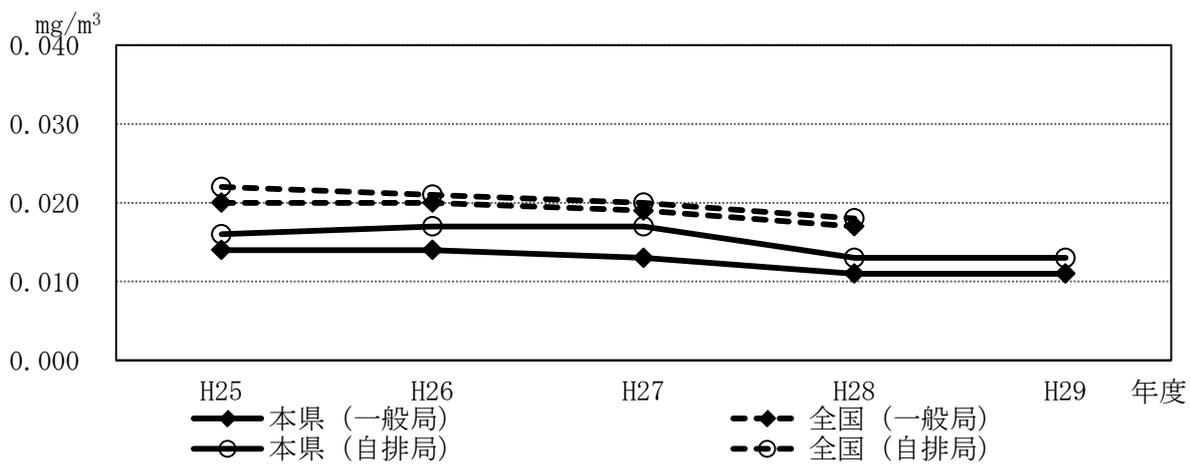


図 1 - 3 浮遊粒子状物質濃度の推移

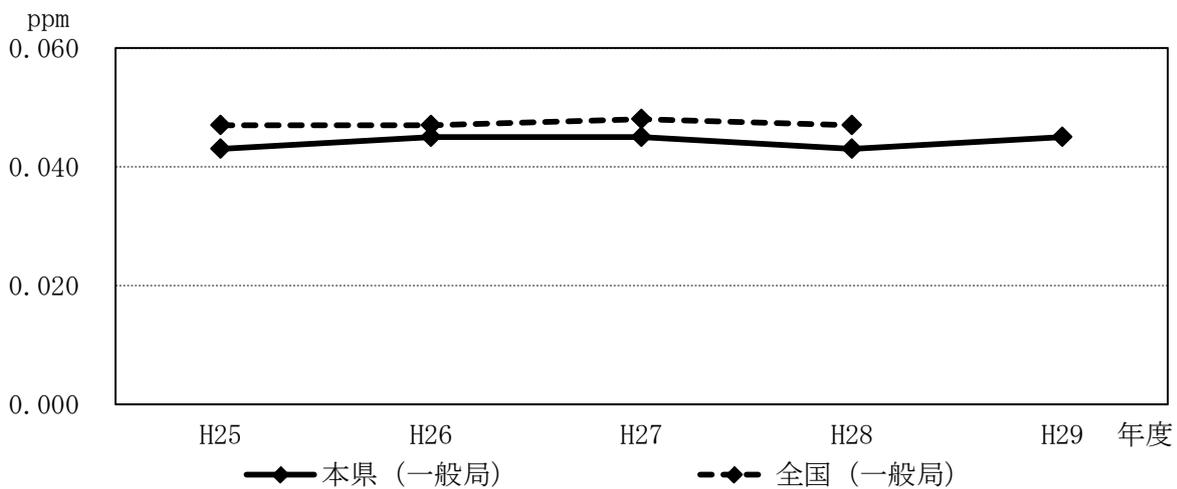


図 1 - 4 光化学オキシダント濃度の推移

(注) 光化学オキシダント濃度は昼間 (5~20時) の日最高1時間値の年平均値です。

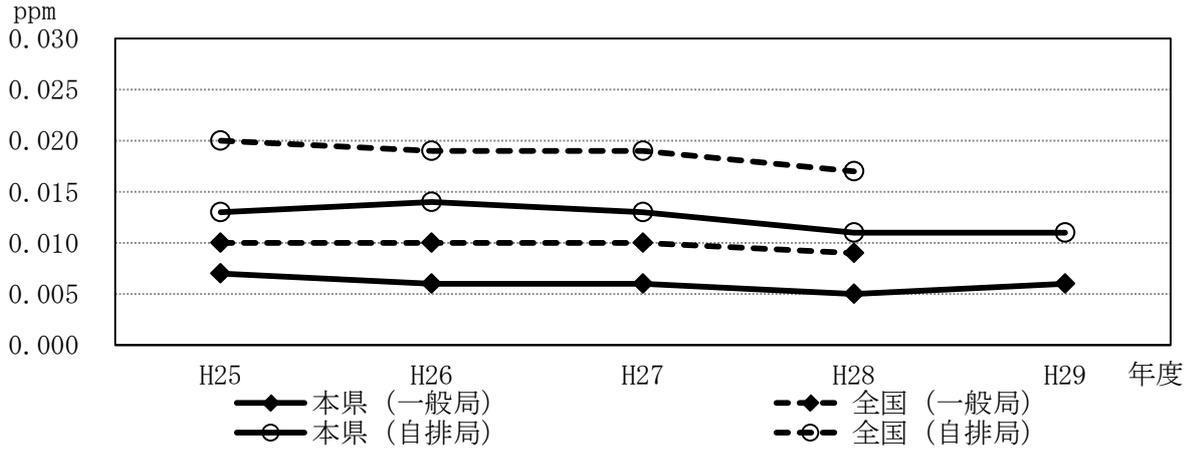


図 1 - 5 二酸化窒素濃度の推移

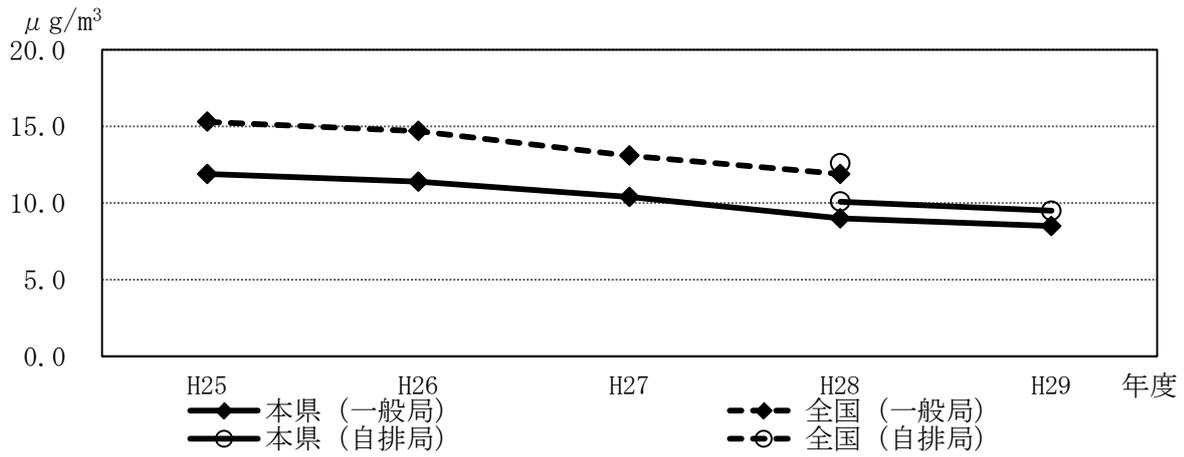


図 1 - 6 微小粒子状物質濃度の推移

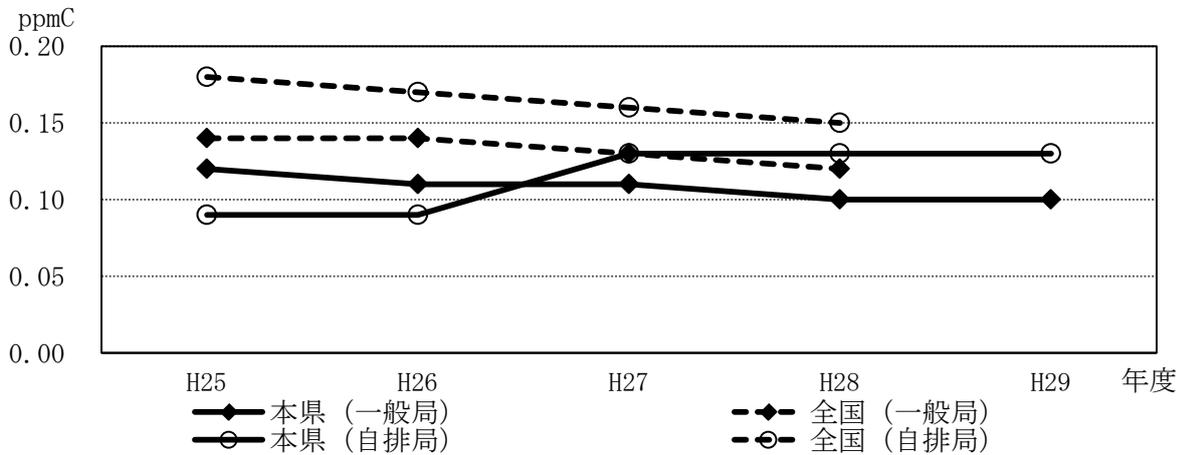


図 1 - 7 非メタン炭化水素濃度の推移

平成 2 9 年度

有害大気汚染物質モニタリング調査結果

平成 3 0 年 1 0 月

福 島 県

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定に基づき、県内の有害大気汚染物質による大気の汚染状況についてモニタリング調査を行い、同法第 24 条の規定に基づいてその結果を公表します。

一般環境 7 地点、発生源周辺 2 地点及び道路沿道 1 地点の計 10 地点で測定した結果、環境基準設定項目は、すべての測定地点で環境基準を達成しました。

指針値設定項目は、ヒ素及びその化合物以外の項目ですべての測定地点で指針値を下回りました。

ヒ素及びその化合物は、大原局 (60ng/m³) 及び中原局 (21ng/m³) の 2 地点で指針値 (6ng/m³) を超過したことから、モニタリングを継続するとともに、超過原因の調査を引き続き実施します。

1 調査の内容

(1) 測定期間

平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

(2) 実施機関

福島県、郡山市及びいわき市

(3) 測定地点

県内 5 市において、一般環境 7 地点、発生源周辺 2 地点及び道路沿道 1 地点の計 10 地点。

表－1 測定地点一覧

地域分類 (地点数)	市町村	測定地点	所在地	測定機関
一般環境 (7)	白河市	大気測定局 (白河局付近)	寺小路28	福島県
	南相馬市	南相馬合同庁舎	原町区錦町 1 丁目 30	
	郡山市	開成山公園	開成 1 丁目	郡山市
		大気測定局 (芳賀局)	芳賀2丁目6-1	
	いわき市	大気測定局 (揚土局)	平字揚土5	いわき市
		大気測定局 (中原局)	小名浜字中原5-1	
大気測定局 (金山局)		金山町朝日台1		
発生源周辺 (2) (ヒ素及び その化合物 のみ)	いわき市	大気測定局 (大原局)	小名浜大原字六反田22	いわき市
		大気測定局 (中原局)	小名浜字中原5-1	
道路沿道 (1)	福島市	大気測定局 (杉妻町局付近)	杉妻町5-75	福島県

(4) 測定項目

「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について（平成 25 年 8 月 30 日付け環境省水・大気環境局長一部改訂）」で測定対象となっている環境基準設定項目等 21 物質（福島県：13 物質、郡山市：21 物質、いわき市：21 物質）。

(5) 測定方法

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年 3 月環境省）に基づき、各地点毎に月 1 回連続 24 時間サンプリングを実施。

2 調査の結果

(1) 環境基準設定項目

すべての測定項目、測定地点で環境基準を達成しました（表－2）

ア ベンゼン

各測定地点の年平均値の範囲は $0.56\sim 0.86\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で環境基準 ($3\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下) を達成しました。

イ トリクロロエチレン

各測定地点の年平均値の範囲は $0.074\sim 0.23\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で環境基準 ($200\ \mu\text{g}/\text{m}^3$) を達成しました。

ウ テトラクロロエチレン

各測定地点の年平均値の範囲は $0.022\sim 0.095\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で環境基準 ($200\ \mu\text{g}/\text{m}^3$) を達成しました。

エ ジクロロメタン

各測定地点の年平均値の範囲は $0.51\sim 1.1\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で環境基準 ($150\ \mu\text{g}/\text{m}^3$) を達成しました。

(2) 指針値設定項目

ヒ素及びその化合物について指針値を超過する地点がありました。（表－2）

ア アクリロニトリル

各測定地点の年平均値の範囲は $0.014\sim 0.044\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値 ($2\ \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

イ 塩化ビニルモノマー

各測定地点の年平均値の範囲は $0.011\sim 0.028\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値 ($10\ \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

ウ クロロホルム

各測定地点の年平均値の範囲は $0.15\sim 0.27\ \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、指針値 ($18\ \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

エ 1,2-ジクロロエタン

各測定地点の年平均値の範囲は $0.10\sim 0.12\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値 ($1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

オ 水銀及びその化合物

各測定地点の年平均値の範囲は $1.4\sim 13\text{ng}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値 ($40\text{ng}/\text{m}^3$) を下回りました。

カ ニッケル化合物

各測定地点の年平均値の範囲は $0.71\sim 3.4\text{ng}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値 ($25\text{ng}/\text{m}^3$) を下回りました。

キ ヒ素及びその化合物

各測定地点の年平均値の範囲は $0.29\sim 60\text{ng}/\text{m}^3$ であり、大原局 ($60\text{ng}/\text{m}^3$) 及び中原局 ($21\text{ng}/\text{m}^3$) の 2 地点で指針値 ($6\text{ng}/\text{m}^3$) を超過しました。

指針値超過地点については、モニタリングを継続するとともに、超過原因の調査等を引き続き実施します。

ク 1,3-ブタジエン

各測定地点の年平均値の範囲は $0.038\sim 0.069\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値 ($2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

ケ マンガン及びその化合物

各測定地点の年平均値の範囲は $4.3\sim 8.6\text{ng}/\text{m}^3$ であり、すべての地点で指針値 ($140\text{ng}/\text{m}^3$) を下回りました。

(3) その他の項目

アセトアルデヒド、塩化メチル、クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒドの 8 物質については、環境基準や指針値が設定されていないため、全国の調査結果と比較するとすべての測定地点で平成 28 年度における全国の年平均以下もしくは同程度の濃度でした (表-2)。

表-2 平成29年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果の概要

測定項目名 (単位)	地域分類	測定値						全国の状況 ^{※1}		環境基準 (指針値) ^{※2}
		地点数				年 平 均 値	測定値の範囲	年平均値	測定値の 最大	
		福 島 県	郡 山 市	い わ き 市	計					
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	2	1	5	0.70	0.56~0.86	0.78	1.5	3
	沿道	1			1	0.72	0.72	1.0	2.0	
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	2	1	5	0.13	0.074~0.23	0.37	5.0	200
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	2	1	5	0.044	0.022~0.095	0.11	1.0	200
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	2	1	5	0.73	0.51~1.1	1.2	4.4	150
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境		2	1	3	0.031	0.014~0.044	0.046	0.30	(2)
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境		2	1	3	0.017	0.011~0.028	0.022	0.38	(10)
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	2	1	5	0.17	0.15~0.27	0.21	1.1	(18)
1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境		2	1	3	0.11	0.10~0.12	0.12	0.36	(1.6)
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境	2	2	3	7	3.3	1.4~13	1.9	12	(40)
ニッケル化合物 (ng/m^3)	一般環境	2	2	1	5	1.7	0.71~3.4	2.6	12	(25)
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	一般環境	2	2	1	5	1.4	0.29~5.2	0.99	5.3	(6)
	発生源周辺			2	2	40	21~60	3.8	28	

物質名 (単位)	地域分類	測定値					全国の状況 ^{※1}			環境基準 (指針値) ※2
		地点数				年 平 均 値	測定値の範囲	年平均値	測定値 の最大	
		福 島 県	郡 山 市	い わ き 市	計					
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境		2	1	3	0.053	0.038~0.066	0.065	0.52	(2.5)
	沿道	1			1	0.069	0.069	0.13	0.82	
マンガン及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境		2	1	3	6.2	4.3~8.6	16	73	(140)
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	2	1	5	1.6	1.2~2.6	2.0	9.1	—
	沿道	1			1	1.9	1.9	2.2	8.2	
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境		2	1	3	1.5	1.3~1.6	1.5	4.6	—
クロム及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境		2	1	3	1.1	0.84~1.4	3.7	50	—
酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境		2	1	3	0.061	0.048~0.078	0.067	0.44	—
トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	2	1	5	4.8	2.0~11	5.6	29	—
	沿道	1			1	6.4	6.4	7.2	32	
ベリリウム及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境		2	1	3	0.0085	0.0052~0.015	0.016	0.10	—
ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	一般環境		2	1	3	0.056	0.054~0.060	0.17	2.8	—
	沿道	1			1	0.073	0.073	0.18	1.4	
ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	2	2	1	5	2.0	1.4~3.8	2.4	9.7	—
	沿道	1			1	2.1	2.1	2.7	6.4	

※1：出典：平成28年度大気汚染状況について（有害大気汚染物質モニタリング調査結果報告）（環境省）

※2：ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては環境基準。アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物については指針値。アセトアルデヒド、塩化メチル、クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒドは優先取組物質で基準となる値は設定されていないため「—」としています。

平成 2 9 年度

酸性雨モニタリング調査結果

平成 3 0 年 1 0 月

福 島 県

地球的規模の環境問題の一つである降水の酸性化（酸性雨）については、全国的に pH4 台の降水が確認されています。これは欧米とほぼ同程度であり生態系への影響が懸念されていることから、県内の酸性雨の実態を把握するため、平成 29 年度酸性雨モニタリング調査を実施しましたので、結果を公表します。

平成 29 年度における降水の pH は前年度に比べ郡山といわきで低い値となりました。会津若松、羽鳥及び三春では変化量が小さく、横ばい傾向にあります（図－2）。平成 28 年度の全国平均と比べると、pH は高い値となり、電気伝導率は低い値となりました（表－3）。

1 酸性雨調査の概要

(1) 測定期間・頻度

平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月

原則として 2 週間ごとに捕集。ただし、調査地点「羽鳥」は 1 か月ごとに捕集。

(2) 実施機関

福島県、郡山市及びいわき市

(3) 調査地点及び捕集方法等

調査地点	調査地点の場所	調査実施機関	捕集方法
会津若松	会津若松市追手町7-40 (福島県会津保健福祉事務所)	会津地方振興局 (分析は環境創造センター)	ろ過式雨水採取器により捕集
郡山	郡山市朝日3-5-7 (郡山市環境保全センター)	郡山市環境保全センター	〃
いわき	いわき市小名浜大原字六反田22 (いわき市環境監視センター)	いわき市環境監視センター	〃
羽鳥	岩瀬郡天栄村大字田良尾字芝草 (羽鳥湖付近)	環境創造センター	〃
三春	田村郡三春町深作10-2 (環境創造センター)	環境創造センター	自動開閉式採取器により捕集

(4) 調査項目

降水量、pH、電気伝導率、水素イオン (H⁺)、硫酸イオン (SO₄²⁻)、硝酸イオン (NO₃⁻)、塩化物イオン (Cl⁻)、アンモニウムイオン (NH₄⁺)、カルシウムイオン (Ca²⁺)、マグネシウムイオン (Mg²⁺)、カリウムイオン (K⁺)、ナトリウムイオン (Na⁺) の 12 項目。

2 調査結果

各地点の pH の平均値は 5.05～5.25、電気伝導率の平均値は 7.7～31.6 μ S/cm でした。

表－1 平均濃度

調査地点	年間降水量 (mm)	pHの年間平均値	電気伝導率の年間平均値 (μ S/cm)	平均濃度 (mg/l)									
				SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺	nss-SO ₄ ²⁻	nss-Ca ²⁺
会津若松	1443.0	5.05	14.3	1.1	0.9	1.7	0.9	0.1	0.3	0.1	0.3	0.9	0.2
郡山	1092.7	5.18	11.9	0.9	1.0	0.9	0.4	0.0	0.6	0.1	0.2	0.8	0.5
いわき	1289.8	5.06	31.6	2.6	1.7	4.3	2.4	0.1	0.3	0.3	1.0	2.0	0.2
羽鳥	1554.9	5.25	7.7	0.8	0.6	0.5	0.3	0.1	0.2	0.0	0.3	0.7	0.2
三春	944.5	5.10	8.0	0.8	0.8	0.4	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.7	0.2

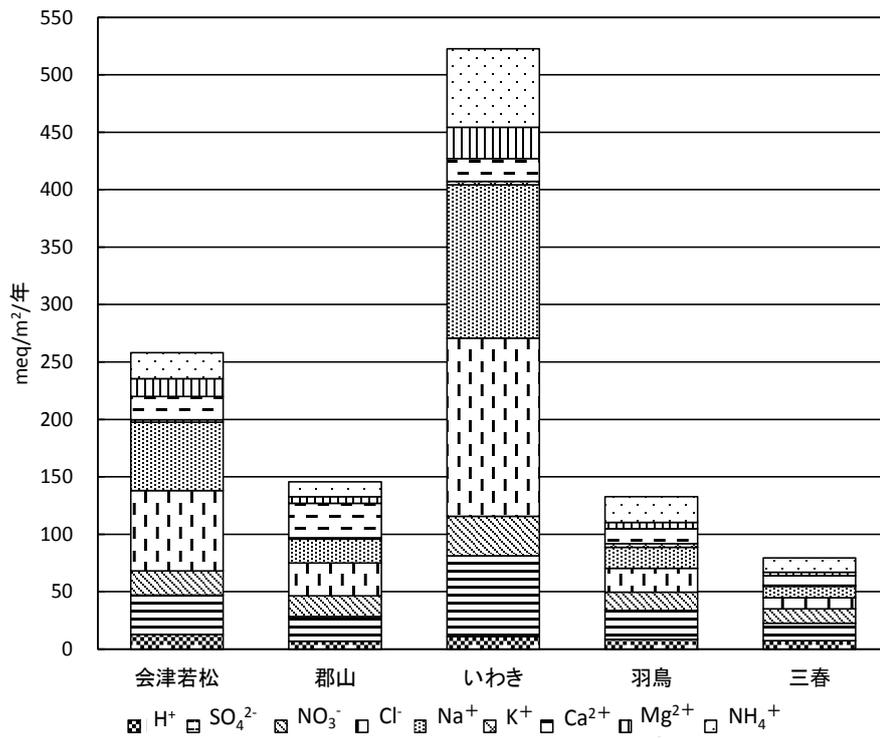
表－2 年間沈着量

調査地点	年間沈着量(単位:meq/m ² /年)											
	H ⁺	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺	Total-ion	nss-SO ₄ ²⁻	nss-Ca ²⁺
会津若松	12.8	34.3	21.0	70.0	59.5	2.1	20.3	15.5	22.6	258.1	27.1	17.7
郡山	7.1	21.4	18.1	28.4	20.9	1.0	30.1	5.8	12.9	145.7	18.8	29.1
いわき	11.2	70.1	34.5	155.1	133.5	2.9	19.8	27.4	68.2	522.7	54.0	14.0
羽鳥	8.6	25.2	15.8	20.9	18.1	3.1	12.9	5.7	22.4	132.9	23.0	12.2
三春	7.6	15.1	12.5	9.8	9.9	0.8	8.4	2.9	12.6	79.5	13.9	8.0

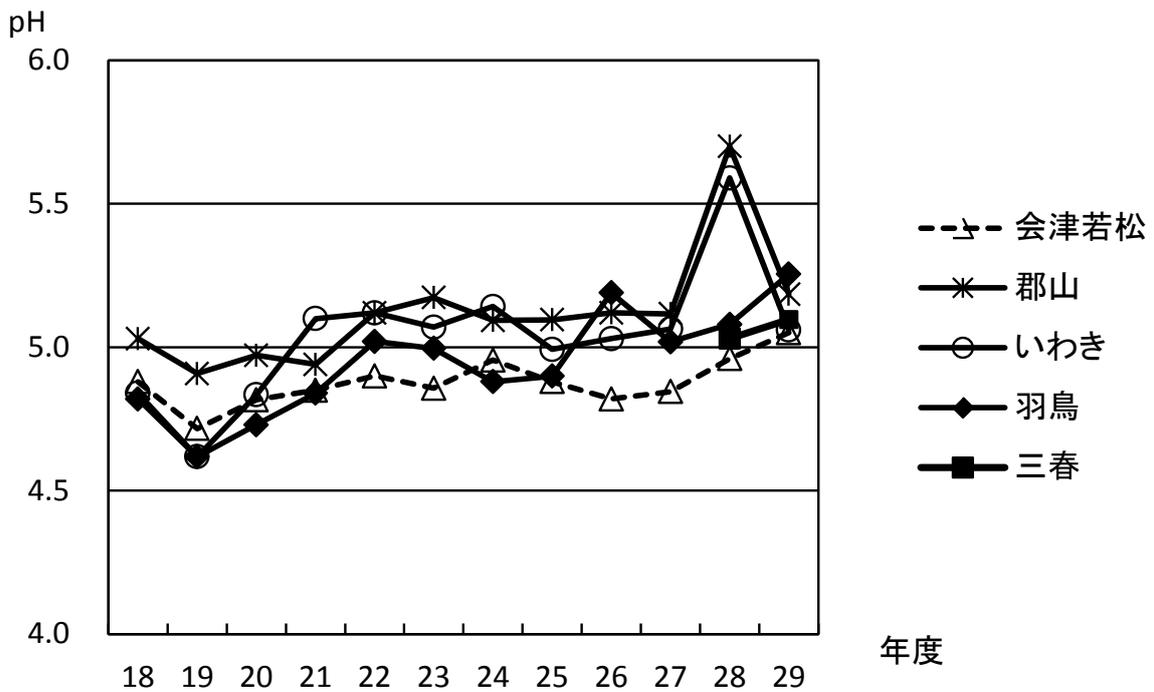
※1 端数処理の関係で総イオン沈着量が各イオン沈着量の合計と一致していません。

※2 イオン成分沈着量の単位「meq」について

「m(ミリ)」は千分の一、「eq」は中和反応等の化学反応性に基づいて定められた元素や化合物の一定量である「化学当量(chemical equivalent)」を表しています。



図－1 調査結果（地点別イオン成分沈着量）



図－2 各調査地点の pH の平均値の推移

表－3 調査結果の比較(年平均値)

	年 間 降水量 (mm)	pH	電気伝 導率 ($\mu\text{S}/\text{cm}$)	上段:年間沈着量(単位: meq/m ² /年)											
				下段:総イオン沈着量に対する割合(単位:%)											
				H ⁺	SO ₄ ²⁻	NO ₃ ⁻	Cl ⁻	Na ⁺	K ⁺	Ca ²⁺	Mg ²⁺	NH ₄ ⁺	Total- ion	nss- SO ₄ ²⁻	nss- Ca ²⁺
福島県 (H29年度)	1265.0	5.13	14.7	9.5	33.2	20.4	56.9	48.4	2.0	18.3	11.4	27.7	227.8	27.4	16.2
				4.2	14.6	8.9	25.0	21.2	0.9	8.0	5.0	12.2	100.0	12.0	7.1
福島県 (H28年度)	1158.2	5.27	13.6	7.6	27.6	16.4	37.8	32.3	1.4	24.0	8.3	24.8	180.4	23.8	22.6
				4.2	15.3	9.1	20.9	17.9	0.8	13.3	4.6	13.8	100.0	13.2	12.5
全国 (H28年度)	1896.9	4.90	19.7	26.9	47.0	20.5	132.4	113.8	3.4	11.2	26.5	20.9	402.6	33.3	6.3
				6.7	11.7	5.1	32.9	28.3	0.8	2.8	6.6	5.2	100.0	8.3	1.6

※1 端数処理の関係で総イオン沈着量が各イオン沈着量の合計と一致していない場合があります。

平成29年度

アスベストモニタリング調査結果

平成30年10月

福 島 県

平成29年度における県内の一般環境大気中アスベスト濃度及び特定粉じん排出等作業（建築物等解体等工事）現場周辺のアスベスト濃度を調査した結果をとりまとめたので、公表します。

平成29年度の一般環境大気中アスベスト濃度調査は、県内の主に住宅の用に供する地域9地点のべ88件の調査を行い、参考となる敷地境界基準（※）と比較するといずれも低い値でした。

また、特定粉じん排出等作業現場周辺のアスベスト濃度調査を12か所で行い、参考となる敷地境界基準（※）と比較すると、いずれも低い値でした。

敷地境界基準（※）：大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準で、10本/L。

1 調査の目的

アスベストは耐熱性及び耐摩耗性など多くの優れた特性を有していることから、建材などの工業原材料として広く使用されてきました。しかし、いったん大気中に放出されると分解・変質せずに環境中に蓄積され、大量に吸い込むと肺がんや中皮腫などを引き起こすことなどが問題となっています。

県民に情報提供を行い安全・安心を確保するため、一般環境大気中のアスベスト濃度を広域的かつ継続的に監視、把握しました。

また、大気汚染防止法に基づく届出のあった特定粉じん排出作業等作業現場への立入検査及び作業現場周辺のアスベスト濃度測定を実施することにより、作業基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うことにより大気環境の保全を図りました。

2 調査の概要

(1) 一般環境大気中アスベスト濃度調査

ア 調査地点、調査頻度及び実施機関

調査地点は、工業専用地域や車道等を除く、県民が通常生活している地域内に設定するものとし、平成29年度は県内6市1町において、いずれも主に住宅の用に供する地域で調査を実施しました。（表-1）

1回の調査につき、3日間測定し3回分の測定値の幾何平均値を各月の測定結果としました。

表-1 調査地点、調査頻度及び実施機関一覧

市町名	調査地点（所在地）	調査頻度	実施機関
福島市	大気測定局（森合測定局） （福島市森合字中谷地4-4）	月1回 （南会津町は10月 から四半期に1回）	福島県
白河市	大気測定局（白河測定局） （白河市寺小路28）		
会津若松市	会津保健福祉事務所 （会津若松市追手町7-40）		
南会津町	南会津合同庁舎（南会津郡南会津町 田島字根小屋甲4277-1）		

市町名	調査地点（所在地）	調査頻度	実施機関
南相馬市	南相馬合同庁舎 (南相馬市原町区錦町1丁目30)	月1回	福島県
郡山市	郡山市環境保全センター (郡山市朝日3丁目5-7)	年4回	郡山市
	郡山市富久山行政センター (郡山市富久山町福原字泉崎181-1)		
いわき市	大気測定局（大原測定局） (いわき市小名浜大原字六反田22)	月1回	いわき市
	大気測定局（揚土測定局） (いわき市平字揚土5番地)		

イ 測定方法

福島県、郡山市実施分については「アスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）」（平成22年6月環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき、位相差顕微鏡で総繊維数濃度を計測し、総繊維数濃度が1本/Lを超えた場合は、電子顕微鏡でアスベスト濃度を定量しました。

いわき市実施分については「アスベストモニタリングマニュアル（第3版）」（平成19年5月環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき、光学顕微鏡でアスベスト（クリソタイル）の計数を行いました。

ウ 調査結果

県内の一般環境大気中アスベスト濃度はND（検出下限値未満）～0.25本/Lであり、平成28年度調査結果と比較すると大きな変化はありませんでした。

（表-2）

また、大気汚染防止法第18条の5に規定する特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（10本/L）と比較すると低い値でした。

（2）特定粉じん排出等作業現場等周辺のアスベスト濃度調査

ア 調査地点

大気汚染防止法第18条の15に基づく届出があった特定粉じん排出等作業現場及び届出がない解体等工事現場の中から調査地点を選定し、原則として、作業現場の敷地境界の2地点（集じん・排気装置の排出口に最も近い1地点及び主風向の風下1地点）で調査を実施しました。

イ 測定方法

「アスベストモニタリングマニュアル（第4.0版）」（平成22年6月環境省水・大気環境局大気環境課）に基づき実施しました。

ウ 調査結果

特定粉じん排出等作業現場等周辺の12か所で調査したところ、アスベスト濃度は、ND（検出下限値未満）～0.50本/Lでした。（表-3）

表一2 一般環境大気中アスベスト濃度調査結果

市町村名	調査地点	アスベスト濃度 (下段の () 内はアスベスト以外を含む総繊維数濃度) (本/L)※1※2												検出値の 幾何平均値 (本/L)			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
福島市	大気測定局 (森合局)	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(1.5)	(0.69)	(0.65)	(0.67)	(0.35)	(0.61)	(0.44)	(0.38)	(0.33)	(0.26)	(0.45)	(0.35)	(0.49)			
白河市	大気測定局 (白河局)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(0.56)	(0.31)	(0.35)	(0.46)	(0.28)	(0.31)	(0.18)	(0.47)	(0.29)	(0.29)	(0.38)	(0.25)	(0.32)			
会津若松市	会津保健福 祉事務所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(0.39)	(0.51)	(0.37)	(0.47)	(0.27)	(0.41)	(0.34)	(0.32)	(0.25)	(0.57)	(0.30)	(0.21)	(0.35)			
南会津町	南会津 合同庁舎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(0.42)	(0.31)	(0.23)	(0.34)	(0.38)	(0.52)	(0.42)	—	—	(0.25)	—	—	(0.34)			
南相馬市	南相馬 合同庁舎	ND	ND	—	—	ND	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(0.43)	(0.70)	(0.52)	(0.47)	(1.5)	(0.56)	(0.51)	(0.34)	(0.44)	(0.40)	(0.40)	(0.25)	(0.48)			
郡山市	郡山市 環境保全 センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(0.27)	—	—	—	(0.21)	—	(0.23)	—	—	(0.13)	—	—	(0.20)			
郡山市	郡山市 富久山行政 センター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		(0.23)	(0.23)	(0.29)	—	(0.29)	—	(0.23)	(0.23)	—	—	(0.31)	—	(0.26)			
いわき市※3	大気測定局 (大原局)	0.08	0.16	0.05	0.07	0.06	0.05	ND	0.05	0.25	ND	0.08	0.07				
		(0.46)	(0.43)	(0.67)	(0.25)	(0.23)	(0.24)	(0.11)	(0.17)	(0.52)	(0.05)	(0.11)	(0.25)	(0.23)			
いわき市※3	大気測定局 (揚土局)	0.07	0.25	0.15	0.12	0.09	0.05	ND	0.05	0.09	0.05	0.08	0.08				
		(0.17)	(0.52)	(0.95)	(0.65)	(0.42)	(0.26)	(0.08)	(0.20)	(0.41)	(0.20)	(0.19)	(0.27)	(0.29)			
平成29年度調査結果		ND~0.25												0.08			
平成28年度調査結果		ND~0.70												0.11~0.18			
大気汚染防止法の 敷地境界基準 (参考)														10			

※1 アスベスト濃度の単位は、大気1リットルあたりのアスベスト繊維数である。

※2 総繊維数濃度 (アスベスト以外を含む) が1本/Lを超えたものについて、アスベストを定量した (いわき市以外)。「—」は、総繊維数濃度が1本/Lを超えなかったため、マニュアルに基づき、電子顕微鏡法によるアスベストの同定を行わなかったもの。「ND」は、アスベストを定量したが検出されなかったことを表す。

※3 いわき市は、総繊維数濃度 (アスベスト以外を含む) にかかわらず、アスベスト (クリソタイル) の計数をいい測定値としている。

表－3 特定粉じん排出等作業現場等周辺のアスベスト濃度調査結果

(参考：敷地境界基準 10本/L^{※1})

番号	地域	調査地点	調査日	測定地点 ^{※2}	総繊維数濃度 (本/L)	アスベスト ^{※3} 濃度 (本/L)	実施機関
1	南会津	桧枝岐村字下ノ原	H29. 4. 25	風下	0.96	—	福島県
2	会津	会津若松市北会津町	H29. 6. 12	排出口直近	0.51	—	福島県
				排出口東敷地境界	0.39	—	
3	会津	北塩原村大字檜原	H29. 6. 15	排出口直近	1.0	ND	福島県
				排出口南東敷地境界	0.79	—	
4	会津	会津若松市馬場町	H29. 8. 4	排出口直近	0.56	—	福島県
				排出口北敷地境界	0.34	—	
5	南会津	南会津町界	H29. 8. 10	排出口付近	1.9	0.50	福島県
				風下	0.34	—	
6	会津	会津若松市山見町	H29. 10. 11	排出口直近	0.79	—	福島県
				排出口北西敷地境界	0.45	—	
7	県北	国見町大字藤田	H29. 11. 10	排出口付近	0.39	—	福島県
				敷地境界	0.51	—	
8	県北	福島市鎌田	H29. 11. 30	排出口付近敷地境界(駐車場側)	0.45	—	福島県
				排出口付近敷地境界(裏手側)	0.62	—	
9	相双	南相馬市原町区	H29. 12. 7	風上	0.34	—	福島県
				風下	0.17	—	
10	相双	相馬市中村	H29. 12. 11	風上	0.17	—	福島県
				風下	0.34	—	
11	会津	会津若松市城北町	H30. 1. 17	作業場東側	0.22	—	福島県
12	相双	相馬市中村	H30. 2. 26	風上	0.28	—	福島県
				風下	0.39	—	

※1 アスベスト濃度の単位は、大気1リットルあたりのアスベスト繊維数である。

※2 排出口とは、集じん・排気装置排出口、アスベスト除去作業場所の前室または出入口に最も近い測定地点。敷地境界とは、主風向等の情報を勘案した風下の敷地境界における測定地点。

※3 総繊維数濃度(アスベスト以外を含む)が1本/Lを超えたものについて、アスベストを定量した。「—」は、総繊維数濃度が1本/Lを超えなかったためアスベストを定量しなかったもの。「ND」は、アスベストを定量したが検出されなかったことを表す。

平成 2 9 年度

公共用水域の水質測定結果

平成 3 0 年 1 0 月

福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき県内の公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

平成29年度は、福島県内計196地点で公共用水域の測定を実施しました。健康項目では、80地点すべてで環境基準を達成しました。生活環境項目の中で水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準達成率は、河川100%、湖沼66.7%、海域92.3%でした。また、全窒素・全燐の環境基準達成率は、湖沼71.4%、海域100%で、水生生物の生息状況の適応性に係る項目(全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS)の環境基準達成率は、湖沼97.7%、海域100%でした。

1 測定内容

(1) 測定期間

平成29年4月～平成30年3月

(2) 測定機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省(東北地方整備局及び北陸地方整備局)

(3) 測定地点及び測定項目

ア 測定地点数

表-1 測定水域数及び測定地点数

区分	環境基準の類型指定状況	測定地点数等								
		河川数等	水域数	地点数	地点数の測定機関別内訳					
					福島県	福島市	郡山市	いわき市	東北地方整備局	北陸地方整備局
河川	指定有	43(40)	60(46)	94(55)	53	3	6	18	9	5
	指定無	35(9)	35(9)	37(9)	15	5	7	10	0	0
	小計	78(49)	95(55)	131(64)	68	8	13	28	9	5
湖沼	指定有	15(3)	15(3)	28(7)	24	0	3	0	0	1
	指定無	3(2)	3(2)	3(2)	1	0	0	0	2	0
	小計	18(5)	18(5)	31(9)	25	0	3	0	2	1
海域	指定有	13(5)	13(5)	34(7)	14	0	0	20	0	0
合計		109(59)	126(65)	196(80)	107	8	16	48	11	6

(注) 1 指定の有無は、生活環境の保全に関する環境基準の類型のあてはめの有無を示す。

2 ()内は、測定地点数の内数であり、健康項目の測定地点数を示す。

イ 測定項目

測定項目は、測定地点の状況等により選定して測定しました。

表－2 測定項目

区 分		項 目 名
健康項目		カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
生活環境項目		pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
その他の項目	トリハロメタン生成能	トリハロメタン生成能(クロロホルム生成能、ジブロモクロロメタン生成能、ブロモジクロロメタン生成能、ブロモホルム生成能)
	要監視項目	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェントロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

2 測定結果の概要

(1) 環境基準の達成状況

ア 健康項目

カドミウム等27の健康項目は、河川、湖沼及び海域の80地点で測定した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

また、過去5年間における測定結果でも環境基準の超過はありませんでした。

イ 生活環境項目

(7) BOD又はCOD

水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(湖沼及び海域)の環境基準達成率は、河川100%、湖沼66.7%、海域92.3%でした。全水域で93.2%となり、達成率は前年度と同様の結果となりました(表－3)。

なお、環境基準未達成は6水域でした(表－4)。

表－3 年度別BOD又はCODの環境基準の達成状況

区分	環境基準 類型	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数/ 測定水域数
河川	A	100	100	100	100	100	45/45
	B	100	100	100	91.7	100	12/12
	C	100	100	100	100	100	3/3
	D	—	—	—	—	—	—
		100	100	100	98.3	100	60/60
湖沼	A	73.3	73.3	73.3	66.7	66.7	10/15
海域	A	71.4	100	100	100	85.7	6/7
	B	100	100	100	100	100	6/6
		84.6	100	100	100	92.3	12/13
合計		93.0	95.3	95.3	93.2	93.2	82/88

表－４ 平成２９年度にCODの環境基準を達成しなかった湖沼・海域の測定結果（単位：mg/L）

区分	水系名		環境基準点名 (市町村名)	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	基準値 (mg/L以下)
	水域名								
湖沼	阿賀野川	尾瀬沼	湖心 (檜枝岐村)	<u>4.6</u>	<u>3.8</u>	<u>3.8</u>	<u>4.4</u>	<u>4.8</u>	3
		秋元湖	湖心 (北塩原村)	2.9	3.0	2.7	<u>4.4</u>	<u>3.1</u>	3
		雄国沼	湖心 (北塩原村)	<u>5.8</u>	<u>4.9</u>	<u>4.6</u>	<u>5.0</u>	<u>5.7</u>	3
		東山ダム貯水池	東山ダムサイト (会津若松市)	<u>4.2</u>	<u>3.7</u>	<u>3.7</u>	<u>3.7</u>	<u>3.7</u>	3
	阿武隈川	千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト (石川町)	<u>6.3</u>	<u>6.5</u>	<u>4.9</u>	<u>6.5</u>	<u>10</u>	3
海域	相双地区 地先海域	相双地区 地先海域	釣師浜漁港沖 約200m付近	<u>2.2</u>	2.0	1.9	1.9	<u>2.4</u>	2

- (注) 1 表中の数値はCODの75%水質値を示す。
 2 下線付数値は環境基準未達成であることを示す。
 3 千五沢ダム貯水池には、平成32年度までの暫定目標値：COD5.0mg/Lが設定されている。

(イ) 全窒素・全燐

湖沼や海域の富栄養化の代表的指標である全窒素・全燐の環境基準達成率は、湖沼71.4%、海域100%でともに前年度と同じでした(表－5)。

なお、環境基準未達成水域は2水域でした(表－6)。

表－５ 年度別全窒素・全燐の環境基準の達成状況

区分	環境基準類型	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数 ／指定水域数
湖沼	I	—	—	—	—	—	—
	II	80	80	80	80	80	4/5
	III	50	50	50	50	50	1/2
		71.4	71.4	71.4	71.4	71.4	5/7
海域	I	—	—	—	—	—	—
	II	100	100	100	100	100	1/1
	III	100	100	100	100	100	1/1
		100	100	100	100	100	2/2

表－6 平成29年度に全窒素・全燐の環境基準を達成しなかった湖沼の測定結果(単位：mg/L)

区分	水域名	環境基準点名 (市町村名)	項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	基準値 (mg/L 以下)
湖沼	東山ダム 貯水池	東山ダムサイト (会津若松市)	全燐	<u>0.017</u>	<u>0.014</u>	<u>0.013</u>	<u>0.016</u>	<u>0.015</u>	0.01
	千五沢ダム 貯水池	千五沢ダムサイト (石川町)	全窒素	<u>1.1</u>	<u>0.74</u>	<u>0.72</u>	<u>0.93</u>	<u>1.1</u>	0.4
			全燐	<u>0.076</u>	<u>0.066</u>	<u>0.060</u>	<u>0.058</u>	<u>0.074</u>	0.03

- (注) 1 各基準点における表層の年間平均値を評価する。
 2 全窒素・全燐ともに環境基準を満足している場合に達成水域とする。
 3 下線付数値は環境基準未達成であることを示す。
 4 東山ダム貯水池には、平成32年度までの暫定目標値：全燐0.014mg/Lが設定されている。
 5 千五沢ダム貯水池には、平成32年度までの暫定目標値：全窒素0.95mg/L,全燐0.052mg/Lが設定されている。

(ウ) 全亜鉛・ノニルフェノール・LAS

水生生物及びその生息又は生育環境の保全のため環境基準が定められ、平成18年度から順次、県内の各水域に環境基準のあてはめが行われています。

平成29年度は河川的全亜鉛の環境基準達成率が97.7%、その他の項目は100%でした(表－7)。

なお、全亜鉛の環境基準未達成水域は1水域でした(表－8)。

表－7 全亜鉛・ノニルフェノール・LASの環境基準の達成状況

区分	項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	
		達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成率 (%)	達成水域数 /測定水域数
河川	全亜鉛	100	97.7	97.7	100	97.7	44/45
	ノニルフェノール	100	100	100	100	100	43/43
	LAS	—*	100	100	100	100	43/43
湖沼	全亜鉛	100	100	100	100	100	15/15
	ノニルフェノール	100	100	100	100	100	15/15
	LAS	—*	100	100	100	100	15/15

(注) 指定水域は、河川45水域、湖沼15水域である。

* 平成25年度にLASの環境基準値の設定が行われ、平成26年度から測定を実施した。

表－8 平成29年度に全亜鉛の環境基準を達成しなかった水域の測定結果(単位：mg/L)

区分	水域名	環境基準点名 (市町村名)	項目	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	基準値 (mg/L 以下)
河川	蛭田川	蛭田橋 (いわき市)	全亜鉛	0.016	<u>0.034</u>	<u>0.048</u>	0.024	<u>0.042</u>	0.03

- (注) 1 各基準点における年間平均値を評価する。
 2 下線付数値は環境基準未達成であることを示す。

(2) その他の項目の測定結果

ア 要監視項目の測定結果

要監視項目については、13河川1湖沼1海域の18地点で測定した結果、1地点（藤原川・みなと大橋）で全マンガンの指針値超過がありました。

※ 要監視項目：（項目及び指針値については、P55参照）

「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、環境庁が平成5年3月に設定したもの。

要監視項目の測定結果を評価する上で設定された、長期間摂取に伴う健康への影響を考慮して算定された値を指針値としている。

イ トリハロメタン生成能の測定結果

7河川6湖沼の14地点で測定した結果、トリハロメタン生成能の年平均値は0.020～0.23mg/Lの範囲で、9地点で水質目標値を達成しました。

水質目標値が未達成だったのは、阿武隈川中流（阿久津橋、蓬莱橋）、三春ダムサイト、摺上川ダムサイト、千五沢ダムサイトでした。

※ トリハロメタン生成能：（水質目標値等については、P57参照）

水中のフミン質などの有機物が浄水処理過程の塩素処理により分解、塩素化されて生成するものであり、ある水が一定の条件下でもトリハロメタンの潜在的な生成量のことをトリハロメタン生成能という。

水質目標値は水域の最高平均水温により決定し、30～35℃では0.05mg/L、15℃以下では0.09mg/Lで、水温が5℃下がると水質目標値は0.01mg/L上昇する。

3 汚濁原因と対策

河川では、すべての環境基準地点でBODに係る環境基準を達成しました。

湖沼では、5水域がCODに係る環境基準が未達成、2水域で全燐、1水域で全窒素の環境基準が未達成でした。

海域では、1水域がCODに係る環境基準が未達成でした。

環境基準が未達成の水域についての汚濁原因と対策は次のとおりです。

(1) 湖沼

ア 千五沢ダム貯水池（環境基準未達成項目：COD、全窒素及び全燐）

汚濁原因は、生活排水のほか、畜産系の排水や自然由来と考えられます。

千五沢ダム貯水池に流入する河川の流域は「生活排水対策重点地域」に指定されており、流域自治体と連携して農業集落排水処理施設や浄化槽の整備等の対策を推進するとともに、家畜排せつ物の処理対策等の指導を実施しています。

イ 尾瀬沼（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

ウ 秋元湖（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

エ 雄国沼（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

オ 東山ダム貯水池（環境基準未達成項目：COD、全燐）

汚濁原因は、周辺に人為的水質汚濁発生源がほとんどないため、植物など有機物による自然由来と考えられます。

(2) 海域

ア 相双地区地先海域（環境基準未達成項目：COD）

汚濁原因は、海流等による影響を受けたものと考えられます。

水質測定結果（BOD又はCOD）

1 河川の各調査地点におけるBOD75%水質値の経年変化 (単位：mg/L) No.1

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
阿賀野川	阿賀野川(1)	A,イ (2 mg/L以下)	S48.3.31	○ 1	田島橋	0.8	1.1	1.0	0.7	0.5
				2	大川橋上流	0.9	1.0	1.1	0.9	0.5
	阿賀野川(2)	A,イ (2 mg/L以下)	H14.7.15	3	馬越橋	0.5	0.8	0.8	0.8	<0.5
				○ 4	宮古橋	0.9	0.9	1.0	1.2	0.7
	阿賀野川(3)	A,ハ (2 mg/L以下)	S48.3.31	5	山科地先	0.8	0.8	0.9	1.5	0.6
				○ 6	新郷ダム	1.0	1.2	1.3	0.8	<0.5
	只見川	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 7	西谷橋	0.6	0.9	0.6	0.5	0.6
				○ 8	藤橋	0.8	1.0	1.0	0.5	0.6
	伊南川	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 9	青柳橋	0.7	0.8	0.9	0.7	<0.5
				○ 10	黒沢橋	0.9	0.7	0.7	0.6	0.6
	田付川	A,ロ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 11	大橋	0.8	0.9	0.8	0.5	<0.5
		A,イ (2 mg/L以下)	H21.3.23	○ 12	下川原橋	1.2	1.4	1.6	0.9	0.7
	宮川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 13	細工名橋	1.4	1.4	1.6	1.2	0.6
	旧宮川	B,イ (3 mg/L以下)	S57.6.22	○ 14	丈助橋	1.7	1.6	1.9	1.3	1.2
	濁川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 15	濁川橋	1.4	1.6	1.7	0.9	0.6
		A,イ (2 mg/L以下)	H21.3.23	○ 16	山崎橋	1.2	0.9	1.5	1.2	0.6
日橋川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 18	南大橋	0.9	0.7	0.8	0.8	0.5	
湯川	A,イ (2 mg/L以下)	S57.6.22	○ 19	滝見橋	1.0	1.3	1.5	1.0	0.6	
	B,ロ (3 mg/L以下)		○ 20	新湯川橋	2.2	2.6	2.4	2.7	2.4	
			21	阿賀野川合流前	2.0	2.9	2.5	1.9	1.7	
旧湯川	B,ロ (3 mg/L以下)	S57.6.22	○ 22	栗ノ宮橋	1.3	1.5	1.4	1.2	0.9	
阿武隈川	阿武隈川上流	A,イ (2 mg/L以下)	S46.5.25	○ 33	羽太橋	0.8	0.9	1.3	0.5	0.7
	阿武隈川中流(1)	B,イ (3 mg/L以下)	H14.7.15	34	田町大橋上流 400m	0.9	1.3	1.8	0.9	0.8
				35	川ノ目橋	1.6	1.9	1.7	1.2	2.1
				36	江持橋	1.3	1.0	1.2	0.9	1.4
	○ 37	阿久津橋	1.3	1.5	1.1	1.2	1.3			
	阿武隈川中流(2)	B,ロ (3 mg/L以下)	S46.5.25	38	高田橋	2.3	2.0	2.1	2.9	2.8
39				蓬莱橋	1.6	1.6	1.5	1.9	1.8	
○ 40				大正橋	1.7	1.3	1.4	1.3	1.4	

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 3 類型等は平成30年4月1日現在のもの。

(単位: mg/L) No. 2

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
阿 武 隈 川	広瀬川 (小国川)	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 41	館ノ腰橋上流	0.9	1.4	1.2	0.9	0.7
				○ 44	広瀬川合流前	1.9	1.8	1.8	1.4	1.7
		B, イ (3 mg/L以下)		42	地藏川原橋	1.1	1.2	1.6	1.1	0.9
				○ 43	阿武隈川合流前	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2
	摺上川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	49	十綱橋	1.2	0.8	1.0	1.0	1.2
				○ 50	阿武隈川合流前	1.1	1.0	1.1	1.1	1.2
	松川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 52	阿武隈川合流前	0.8	0.5	0.5	0.7	0.5
	荒川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 53	日ノ倉橋上流	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		A, イ (2 mg/L以下)	H21. 3. 23	○ 54	阿武隈川合流前	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	五百川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	64	石筵川合流後	0.9	0.8	1.2	1.2	1.0
				65	上関下橋	1.0	1.1	0.9	0.6	1.0
				○ 66	阿武隈川合流前	1.4	1.0	1.7	1.4	1.4
	逢瀬川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 67	馬場川合流点前	0.9	1.0	1.2	1.3	1.1
		B, イ (3 mg/L以下)		○ 68	幕ノ内橋上流	2.1	2.3	2.1	3.9	1.5
		C, イ (5 mg/L以下)		○ 69	阿武隈川合流前	2.6	2.5	2.5	3.8	2.4
	大滝根川 (谷田川)	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	73	船引橋	1.7	1.6	1.4	1.1	1.1
				○ 74	阿武隈川合流前	1.5	1.5	1.6	1.5	1.7
				75	谷田川橋	2.1	1.6	1.8	1.8	1.7
	釈迦堂川	A, イ (2 mg/L以下)	H18. 3. 24	○ 79	須賀川市水道取水点	1.2	1.4	1.4	1.0	0.8
B, イ (3 mg/L以下)		○ 80		阿武隈川合流前	1.3	1.3	1.1	1.4	1.5	
社川	A, イ (2 mg/L以下)	S46. 5. 25	81	社川橋	1.2	0.9	1.8	1.2	1.1	
			○ 82	王子橋	1.4	1.5	1.7	1.1	1.3	
今出川	B, ハ (3 mg/L以下)	H13. 3. 27	○ 83	猫啼橋	1.5	1.8	2.0	1.8	1.8	
北須川	A, イ (2 mg/L以下)	H13. 3. 27	○ 84	やなぎ橋	1.2	1.7	1.3	0.7	0.7	
那珂川	黒川	A, イ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 89	栃木県境	0.8	0.8	1.1	0.6	0.8
久慈川	久慈川	A, ロ (2 mg/L以下)	S50. 3. 17	○ 90	松岡橋	0.9	1.3	1.8	1.2	1.1
				○ 91	高地原橋	0.9	1.2	1.4	0.9	0.8
相 双 地 区 水 域	小泉川	A, イ (2 mg/L以下)	S53. 4. 7	○ 94	小泉橋	1.2	1.0	1.7	1.5	1.4
		B, イ (3 mg/L以下)	H20. 2. 26	○ 95	百間橋	1.3	2.2	2.0	1.9	1.4
	宇多川	A, イ (2 mg/L以下)	S49. 3. 26	○ 96	堀坂橋	0.9	0.7	0.9	0.6	0.6
		A, イ (2 mg/L以下)	H19. 10. 5	○ 97	百間橋	1.0	1.4	1.3	1.2	1.1

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
3 類型等は平成30年4月1日現在のもの。

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
相 双 地 区 水 域	真野川	A,イ (2 mg/L以下)	H18.3.24	○ 98	落合橋	1.3	1.3	1.5	0.9	0.8
		A,イ (2 mg/L以下)	H20.2.26	○ 99	真島橋	1.1	0.9	1.5	0.8	0.8
	新田川	A,イ (2 mg/L以下)	S48.3.31	○ 100	木戸内橋	0.7	0.8	1.2	0.5	0.6
		A,イ (2 mg/L以下)	H19.10.5	○ 101	鮭川橋	1.0	1.1	1.3	0.9	0.8
	小高川	A,イ (2 mg/L以下)	H20.2.26	○ 103	善丁橋	1.0	0.9	1.4	0.8	0.6
		A,イ (2 mg/L以下)		○ 104	白金橋 (ハツカラ橋の 代替え地点)	1.4	1.1	1.4	0.8	0.6
	請戸川	A,イ (2 mg/L以下)	S48.3.31	105	室原橋	-	-	-	<0.5	<0.5
				○ 106	請戸橋	-	-	-	0.9	0.6
	高瀬川	A,イ (2 mg/L以下)	S48.3.31	○ 107	慶応橋	-	-	-	<0.5	0.6
	木戸川	A,イ (2 mg/L以下)	S50.3.17	112	西山橋	0.9	0.8	1.0	0.6	<0.5
				○ 113	長瀬橋	1.0	0.7	1.1	0.6	0.6
				○ 114	木戸川橋	1.0	0.7	0.9	0.7	0.6
	浅見川	A,イ (2 mg/L以下)	S53.4.7	115	広野町 水道取水点上流	0.7	0.6	0.7	0.6	0.5
				○ 116	坊田橋	0.6	0.9	1.4	0.6	0.6
い わ き 地 区 水 域	大久川 (小久川)	A,イ (2 mg/L以下)	H18.3.24	○ 117	蔭磯橋	1.6	1.1	1.3	1.3	1.1
				118	連郷橋	2.2	1.0	0.9	0.9	1.1
	夏井川	A,ロ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 120	北ノ内橋	1.4	1.0	1.3	1.1	0.8
				○ 121	久太夫橋	1.2	1.1	0.7	0.7	0.9
	好間川	A,イ (2 mg/L以下)	H18.3.24	○ 122	六十枚橋	2.0	1.2	0.9	1.3	1.2
		B,イ (3 mg/L以下)		○ 123	岩穴つり橋	0.9	0.7	0.5	0.9	0.5
	仁井田川	A,イ (2 mg/L以下)	H18.3.24	○ 124	夏井川合流前	3.0	1.8	2.0	2.2	2.3
				127	霞田橋	1.1	0.6	1.2	0.8	1.1
	藤原川	C,ハ (5 mg/L以下)	S48.3.31	○ 128	松葉橋	1.3	0.9	1.2	1.2	0.7
				○ 131	愛谷川橋	1.3	1.0	0.8	1.4	1.1
				132	島橋	5.4	3.7	2.7	3.1	4.2
	鮫川	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 133	みなと大橋	2.4	3.4	4.0	2.8	2.7
				B,イ (3 mg/L以下)	○ 137	井戸沢橋	1.1	1.1	0.8	0.8
	蛭田川	C,ハ (5 mg/L以下)	S48.3.31	○ 138	鮫川橋	1.3	1.2	2.2	1.7	1.2
○ 142				小埜橋	2.8	1.8	2.0	1.1	2.4	
			○ 143	蛭田橋	3.9	3.4	2.1	2.1	2.5	

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
3 類型等は平成30年4月1日現在のもの。
4 請戸川2地点及び高瀬川1地点は、平成27年度までは東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域内(帰還困難区域)であったため測定を実施していない。

2 湖沼の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化

(単位：mg/L)

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
湖沼	大川ダム貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H15.3.27	○ 144	湖心	2.1	2.1	2.3	2.2	2.3
	尾瀬沼	A,イ (3 mg/L以下)	S56.4.10	○ 145	湖心	4.6	3.8	3.8	4.4	4.8
	奥只見貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H18.3.24	○ 146	湖心	2.5	2.2	2.1	2.6	2.8
	田子倉貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 147	湖心	2.5	2.3	2.2	2.7	2.8
	沼沢湖	A,イ (3 mg/L以下)	H20.2.26	○ 148	湖心	2.3	2.4	2.1	1.7	1.9
	猪苗代湖	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 149	湖心	1.0	1.0	1.1	1.1	1.2
				150	小石ヶ浜水門	1.3	1.2	1.2	1.3	1.6
				151	天神浜	2.0	2.3	1.4	1.7	2.8
				152	安積疏水取水口	1.1	1.2	1.3	1.2	1.6
				153	高橋川河口付近	1.9	1.4	1.8	2.0	1.7
				154	浜路浜	1.4	1.2	1.3	1.6	1.2
				155	舟津港	1.2	1.2	1.1	1.2	1.3
				156	青松浜	1.2	1.1	1.3	1.1	1.3
	檜原湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 157	湖心	2.2	2.1	2.1	2.1	2.5
				158	湖北部	2.3	2.3	2.3	2.2	2.6
				159	湖南部	2.3	2.2	2.0	2.1	2.4
	小野川湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 160	湖心	2.5	2.3	2.2	2.4	2.5
				161	湖東部	2.5	2.3	2.6	2.5	2.5
				162	湖西部	2.4	2.3	2.4	2.3	2.5
	秋元湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 163	湖心	2.9	3.0	2.7	4.4	3.1
				164	湖東部	2.9	2.8	2.8	3.8	3.2
				165	湖西部	2.8	2.9	3.0	3.1	3.0
	曾原湖	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 166	湖心	2.7	3.0	2.8	3.0	2.9
	雄国沼	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 167	湖心	5.8	4.9	4.6	5.0	5.7
	磐梯五色沼湖沼群	A,ロ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 168	毘沙門沼湖心	1.8	1.6	1.5	1.2	1.4
	東山ダム貯水池	A,イ (3 mg/L以下)	H13.3.27	○ 169	東山ダムサイト	4.2	3.7	3.7	3.7	3.7
羽鳥湖	A,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 170	湖心	2.3	2.2	2.0	2.2	2.4	
千五沢ダム貯水池	A,ニ (3 mg/L以下) 平成32年度までの暫定目標 5.0mg/L	H13.3.27	○ 171	千五沢ダムサイト	6.3	6.5	4.9	6.5	10	

- (注) 1 連番号欄の○印は、環境基準点を示す。
 2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 3 類型等は平成30年4月1日現在のもの。

3 海域の各調査地点におけるCOD75%水質値の経年変化

(単位: mg/L)

水系	水域名	類型等(基準値)	指定年月日	連番号	調査地点名	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
海 域	相双地区 地先海域	A,イ (2 mg/L以下)	S50.3.17	○ 175	釣師浜漁港沖約2,000m付近	2.2	2.0	1.9	1.9	2.4
				○ 176	真野川沖約2,000m付近	2.2	1.7	1.9	1.4	1.9
				○ 177	請戸川沖約2,000m付近	-	-	-	1.7	1.6
				178	東京電力(株)第一原子力発電所沖約1,000m	-	-	-	1.5	2.0
				179	東京電力(株)第二原子力発電所沖約1,000m	-	-	-	1.4	1.8
				180	東京電力(株)広野火力発電所沖約1,000m付近	1.9	1.9	1.9	1.4	2.0
	松川浦海 域	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 181	漁業権区域区1号中央付近	0.7	0.8	0.8	0.8	0.6
				○ 182	漁業権区域区3号中央付近	0.8	0.9	0.8	0.7	0.8
				183	浦の出入口付近	1.1	0.8	0.8	0.6	0.8
	相馬港及 び相馬地 先海域	A,イ (2 mg/L以下)	H18.3.24	○ 184	地蔵川沖約2,500m付近	2.2	1.9	2.0	2.0	1.9
				○ 185	相馬港南防波堤屈曲部から西約200m付近	2.0	1.9	1.8	2.0	2.0
	原町市 地先海域	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 186	原町市特別都市下水路沖約1,000m付近	2.0	1.9	1.6	1.4	1.8
				○ 187	新田川沖約1,000m付近	1.9	1.9	1.7	1.6	2.0
				○ 188	新田川沖約5,000m付近	2.0	1.9	1.6	1.7	1.9
	いわき市 地先海域 (漁港内 除く)	A,イ (2 mg/L以下)	S49.3.26	○ 189	中之作港沖約1,000m付近	1.8	1.8	1.4	1.5	1.6
				○ 190	豊間漁港沖約1,500m付近	1.6	1.6	1.2	1.3	1.6
				○ 191	夏井川沖約1,500m付近	1.6	1.6	1.3	1.4	1.5
	久之浜港	B,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 192	A及びB防波堤の接部から西約150m付近	1.8	1.7	1.2	1.4	1.5
	四倉港	B,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 193	埠頭先東約30m付近	1.9	1.7	1.2	1.6	1.5
	豊間漁港	B,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 194	中防波堤先端から西約30m付近(豊間地区)	1.9	1.4	1.4	1.6	1.7
				○ 195	漁港内中央付近(沼ノ内船溜)	2.0	2.2	1.5	1.7	1.8
	江名港	B,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 196	東内防波堤先端から北西約50m付近	1.7	1.8	1.2	1.6	1.7
	中之作港	B,イ (3 mg/L以下)	S49.3.26	○ 197	西防波堤先端から南約200m付近	1.7	1.9	1.2	1.8	1.5
	小名浜港	B,イ (3 mg/L以下)	S47.3.31	○ 198	四号埠頭先	1.9	1.8	1.4	1.8	1.8
				199	西防波堤第2の北約400m付近	1.9	2.3	1.5	1.9	1.8
				200	漁港区内	1.6	2.6	1.6	1.9	1.8
	常磐沿岸 海域	A,イ (2 mg/L以下)	S48.3.31	○ 201	蛭田川沖南南東約2,500m付近	1.9	1.6	1.4	1.7	1.8
				○ 202	鮫川沖南約2,000m付近	1.8	1.7	1.2	1.5	1.5
203				照島の東南東約800m付近	1.5	1.8	1.6	1.6	1.6	
204				蛭田川沖東約1,000m付近	1.9	1.8	1.4	1.7	1.5	
205				勿来港外の漁港区内	1.6	1.6	1.5	1.8	1.9	
206				小浜港外の漁港区内	1.8	1.8	1.2	1.6	1.7	
常磐沿岸 海域(小名 浜港沖)	A,イ (2 mg/L以下)	S53.4.7	○ 207	番所灯台から真方位245度線上約2,000m付近	1.6	1.7	1.2	1.4	1.7	
			○ 208	八崎灯台から真方位115度線上約1,500m付近	1.6	1.7	1.1	1.8	1.5	

(注) 1 連番号の○印は、環境基準点を示す。

2 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。

3 類型等は平成30年4月1日現在のもの。

4 請戸川沖約2,000m付近、東京電力(株)第一原子力発電所沖約1,000m及び東京電力(株)第二原子力発電所沖約1,000mは、平成27年度までは東京電力福島第一原子力発電所の事故による影響で測定を実施していない。

水質測定結果（全窒素・全燐）

1 湖沼の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化 （単位：mg/L）

水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
大川ダム 貯水池	Ⅲ, イ (全燐0.03mg/L以下) H15. 3. 27	全燐	○ 146	湖心	0.013	0.010	0.010	0.011	0.011
猪苗代湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 152	湖心	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
			153	小石ヶ浜水門	0.004	<0.003	0.003	0.004	0.005
			154	天神浜	0.006	0.007	0.004	0.008	0.011
			155	安積疏水取水口	0.004	0.003	0.003	0.005	0.008
			156	高橋川河口付近	0.007	0.005	0.008	0.014	0.010
			157	浜路浜	0.006	0.005	0.008	0.005	0.008
			158	舟津港	0.006	0.005	0.010	0.005	0.008
桧原湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 160	湖心	0.006	0.006	0.006	0.009	0.006
			161	湖北部	0.006	0.006	0.006	0.009	0.007
			162	湖南部	0.006	0.007	0.006	0.008	0.007
小野川湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 163	湖心	0.006	0.006	0.006	0.008	0.006
			164	湖東部	0.005	0.006	0.006	0.008	0.006
			165	湖西部	0.006	0.007	0.007	0.008	0.008
秋元湖	Ⅱ, イ (全燐0.01mg/L以下) S61. 3. 11	全燐	○ 166	湖心	0.005	0.006	0.006	0.009	0.006
			167	湖東部	0.006	0.006	0.006	0.011	0.006
			168	湖西部	0.006	0.006	0.006	0.009	0.006
東山ダム 貯水池	Ⅱ, ニ (全燐0.01mg/L以下 :平成32年度までの 暫定目標0.014mg/L) H13. 3. 27	全燐	○ 172	東山ダムサイト	0.017	0.014	0.013	0.016	0.015
千五沢ダム 貯水池	Ⅲ, ニ (全窒素0.4mg/L以下 :平成32年度までの 暫定目標0.95mg/L) (全燐0.03mg/L以下 :平成32年度までの 暫定目標0.052mg/L) H13. 3. 27	全窒素	○ 174	千五沢ダムサイ ト	1.1	0.74	0.72	0.93	1.1
		全燐	○ 174	千五沢ダムサイ ト	0.076	0.066	0.060	0.058	0.074

- (注) 1 調査結果は、表層値の年間平均値。
 2 連番号の○印は、環境基準点を示す。
 3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 4 類型等は平成30年4月1日現在のもの。

2 海域の各調査地点における全窒素・全燐の経年変化

(単位：mg/L)

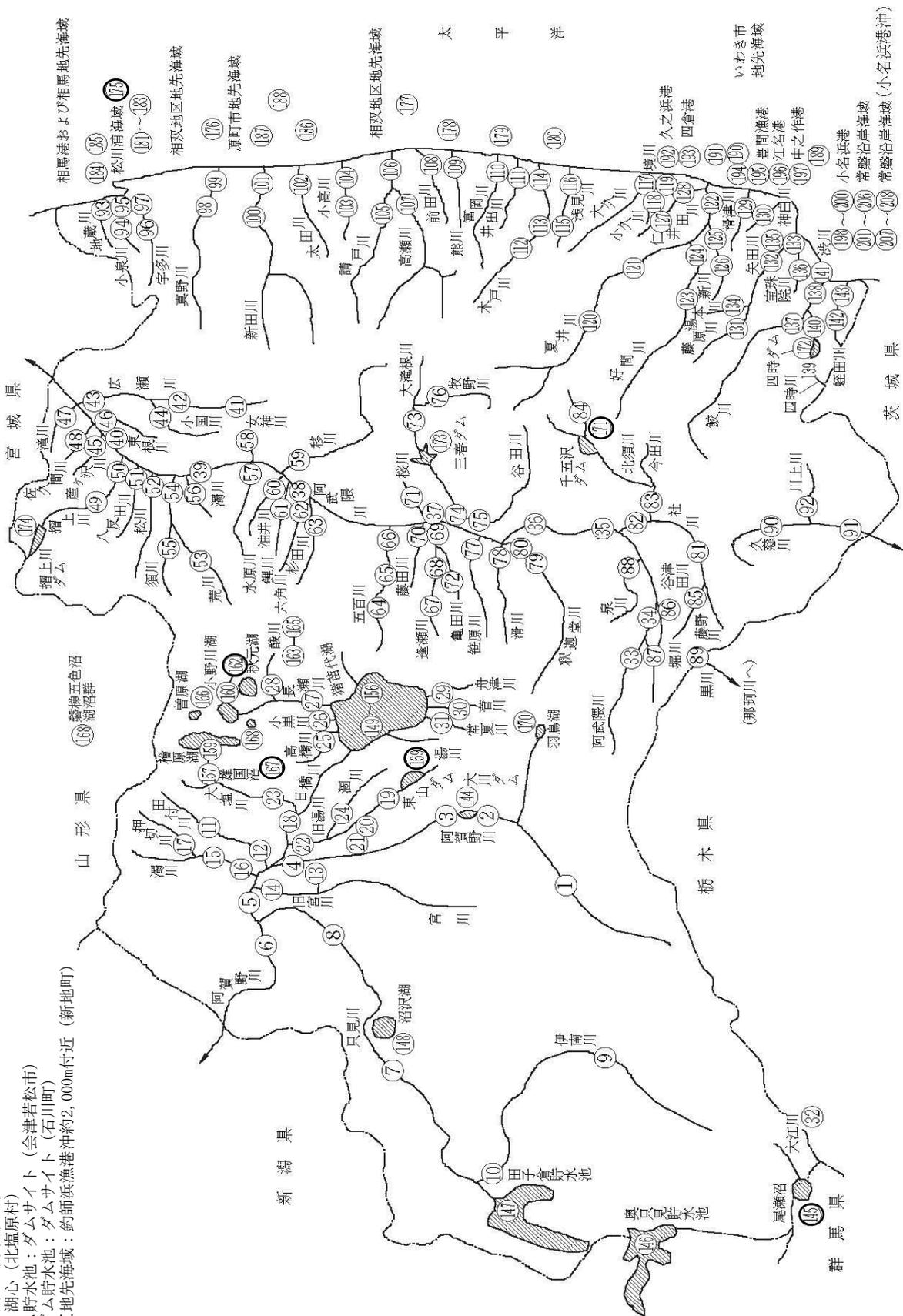
水域名	類型等(基準値) 指定年月日	全窒素 全燐	連番号	調査地点名	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
松川浦 海域	Ⅱ, イ (全窒素0.3mg/L以下) (全燐0.03mg/L以下) H9. 3. 14	全窒素	○ 184	漁業権区域区 1号中央付近	0.24	0.29	0.31	0.30	0.25
			○ 185	漁業権区域区 3号中央付近	0.22	0.24	0.25	0.27	0.22
			186	浦の出入口付近	0.22	0.24	0.23	0.25	0.25
		全燐	○ 184	漁業権区域区 1号中央付近	0.017	0.023	0.022	0.025	0.024
			○ 185	漁業権区域区 3号中央付近	0.018	0.022	0.023	0.023	0.023
			186	浦の出入口付近	0.016	0.020	0.020	0.020	0.020
小名浜港	Ⅲ, イ (全窒素0.6mg/L以下) (全燐0.05mg/L以下) H22. 12. 14	全窒素	○ 201	四号埠頭先	0.33	0.44	0.26	0.36	0.41
			202	西防波堤第2の 北約400m付近	0.89	0.65	0.83	1.1	0.78
			203	漁港区内	0.37	0.40	0.29	0.34	0.36
		全燐	○ 201	四号埠頭先	0.024	0.030	0.020	0.019	0.022
			202	西防波堤第2の 北約400m付近	0.047	0.039	0.033	0.049	0.039
			203	漁港区内	0.036	0.032	0.023	0.020	0.026

- (注) 1 調査結果は、表層値の年間平均値。
 2 連番号の○印は、環境基準点を示す。
 3 類型等の「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成、「ニ」は段階的に暫定目標値を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努めることを示す。
 4 類型等は平成30年4月1日現在のもの。

【平成29年度】

○は環境基準を達成しなかった水域（BOD又はCOD）

- 145 尾瀬沼：湖心（檜枝岐村）
- 162 秋元湖：湖心（猪苗代町）
- 167 雄国沼：湖心（北塩原村）
- 169 東山ダム貯水池：ダムサイト（会津若松市）
- 171 千五沢ダム貯水池：ダムサイト（石川町）
- 175 相双地区地先海域：釣師浜漁港沖約2,000m付近（新地町）



参考

BOD又はCODの濃度順位（平成29年度）

BOD（COD）が低い地点

【 河 川 】

（単位：mg/L）

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1(1)	荒川（上流部）	日ノ倉橋上流	<0.5	福島市
1(1)	荒川（下流部）	阿武隈川合流前		福島市
1(3)	伊南川	青柳橋		南会津町
1(13)	田付川	大橋		喜多方市

【 湖 沼 】

（単位：mg/L）

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%値	市町村
1(1)	猪苗代湖	湖心	1.2	猪苗代町 会津若松市 郡山市
2(2)	磐梯五色沼 湖沼群	毘沙門沼湖心	1.4	北塩原村
3(3)	沼沢湖	湖心	1.9	金山町

【 海 域 】

（単位：mg/L）

順位	海域名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1(2)	松川浦海域	漁業権区域区1号中央付近	0.6	相馬市
2(1)	松川浦海域	漁業権区域区3号中央付近	0.8	相馬市
3(9)	常磐沿岸海域	鮫川沖南約2,000m付近	1.5	いわき市

(注) 1 測定方法が他の水域と異なる水域も含め、環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%値が小さいものから順位をつけたもの。

2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の（ ）内は前年度の順位を示す。

BOD (COD) が高い地点

【 河 川 】 (単位：mg/L)

順位	河川名	測定地点名	BOD75%値	市町村
1(3)	藤原川	みなと大橋	2.7	いわき市
2(6)	蛭田川	蛭田橋	2.5	いわき市
3(4)	湯川	新湯川橋	2.4	会津若松市

【 湖 沼 】 (単位：mg/L)

順位	湖沼名	測定地点名	COD75%値	市町村
1(1)	千五沢ダム貯水池	千五沢ダムサイト	10	石川町
2(2)	雄国沼	湖心	5.7	北塩原村
3(3)	尾瀬沼	湖心	4.8	檜枝岐村 群馬県片品村

【 海 域 】 (単位：mg/L)

順位	海域名	測定地点名	COD75%値	地続き市町村
1(3)	相双地区地先海域	釣師浜漁港沖約2,000m 付近	2.4	新地町
2(11)	原町市先海域	新田川沖約1,000m付近	2.0	南相馬市
2(1)	相馬港及び相馬 地先海域	相馬港南防波堤屈曲部 から西約200m付近		相馬市

(注) 1 環境基準点での測定結果について、BOD(COD)75%値が高いものから環境基準の適合・不適合に関係なく順位をつけたもの。

2 順位は環境基準点の中の順位で、順位欄の()内は前年度の順位を示す。

(参考) 水質汚濁に係る環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について(抄)昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値としている。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

※測定方法は省略(以下、すべて同じ。)

2 生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川(湖沼を除く。)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃 度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級・自然環境保全及 びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下	別に水 域類型 ごとに 指定す る水域
A	水道2級・水産1級・水浴及 びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級・水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級・工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上		
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上		
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L以上		

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用

2級：サケ科魚類およびアユ等貧腐水性水域の水産生物用および水産3級の水産生物用

3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩(LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04 mg/L以下	
備考 基準値は年間平均値とする。					

イ 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素要 求量(COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	別に水域類型ごとに指定する水域
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上		
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上		
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2,3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級および水産3級の水産生物用

" 2級：サケ科魚類およびアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用ならびに水産3級の水産生物用

" 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級：薬品注入等による高度の浄水操作又は特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水について、全燐の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水産 1種：サケ科魚類およびアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

" 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

" 3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02 mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05 mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04 mg/L以下	

備考 基準値は年間平均値とする。

ウ 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	
A	水産1級・水浴・自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと	別に水域類型ごとに指定する水域
B	水産2級・工業用水及びC以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—		

備考

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

" 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの。(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種・水浴及び以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
IV	水産3種・工業用水及び生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	

備考
 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産 1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 " 2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 " 3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその 塩(LAS)	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01 mg/L以下	別に水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006 mg/L以下	

要監視項目に係る指針値

1 人の健康の保護に関するもの

(平成21年11月30日付け環水大発第091130004号 環水大土発第091130005号 環境省水・大気環境局長通知)

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L以下	ニッケル	—
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
プロピザミド	0.008mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下

2 水生生物の保全に関するもの

(平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知、平成25年3月27日付け環水大水発1303272号 環境省水・大気環境局長通知)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7 mg/L以下
		生物特 A	0.006 mg/L以下
		生物 B	3 mg/L以下
		生物特 B	3 mg/L以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L以下
		生物特 A	0.8 mg/L以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下
		生物 B	0.08 mg/L以下
		生物特 B	0.01 mg/L以下
	海域	生物 A	2 mg/L以下
		生物特 A	0.2 mg/L以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1 mg/L以下
		生物特 A	1 mg/L以下
		生物 B	1 mg/L以下
		生物特 B	1 mg/L以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L以下
		生物特 A	0.03 mg/L以下
4-t- オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.001 mg/L以下
		生物特 A	0.0007mg/L以下
		生物 B	0.004 mg/L以下
		生物特 B	0.003 mg/L以下
	海域	生物 A	0.0009mg/L以下
		生物特 A	0.0004mg/L以下
アニリン	河川及び湖沼	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.02 mg/L以下
		生物 B	0.02 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L以下
		生物特 A	0.1 mg/L以下
2, 4- ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.03 mg/L以下
		生物特 A	0.0003mg/L以下
		生物 B	0.03 mg/L以下
		生物特 B	0.02 mg/L以下
	海域	生物 A	0.02 mg/L以下
		生物特 A	0.01 mg/L以下

トリハロメタン生成能の濃度に係る水質目標値

(平成7年5月8日付け環水管第120号 環境庁水質管理課長通知)

指 定 水 域 の 水 温	水質目標値 (年平均値、単位：mg/L)
15℃以下	0.09
15℃を超え20℃以下	0.08
20℃を超え25℃以下	0.07
25℃を超え30℃以下	0.06
30℃を超え35℃以下	0.05

(注) 1 水域の水温は、当該水域の月平均値の年間最高値とします。

2 当該浄水場に高度浄水処理施設が整備され及び整備されようとしている場合にあつては、当該施設のトリハロメタン生成能の削減後の残存率で除した値を目標値とします。

メモ

① BOD 及び COD の評価について

75%水質値とは、年間の日間平均値の全データを、その値が小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値のことです。生活環境項目であるBOD 及び COD の環境基準の達成状況の評価の判断に用いる数字です。

② 大腸菌群数の単位について

MPN (Most Probable Number) とは、生活環境項目である大腸菌群数の単位であり、最も確率が高いことを意味する統計的な値です。(70MPN/100ml とは 100ml の水に 70 個の大腸菌群が含まれている確率が高いという意味です。)

資料 6

平成 29 年度

地下水の水質測定結果

平成 30 年 10 月

福 島 県

この測定結果は、水質汚濁防止法第15条第1項の規定に基づき県内の地下水の水質汚濁の状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第17条の規定により公表するものです。

平成29年度は、福島県内計337地点で地下水の測定を実施したところ、環境基準超過地点は70地点（20.8%）でした。環境基準超過項目は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素や揮発性有機化合物（VOC）が多く、例年と同様の結果となりました。

1 調査内容

(1) 調査期間

平成29年4月～平成30年3月

(2) 調査機関

福島県、福島市、郡山市及びいわき市

表－1 調査機関別地下水の水質測定地点数

調査機関		福島県	福島市	郡山市	いわき市	合計
概況 調査	ローリング方式	20	1	2	4	27
	定点方式	19	2	4	5	30
継続監視調査		135	36	18	4	193
汚染井戸周辺地区調査		70	0	2	13	85
その他の調査		2	0	0	0	2
合計		246	39	26	26	337

(3) 調査種別測定地点及び測定項目

ア 概況調査

(ア) ローリング方式

県内を概ね10km四方のメッシュに区分した合計113メッシュを概ね5年周期で調査を実施しており、平成29年度は27メッシュの27地点（9市9町5村）で水質測定を行いました。測定項目は、環境基準項目の28項目です。

(イ) 定点方式

テトラクロロエチレンや鉛等の有害物質を使用又は製造している工場・事業場の周辺30地点（10市4町3村）で水質測定を行いました。測定項目は、環境基準項目の28項目のうち工場・事業場の有害物質使用状況等により選定しました。

イ 継続監視調査

平成元年度以降の概況調査等により環境基準を超過した地点、又は環境基準

以下で検出され継続監視が必要と判断された地点の経年的な水質を監視するために116地区193地点（13市15町8村）の水質測定を行いました。測定項目は、汚染の認められた項目等です。

ウ 汚染井戸周辺地区調査

概況調査で環境基準超過が判明した地点や、継続監視調査で新たに環境基準超過が判明した地点の汚染範囲を確認するため、周辺地区の調査を実施しています。

また、継続監視調査で十分に濃度が低下した場合、調査の終了を検討するために周辺地区の調査を行うこととしています。

平成29年度は9地区85地点で調査を行いました。

地下水の水質調査の流れ

県内の概況把握	評価（環境基準）	汚染範囲の確認	経年変化の調査（次年度以降）
概況調査 (ローリング方式) (定点方式)	→ 非汚染 → 環境基準以下で検出	→ 汚染井戸周辺地区調査	→ 継続監視調査
	→ 環境基準超過	→ 汚染井戸周辺地区調査	→ 継続監視調査
継続監視調査	→ 3年連続で 報告下限値未滿	→ 汚染井戸周辺地区調査	→ 継続監視調査 継続または終了
	→ 現状維持		→ 継続監視調査 (原則前年度に同じ)
	→ 新たに環境基準超過	→ 汚染井戸周辺地区調査	→ 継続監視調査 (新たな超過分を考慮)

エ その他の調査（水質測定計画外）

その他の汚染の把握のため、2地区2地点（1市1町）で調査を行いました。測定項目は、環境基準項目の2項目としました。

表-2 環境基準項目（有害物質）

測定項目名
カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、クロロエチレン、1,4-ジオキサン

2 調査結果の概要

測定結果の概要を表-3に示します。

表-3 調査結果の概要

調査の種類		環境基準超過項目	基準超過地点数 /測定地点数	超過範囲※ (mg/L)	環境基準 (mg/L以下)
概況 調査	ローリング方式	ふっ素	1/27	0.86	0.8
	定点方式	-	0/30	-	-
	計(実地点数)		1/57	-	-
継続監視調査	カドミウム		1/2	0.0085	0.003
	砒素		5/11	0.015~0.028	0.01
	1,2-ジクロロエチレン		9/123	0.053~0.38	0.04
	トリクロロエチレン		11/138	0.011~0.54	0.01
	テトラクロロエチレン		13/138	0.016~1.6	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		16/37	11~35	10
	ふっ素		3/19	1.1~2.5	0.8
	クロロエチレン		6/61	0.0025~0.15	0.002
	計(実地点数)		55/193	-	-
汚染井戸周辺地区調査	1,2-ジクロロエチレン		3/29	0.046~0.21	0.04
	トリクロロエチレン		4/29	0.011~0.62	0.01
	テトラクロロエチレン		6/29	0.015~4.6	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		3/28	11~13	10
	ふっ素		4/15	1.4~2.8	0.8
	ほう素		4/5	1.3~3.0	1
	クロロエチレン		4/35	0.0049~0.064	0.002
	計(実地点数)		14/85	-	-

※ 超過範囲は各測定地点の年平均値です。

(1) 概況調査

ア ローリング方式

27地点のうち、いわき市渡辺町上釜戸地区の調査地点でふっ素が環境基準を超過しました。

イ 定点方式

30地点全てにおいて環境基準を超過した地点はありませんでした。

(2) 継続監視調査

116地区(193地点)のうち、環境基準を超過したのは40地区(55地点)でした。このうち本宮市糠沢周辺地区(1地点)で新たな環境基準超過を確認したため、汚染井戸周辺地区調査を23地点で実施しました。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

平成29年度の汚染井戸周辺地区調査を行った結果は次のとおりです(表-4)。

表-4 汚染井戸周辺地区調査の結果

地区名	調査の経緯、対応等	測定地点数	環境基準超過地点数	測定項目
いわき市 渡辺町上釜戸周辺地区	概況調査でふっ素が環境基準を超過したため、周辺の調査を実施しました。汚染原因は自然由来と推定されますが、平成30年度以降も継続監視調査を実施します。	5	0	ふっ素
伊達市 伏黒地区	概況調査でテトラクロロエチレンが環境基準以下で検出されたため、周辺の調査を実施しましたが環境基準の超過はありませんでした。汚染原因は不明ですが、検出された2井戸については、平成30年度以降も継続監視調査を実施します。	6	0	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン クロロエチレン
南会津町 滝原周辺地区	概況調査で四塩化炭素が環境基準以下で検出されたため、周辺の調査を実施しましたが、周辺井戸では検出されませんでした。汚染原因は不明ですが、平成30年度以降も継続監視調査を実施します。	11	0	四塩化炭素
本宮市 糠沢周辺地区	継続監視調査を4地点で行ったところ、1地点においてテトラクロロエチレンが新たに環境基準を超過したため周辺の調査を実施しました。その結果23地点中6地点で環境基準を超過し、うち1地点は新たな環境基準超過でした。新たな環境基準超過井戸については飲用指導を実施し、汚染原因と推定される事業者に対しては改善指導をおこなっています。なお、基準を超過した井戸については、平成30年度も継続監視調査を実施します。	23	6	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン クロロエチレン
須賀川市 下宿前周辺地区	平成18年度に1,2-ジクロロエチレンが環境基準を超過したため、継続監視調査を行っていましたが、平成29年度に井戸所有者が行った自主調査においてふっ素及びほう素が環境基準を超過したため汚染井戸周辺地区調査を実施した。平成30年度からは項目を追加して継続監視を実施します。	7	5	ふっ素 ほう素 クロロエチレン

地区名	調査の経緯、対応等	測定地点数	環境基準超過地点数	測定項目
三春町 齋藤周辺地区	継続監視調査の終了を検討するため に実施したところ、硝酸性窒素及び亜硝酸 酸性窒素について環境基準超過が3地 点で確認されました。平成30年度も引 き続き継続監視調査を実施します。	23	3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
郡山市 白岩町周辺地区	上記三春町齋藤周辺地区における調 査で新たに環境基準超過が確認された ことから、隣接する地区において汚染範 囲の把握のために行いました。 結果は環境基準以下でした。	2	0	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
いわき市 平下高久周辺地区	継続監視調査の終了を検討するため に実施しました。環境基準以下であった ため、継続監視を終了しました。	3	0	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
いわき市 遠野町入遠野周辺地区	継続監視調査の終了を検討するため に実施しました。環境基準以下であった ため、継続監視を終了しました。	5	0	ふっ素

(4) その他の調査（水質測定計画外）

土壌汚染が確認された土地の周辺に所在する飲用井戸（2地区2地点）につい
て、調査を行いました。有害物質（鉛、ふっ素）は検出されませんでした。

参考 平成29年度地下水測定結果 基準超過状況

項目	概況調査												環境基準 (mg/L以下)														
	ローリング方式				定点方式				継続監視調査					汚染井戸周辺地区調査				その他の調査				合計					
	地点数	超過 地点数	超過率 (%)	超過 地点数		超過 地点数	超過 地点数	超過 地点数	超過 地点数	超過 地点数	超過 地点数	超過 地点数	超過 地点数	超過 率	超過 率												
カドミウム	27	0	0.0	7	0	0.0	2	1	50.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36	1	2.8	0.003
全シアン	27	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39	0	0.0	検出されないこと
鉛	27	0	0.0	12	0	0.0	5	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44	0	0.0	0.01
六価クロム	27	0	0.0	9	0	0.0	8	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	44	0	0.0	0.05
砒素	27	0	0.0	5	0	0.0	11	5	45.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43	5	11.6	0.01
総水銀	27	0	0.0	6	0	0.0	3	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	36	0	0.0	0.0005
アルキル水銀	2	0	0.0	1	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	0	0.0	検出されないこと
P C B	27	0	0.0	4	0	0.0	3	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31	0	0.0	検出されないこと
ジクロロメタン	27	0	0.0	11	0	0.0	25	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	63	0	0.0	0.02
四塩化炭素	27	0	0.0	6	0	0.0	9	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53	0	0.0	0.002
1,2-ジクロロエタン	27	0	0.0	15	0	0.0	120	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	191	0	0.0	0.004
1,1-ジクロロエチレン	27	0	0.0	15	0	0.0	123	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	194	0	0.0	0.1
1,2-ジクロロエチレン	27	0	0.0	15	0	0.0	123	9	7.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	194	12	6.2	0.04
1,1-トリクロロエタン	27	0	0.0	16	0	0.0	138	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	210	0	0.0	1
1,1,2-トリクロロエタン	27	0	0.0	15	0	0.0	120	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	191	0	0.0	0.006
トリクロロエチレン	27	0	0.0	17	0	0.0	138	11	8.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	211	15	7.1	0.01
テトラクロロエチレン	27	0	0.0	15	0	0.0	138	13	9.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	209	19	9.1	0.01
1,3-ジクロロプロパン	27	0	0.0	3	0	0.0	1	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31	0	0.0	0.002
チウラム	27	0	0.0	2	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29	0	0.0	0.006
シマジン	27	0	0.0	2	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29	0	0.0	0.003
チオベンカルブ	27	0	0.0	2	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29	0	0.0	0.02
ベンゼン	27	0	0.0	6	0	0.0	5	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38	0	0.0	0.01
セレン	27	0	0.0	6	0	0.0	1	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34	0	0.0	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	27	0	0.0	6	0	0.0	37	16	43.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	98	19	19.4	10
ふっ素	27	1	3.7	13	0	0.0	19	3	15.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	74	8	10.8	0.8
ほう素	27	0	0.0	11	0	0.0	2	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45	4	8.9	1
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	27	0	0.0	7	0	0.0	61	6	9.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	130	10	7.7	0.002
1,4-ジオキサン	27	0	0.0	3	0	0.0	4	0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34	0	0.0	0.05
実地点数	27	1	3.7	30	0	0.0	193	55	28.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	70	70	20.8	—

資料 7

平成 2 9 年度

ゴルフ場排水農薬調査結果

平成 3 0 年 1 0 月

福 島 県

県では、福島県生活環境の保全等に関する条例等により排水指定施設の排水基準を定め、公共用水域へ排出される排出水の水質を監視しています。

この調査結果は、ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を防止するため、ゴルフ場排水等について調査した結果をとりまとめたものです。

平成29年度は、県、福島市、いわき市が15ゴルフ場について調査を実施し、その結果、排水基準を超えたゴルフ場はありませんでした。

1 調査概要

- (1) 調査期間：平成29年6月、9月及び10月
- (2) 調査機関：福島県、福島市及びいわき市
- (3) 調査対象：県内のゴルフ場43か所のうちの15ゴルフ場
- (4) 調査対象農薬：「福島県生活環境の保全等に関する条例」により排水基準が定められている等の農薬

2 調査結果の概要

調査結果は表のとおりであり、排水基準の超過はありませんでした。

また、ゴルフ場に対しては、排水中の農薬等の自主測定を求めており、24ゴルフ場から測定結果の報告を受けました。その全てで排水基準を超過した農薬はありませんでした。

表 ゴルフ場排水農薬調査結果

農薬名	排水基準 (mg/L)	調査 ゴルフ場 数	検出 件数	排水 基準 超過 件数	農薬名	排水 基準 (mg/L)	調査 ゴルフ場 数	検出 件数	排水 基準 超過 件数
殺虫剤					テブコナゾール	0.77	14	0	0
アセタミプリド	1.8	9	0	0	トリフルミゾール	0.39*	9	0	0
アセフェート	0.063	9	0	0	トルクロホスメチル	2	15	0	0
イミダクロプリド	1.5	9	0	0	フルトラニル	2.3	14	0	0
イソキサチオン	0.08	14	0	0	プロピコナゾール	0.5	14	0	0
エトフェンプロックス	0.82	9	0	0	ペンシクロン	1.4	15	0	0
クロルピリホス	0.02	14	0	0	ホスカリド	1.1	14	0	0
ダイアジノン	0.05	14	1	0	メタラキシル	0.58	14	0	0
チアメトキサム	0.47	9	0	0	メプロニル	1	14	0	0
チオシカルブ	0.8	5	0	0					
テブフェノジド	0.42	9	0	0	除草剤				
トリクロルホン	0.05	9	0	0	アシュラム	10*	14	0	0
ピリタフェンチオン	(0.02*)	9	0	0	エトキシスルフロ	1.4*	14	0	0
フェントロチオン	0.03	15	0	0	オキサジクロメホン	0.24	9	0	0
					カフェンストール	0.07	9	0	0
殺菌剤					シクロスルファミロン	0.8	5	0	0
アゾキシストロピン	4.7	14	0	0	ジチオピル	0.095	15	0	0
イソプロチオラン	2.6	14	0	0	シテュロン	3	14	0	0
イプロジオン	3	14	0	0	シマジン	0.03	14	0	0
イミノクタジン	0.06	5	0	0	チオベンカルブ	0.2	9	0	0
エトリジアゾール	0.04	9	0	0	(ベンチオカーブ)				
(エクロメゾール)					テルブカルブ	(0.2*)	9	0	0
オキシ銅	0.2*	14	0	0	トリクロルピル	0.06	15	1	0
キャブタン	3	14	0	0	ナプロハミド	0.3	15	1	0
クロタロニル	0.4	10	0	0	ハロスルフロメチル	2.6	15	0	0
クロネブ	0.5	9	0	0	ピリブチカルブ	0.23	9	0	0
ジフェノコナゾール	0.25*	9	0	0	ブタミホス	0.2	14	0	0
ジプロコナゾール	0.3	9	0	0	フラサスルフロ	0.3	14	0	0
シメコナゾール	0.22	9	0	0	プロピサミド	0.5	14	1	0
チウラム	0.06	15	0	0	ベンスリド	(1*)	9	0	0
チフルサミド	0.37*	14	0	0	ペンテイメタリン	3.1*	14	0	0
テトラコナゾール	0.1	9	0	0	ベンフルラリン	0.1*	9	0	0
					(ヘスロジン)				
					メプロロップ	0.47	6	1	0

※ 平成29年7月1日に条例が改正され、排水基準値が変更となりました。

なお、改正により削除された農薬については、改正前の基準値を（）内に記載しています。

平成29年度
ダイオキシン類調査結果

平成30年10月
福 島 県

この調査結果は、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき、県内の大気、水質、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視した結果をとりまとめたもので、同法第27条第3項の規定により公表するものです。平成29年度は、全221検体について調査を行い、いずれも環境基準を達成していました。

また、ダイオキシン類の排出状況調査及び廃棄物最終処分場調査についても、調査結果を併せて公表するものです。その結果は、排出ガス17施設、排水4事業場で排出基準値を、最終処分場のうち放流水の維持管理基準が適用される22処分場すべてで維持管理基準値を下回ることを確認しました。

1 調査の目的

本調査は、県内における大気、水質等のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、ダイオキシン類の発生源やその周辺の汚染の状況等について調査測定を実施しました。

2 調査機関

福島県、福島市、郡山市、いわき市及び国土交通省

3 調査内容

実施した調査とその概要（検体数）は、次のとおりです。

区 分	調査項目	調査機関					計	
		福島県	福島市	郡山市	いわき市	国交省		
(1) 環境モニタリング調査	一般環境大気	20	—	2	4	—	26	
	発生源周辺環境大気	36	—	—	—	—	36	
	公共用水域(水質・底質)	38	10	6	21	8	83	
	地下水	6	—	2	4	—	12	
	一般環境土壌	5	—	1	2	—	8	
	発生源周辺環境土壌	54	—	2	—	—	56	
(2) 排出状況調査	大気基準適用施設排出ガス	11	—	2	7	—	20	
	水質基準適用事業場排水	2	—	1	1	—	4	
(3) 廃棄物最終処分場調査	一般廃棄物最終処分場	放流水	1	—	—	1	—	2
		周縁地下水	2	—	—	—	—	2
		周辺調査	4	—	—	—	—	4
	産業廃棄物最終処分場放流水等	23	—	—	3	—	26	
合 計		202	10	16	43	8	279	

4 調査結果

(1) 環境モニタリング調査について

ア 一般環境大気調査

年4回（春、夏、秋、冬）又は年2回（夏、冬）、7地域の8地点で調査をしました。

結果は年平均値0.0055～0.022 pg-TEQ/m³の範囲で、8地点すべてで大気環境基準（0.6 pg-TEQ/m³）を達成しました。（表－1）

イ 発生源周辺環境大気調査

廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源とされる施設を有する6事業場を選定し、その周辺において1事業場あたり3地点で、夏期及び冬期の年2回の調査を実施しました。

結果は年平均値0.0065～0.28 pg-TEQ/m³の範囲で、18地点すべてで大気環境基準（0.6 pg-TEQ/m³）を達成しました。（表－2）

ウ 公共用水域（水質・底質）調査

県内の代表的な水域の39地点（河川32地点、湖沼3地点、海域4地点）で、水質と底質の調査を実施しました。

その結果、水質は0.033～0.65 pg-TEQ/Lの範囲で、すべての地点で水質環境基準（1 pg-TEQ/L）を達成しました。（表－3－1、表－3－2）

また、底質は0.11～11 pg-TEQ/gの範囲で、すべての地点で底質環境基準（150 pg-TEQ/g）を達成しました。（表－3－1、表－3－2）

エ 地下水調査

県内8市町村の12井戸を選定し、地下水を調査しました。

結果は0.033～0.070 pg-TEQ/Lの範囲で、すべての井戸で水質環境基準（1 pg-TEQ/L）を達成しました。（表－4）

オ 一般環境土壌調査

県内の7市町村において公園など一般環境にある土壌、計8地点を調査しました。

結果は0.00051～0.68 pg-TEQ/gの範囲で、すべての地点で土壌環境基準（1,000 pg-TEQ/g）を達成しました。（表－5）

カ 発生源周辺環境土壌調査

廃棄物焼却炉などダイオキシン類の発生源とされる施設を有する8事業場を選定し、1事業場あたり周辺の9地点又は1地点、計56地点を調査しました。

結果は0.0041～72 pg-TEQ/gの範囲で、すべての地点で土壌環境基準（1,000 pg-TEQ/g）を達成しました。（表－6）

(2) 排出状況調査について

ア 大気基準適用施設排出ガス調査

ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の対象となる廃棄物焼却炉等29施設について、排出ガス中のダイオキシン類を調査しました。

結果は0～1.8 ng-TEQ/m³Nの範囲で、排出基準の適否が判断できない一部の施設を除き、すべての施設で基準値を下回りました。（表－7－1）

イ 水質基準適用事業場排水調査

ダイオキシン類対策特別措置法の対象となる4事業場について、排水の調査を実施しました。

結果は0.000093～0.49 pg-TEQ/Lの範囲で、すべての施設で排出基準値（10 pg-TEQ/L）を下回りました。（表－7－2）

(3) 廃棄物最終処分場調査について

ア 一般廃棄物最終処分場

(ア) 放流水

2 処分場の放流水の調査を実施しました。

結果は0.000011～0.00010 pg-TEQ/Lの範囲で、2 処分場とも放流水の維持管理基準値（10 pg-TEQ/L）に適合していました。（表－8－1）

(イ) 周縁地下水

1 処分場の周縁地下水 2 検体の調査を実施しました。

結果は0.0000027～0.0000030 pg-TEQ/Lで、水質の環境基準（1 pg-TEQ/L）を達成しました。（表－8－2）

(ウ) 周辺調査

1 処分場の周辺の沢 2 地点について、水質及び底質について調査しました。

その結果、水質は0.065～0.16 pg-TEQ/Lの範囲で、水質の環境基準（1 pg-TEQ/L）を達成しました。（表－8－3）

また、底質は1.1～6.8 pg-TEQ/gの範囲で、底質の環境基準（150 pg-TEQ/g）を達成しました。（表－8－3）

イ 産業廃棄物最終処分場

2 5 処分場 2 6 検体の放流水等の調査を実施しました。

結果は0～0.95 pg-TEQ/Lの範囲で、放流水の維持管理基準が適用される 2 0 処分場すべてで基準（10 pg-TEQ/L）に適合していました。（表－9）

なお、その他の 5 処分場 6 検体については、基準が適用されません。

表－1 一般環境大気調査

(大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m³)

No.	地域名	市町村名	調査地点名	調査結果 (pg-TEQ/m ³)		環 境 基 準 の 適 否※	調査機関
				春期	夏期		
1	県 北	福島市	信夫ヶ丘運動場	春期	0.0070	○	福島県
				夏期	0.0053		
				秋期	0.0088		
				冬期	0.015		
				年平均値	0.0090		
2	県 中	郡山市	郡山市音楽・文化交流館	春期	-	○	郡山市
				夏期	0.0086		
				秋期	-		
				冬期	0.012		
				年平均値	0.010		
3	県 南	白河市	福島県立白河旭高等学校	春期	0.023	○	福島県
				夏期	0.0094		
				秋期	0.036		
				冬期	0.019		
				年平均値	0.022		
4	会 津	会津若松市	福島県立葵高等学校	春期	0.0063	○	福島県
				夏期	0.0065		
				秋期	0.011		
				冬期	0.0096		
				年平均値	0.0084		
5	南会津	南会津町	福島県南会津保健福祉事務所	春期	0.0055	○	福島県
				夏期	0.0038		
				秋期	0.0056		
				冬期	0.0071		
				年平均値	0.0055		
6	相 双	南相馬市	仲町児童センター	春期	0.0062	○	福島県
				夏期	0.0063		
				秋期	0.0096		
				冬期	0.0090		
				年平均値	0.0078		
7	いわき	いわき市	いわき市立平第一小学校	春期	-	○	いわき市
				夏期	0.0089		
				秋期	-		
				冬期	0.0080		
				年平均値	0.0085		
8	いわき	いわき市	いわき市環境監視センター	春期	-	○	いわき市
				夏期	0.012		
				秋期	-		
				冬期	0.0094		
				年平均値	0.011		
計	7地域	7市町	8地点	-	-	-	-

※ 大気環境基準の適否は、年平均値で評価する。

表－２ 発生源周辺環境大気調査

(大気環境基準値 0.6pg-TEQ/m³)

No.	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/m ³)			環境基準 の適否※	調査機関
		夏期	冬期	年平均値		
1	福島市東浜町	0.0064	0.014	0.010	○	福島県
	福島市渡利	0.0057	0.012	0.0089	○	福島県
	福島市岡部	0.0060	0.017	0.012	○	福島県
2	須賀川市森宿	0.0074	0.013	0.010	○	福島県
	須賀川市森宿	0.0072	0.033	0.020	○	福島県
	須賀川市森宿	0.0096	0.0084	0.0090	○	福島県
3	泉崎村大字泉崎	0.017	0.0076	0.012	○	福島県
	泉崎村大字泉崎	0.023	0.011	0.017	○	福島県
	白河市小田川	0.012	0.0094	0.011	○	福島県
4	喜多方市岩月町大都	0.0051	0.033	0.019	○	福島県
	喜多方市松山町鳥見山	0.032	0.52	0.28	○	福島県
	喜多方市熱塩加納町加納	0.0056	0.014	0.0098	○	福島県
5	南会津町山口	0.0086	0.0081	0.0084	○	福島県
	南会津町山口	0.0080	0.0055	0.0068	○	福島県
	南会津町山口	0.0078	0.0059	0.0069	○	福島県
6	広野町大字上北迫	0.0049	0.0099	0.0074	○	福島県
	広野町大字上北迫	0.0058	0.036	0.021	○	福島県
	広野町大字上北迫	0.0051	0.0078	0.0065	○	福島県

※ 大気環境基準の適否は、年平均値で評価する。

表－3－1 公共用水域（河川）

（水質環境基準値：1pg-TEQ/L、底質環境基準値：150pg-TEQ/g）

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	摺上川	幸橋	0.063	○	0.14	○	福島市
2	八反田川	阿武隈川合流前	0.069	○	0.11	○	福島市
3	松川	松川橋上流	0.062	○	0.11	○	福島市
4	祓川	松川合流前	0.063	○	0.12	○	福島市
5	水原川	下藤内橋	0.073	○	0.78	○	福島市
6	阿武隈川	大正橋（伏黒）	0.071	○	0.32	○	国土交通省
7	五百川	阿武隈川合流前	0.16	○	0.15	○	福島県
8	東根川	阿武隈川合流前	0.26	○	0.25	○	福島県
9	逢瀬川	阿武隈川合流前（1回目）	0.65	○	0.73	○	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	0.27		—	—	
		年平均値	0.46		—	—	
10	大滝根川	阿武隈川合流前（1回目）	0.31	○	0.15	○	郡山市
		阿武隈川合流前（2回目）	0.11		—	—	
		年平均値	0.21		—	—	
11	釈迦堂川	須賀川市水道取水地点	0.086	○	0.14	○	福島県
12	社川	王子橋	0.16	○	0.14	○	福島県
13	夏井川	北ノ内橋	0.088	○	0.13	○	福島県
14	夏井川	六十枚橋（1回目）	0.56	○	0.14	○	いわき市
		六十枚橋（2回目）	0.054		—	—	
		年平均値	0.31		—	—	
15	夏井川	山下谷橋（1回目）	0.13	○	0.16	○	いわき市
		山下谷橋（2回目）	0.052		0.13	○	
		年平均値	0.091		—	—	
16	阿武隈川	羽太橋	0.033	○	0.15	○	福島県
17	黒川	栃木県境	0.045	○	0.13	○	福島県
18	久慈川	高地原橋	0.15	○	0.14	○	福島県
19	阿賀野川	新郷ダム	0.037	○	1.5	○	福島県
20	只見川	藤橋	0.037	○	1.6	○	福島県
21	旧宮川	丈助橋	0.24	○	0.99	○	福島県
22	濁川	山崎橋	0.047	○	0.13	○	福島県
23	阿賀野川	宮古橋	0.067	○	0.24	○	国土交通省
24	阿賀野川	田島橋	0.079	○	0.24	○	福島県
25	真野川	真島橋	0.049	○	6.6	○	福島県
26	新田川	鮭川橋	0.11	○	0.92	○	福島県

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
27	小高川	白金橋	0.12	○	8.1	○	福島県
28	前田川	浜野橋	0.067	○	3.6	○	福島県
29	藤原川	みなと大橋	0.20	○	4.7	○	いわき市
30	大久川	蔭磯橋	0.55	○	0.33	○	いわき市
31	蛭田川	蛭田橋	0.65	○	1.6	○	いわき市
32	鮫川	鮫川橋	0.17	○	0.94	○	いわき市

※ 水質について複数回測定しているときの環境基準の適否は、年間平均値で評価する。

表－３－２ 公共用水域（湖沼・海域）

（水質環境基準値：1 pg-TEQ/L、底質環境基準値：150 pg-TEQ/g）

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
1	三春ダム貯水池	三春ダムサイト	0.073	○	6.0	○	国土交通省
2	小野川湖	湖心	0.039	○	11	○	福島県
3	大川ダム貯水池	湖心	0.067	○	2.5	○	国土交通省
4	相双地区地先海域	真野川沖約2,000m付近	0.034	○	0.18	○	福島県
5	小名浜港	四号埠頭先	0.11	○	2.9	○	いわき市
6	いわき市地先海域	夏井川沖約1,500m付近	0.059	○	0.16	○	いわき市
7	常磐沿岸海域	鮫川沖南約2,000m付近	0.066	○	2.8	○	いわき市

表－４ 地下水調査

(水質環境基準値 1pg-TEQ/L)

No.	地域名	市町村名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否	調査機関
1	県北	国見町	大字藤田	0.036	○	福島県
2	県中	郡山市	田村町田母神	0.056	○	郡山市
3	県中	郡山市	熱海町石筵	0.058	○	郡山市
4	県中	三春町	大字平沢	0.033	○	福島県
5	県南	棚倉町	大字流	0.033	○	福島県
6	会津	会津若松市	門田町大字中野	0.033	○	福島県
7	南会津	下郷町	大字豊成	0.034	○	福島県
8	相双	飯舘村	小宮	0.033	○	福島県
9	いわき	いわき市	平豊間	0.070	○	いわき市
10	いわき	いわき市	遠野町上遠野	0.052	○	いわき市
11	いわき	いわき市	三和町下市萱	0.054	○	いわき市
12	いわき	いわき市	渡辺町上釜戸	0.048	○	いわき市

表－５ 一般環境土壌調査

(土壌環境基準値 1,000pg-TEQ/g)

No.	地域名	市町村名	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
1	県北	国見町	大字森山	0.016	○	福島県
2	県中	郡山市	富久山町久保田	0.0016	○	郡山市
3	県中	玉川村	大字川辺	0.039	○	福島県
4	県南	矢祭町	大字東舘	0.020	○	福島県
5	会津	柳津町	大字砂子原	0.017	○	福島県
6	相双	楡葉町	大字北田	0.68	○	福島県
7	いわき	いわき市	渡辺町田部	0.0033	○	いわき市
8	いわき	いわき市	三和町渡戸	0.00051	○	いわき市

表－6 発生源周辺土壌調査

(土壌環境基準値 1,000pg-TEQ/g)

No.	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
1	福島市東浜町	6.8	○	福島県
	福島市渡利	2.9	○	福島県
	福島市腰浜町	4.9	○	福島県
	福島市腰浜町	2.1	○	福島県
	福島市東浜町	3.7	○	福島県
	福島市渡利	0.0041	○	福島県
	福島市東浜町	2.7	○	福島県
	福島市岡部	1.1	○	福島県
	福島市山口	8.7	○	福島県
	2	郡山市日和田町高倉	0.046	○
3	郡山市大平町	0.96	○	郡山市
4	須賀川市森宿	3.4	○	福島県
	須賀川市森宿	1.2	○	福島県
	須賀川市森宿	3.2	○	福島県
	須賀川市森宿	1.1	○	福島県
	須賀川市森宿	28	○	福島県
	須賀川市森宿	8.1	○	福島県
	須賀川市滑川	0.18	○	福島県
	須賀川市森宿	18	○	福島県
	須賀川市森宿	0.033	○	福島県
5	泉崎村大字泉崎	0.70	○	福島県
	泉崎村大字泉崎	0.13	○	福島県
	泉崎村大字泉崎	1.8	○	福島県
	泉崎村大字泉崎	5.7	○	福島県
	泉崎村大字泉崎	5.8	○	福島県
	泉崎村大字泉崎	4.1	○	福島県
	泉崎村大字泉崎	4.3	○	福島県
	白河市小田川	1.1	○	福島県
	泉崎村大字泉崎	4.8	○	福島県

No.	調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否	調査機関
6	喜多方市岩月町大都	1.2	○	福島県
	喜多方市松山町鳥見山	12	○	福島県
	喜多方市岩月町大都	4.6	○	福島県
	喜多方市岩月町大都	1.0	○	福島県
	喜多方市熱塩加納町山田	0.083	○	福島県
	喜多方市岩月町大都	0.41	○	福島県
	喜多方市熱塩加納町山田	2.5	○	福島県
	喜多方市熱塩加納町加納	3.7	○	福島県
	喜多方市松山町鳥見山	3.0	○	福島県
7	南会津町山口	72	○	福島県
	南会津町山口	2.8	○	福島県
	南会津町山口	1.3	○	福島県
	南会津町山口	0.95	○	福島県
	南会津町山口	2.2	○	福島県
	南会津町山口	4.1	○	福島県
	南会津町山口	27	○	福島県
	南会津町山口	59	○	福島県
	南会津町山口	19	○	福島県
8	広野町大字上北迫	1.2	○	福島県
	広野町大字上北迫	2.0	○	福島県
	広野町大字上北迫	0.036	○	福島県
	広野町大字上北迫	2.5	○	福島県
	広野町大字上北迫	4.8	○	福島県
	広野町大字上北迫	0.35	○	福島県
	広野町大字上北迫	8.0	○	福島県
	広野町大字上北迫	4.2	○	福島県
	広野町大字上北迫	6.4	○	福島県

表-7-1 大気基準適用施設排出ガス調査

No.	事業場名称	施設の名称	施設の種類 ※1	所在地	調査結果 (ng-TEQ/Nm ³)	適用される 基準値 (ng-TEQ/Nm ³) ※2	適否	調査機関
1	福島市 あぶくまク リーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	福島市	0.00023	1	○	福島県
2	安達地方広域行政組 合 あだたら環境共 生センター	炭化炉	5 廃棄物焼却炉	二本松市	0.0000023	5	○	福島県
3	東邦興産株式会社	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	郡山市	0.012	10	○	郡山市
4	株式会社田村工務店	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	郡山市	0.12	5	○	郡山市
5	須賀川地方保健環境 組合 須賀川地方衛 生センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	須賀川市	0.081	5	○	福島県
6	須賀川地方保健環境 組合 須賀川地方衛 生センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	須賀川市	0.076	5	○	福島県
7	株式会社大紀アルミ ニウム工業所 白河 工場	1-8	4 アルミニウム合金の 製造の用に供する 溶解炉	白河市	1.8	1	-	福島県
		1-2				5		
		1-3				5		
		2-5				1		
8	株式会社大紀アルミ ニウム工業所 白河 工場	1-8	4 アルミニウム合金の 製造の用に供する 溶解炉	白河市	0.015	1	-	福島県
		2-5				1		
		12				5		
9	株式会社DNPテク ノバック	廃棄物焼却 炉	5 廃棄物焼却炉	泉崎村	0.043	10	○	福島県
10	三神精工株式会社 喜多方工場	A炉	4 アルミニウム合金の 製造の用に供する 溶解炉	喜多方市	0.23	5	○	福島県
		B炉				5		
		C炉				5		
		E炉				5		
		乾燥炉	4 アルミニウム合金の 製造の用に供する 乾燥炉			5		
11	株式会社あいづダス トセンター 鶴ヶ峯 産業廃棄物中間処理 場	F-101	5 廃棄物焼却炉	柳津町	0.096	10	○	福島県
12	南会津地方環境衛生 組合 西部衛生セン ター	し尿残渣焼 却炉	5 廃棄物焼却炉	南会津町	0.064	10	○	福島県

13	富士フイルムフアイ ンケミカルズ株式会 社 広野工場	廃液焼却炉	5 廃棄物焼却炉	広野町	0.0000087	1	○	福島県
14	荒川化学工業株式会 社 小名浜工場	廃棄物焼却 炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.000064	10	○	いわき市
15	株式会社クレハ環境	7号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.000070	1	○	いわき市
16	株式会社クレハ環境	8号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0	1	○	いわき市
17	第一三共ケミカル ファーマ株式会社 小名浜工場	2号廃液焼 却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0	1	○	いわき市
18	有機合成薬品工業株 式会社	廃液焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.000022	1	○	いわき市
19	いわき大王製紙株式 会社	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0	0.1	○	いわき市
20	株式会社ケミクレア 小名浜工場	廃液焼却炉	5 廃棄物焼却炉	いわき市	0.0000031	5	○	いわき市

※1 ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1に定める特定施設

※2 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく大気排出基準又は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づ
く維持管理の技術上の基準

※3 複数の特定施設が同時に稼働した状態での集合煙突における測定のため、各施設での基準に対する適否が
判断できない結果については、「-」と表示しています。

表－7－2 水質基準適用事業場排水調査

No.	事業場名称	所在地	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	福島市 あぶくまクリーンセンター	福島市	0.00018	10	○	福島県
2	公益財団法人福島県下水道公社 県中浄化センター	郡山市	0.00050	10	○	郡山市
3	富士フイルムファインケミカルズ(株)広野工場	広野町	0.000093	10	○	福島県
4	(株)クレハ生産・技術本部いわき事業所	いわき市	0.49	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく水質排出基準

表－8－1 一般廃棄物最終処分場調査（放流水）

No.	設置者（施設名）	所在地	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	(株)ウィズウェイストジャパン（小野ウェイストパーク）	小野町	0.000011	10	○	福島県
2	いわき市（クリンピーの丘）	いわき市	0.00010	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月総理府・厚生省令第2号）」に基づく維持管理基準

表－8－2 一般廃棄物最終処分場調査（周縁地下水）

No.	設置者（施設名）	所在地	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	(株)ウィズウェイストジャパン（小野ウェイストパーク）2号井戸	小野町	0.0000030	1	○	福島県
2	(株)ウィズウェイストジャパン（小野ウェイストパーク）シート下部湧水	小野町	0.0000027	1	○	福島県

※ 「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年12月環境庁告示第68号）」に基づく水質環境基準

表－8－3 一般廃棄物最終処分場調査（周辺水質、底質）

（水質環境基準値：1pg-TEQ/L、底質環境基準値：150pg-TEQ/g）

No.	水域名	測定地点名	水質 (pg-TEQ/L)	環境基準 の適否 (水質)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準 の適否 (底質)	調査機関
1	最下流の沢	夏井川合流前	0.065	○	1.1	○	福島県
2	下流の沢	夏井川合流前	0.16	○	6.8	○	福島県

表－9 産業廃棄物最終処分場（放流水等）

No.	設置者（施設名）	所在地	種類	検体	調査結果 (pg-TEQ/L)	適用される 基準値 (pg-TEQ/L) ※	適否	調査機関
1	日東環境整備(株) 天沼管理型処分場	福島市	管理型	浸出液	0.000051	10	○	福島県
2	(株)商報舎（第1、第2）	二本松市	管理型	放流水	0	10	○	福島県
3	(株)商報舎（第3）	二本松市	管理型	放流水	0.000011	10	○	福島県
4	(株)クリーンテック（第1期）	福島市	管理型	放流水	0.00012	10	○	福島県
5	(株)クリーンテック（第2期）	福島市	管理型	放流水	0.000012	10	○	福島県
6	福島製鋼(株) 立子山処分場	福島市	管理型	放流水	0.000049	10	○	福島県
7	福島製鋼(株) 松川処分場	福島市	管理型	放流水	0.000013	10	○	福島県
8	(株)東北エコークリーン	小野町	管理型	放流水	0.00086	10	○	福島県
9	(株)公害技術研究所	中島村	管理型	浸出液	0.0017	10	○	福島県
10	東北ポール(株)旗宿処分場	白河市	管理型	放流水	0.000014	10	○	福島県
11	(株)あいづダストセンター 新処分場	柳津町	管理型	処理水	0.057	-	-	福島県
12	(株)あいづダストセンター 旧処分場	柳津町	管理型	処理水	0.16	-	-	福島県
13	宝川産業(株)	会津坂下町	管理型	放流水	0.0026	10	○	福島県
14	昭和電工(株)東長原事業所 (グラント揚水ピット)	会津若松市	管理型	浸出液	0.18	-	-	福島県
	昭和電工(株)東長原事業所 (集水ピット②)				0.37	-	-	福島県
15	丸三製紙(株)	南相馬市	管理型	放流水	0	10	○	福島県
16	(株)三宝（第1、第2）	飯館村	管理型	処理水	0.000032	-	-	福島県
17	双葉地方広域市町村圏組合 クリーンセンターふたば	大熊町	管理型	敷地境界水	0.39	-	-	福島県
18	環境省 (特定廃棄物埋立処分施設)	富岡町	管理型	放流水	0	10	○	福島県
19	三和化学工業(株)	南相馬市	管理型	放流水	0.95	10	○	福島県
20	相馬市管理型最終処分場	相馬市	管理型	放流水	0	10	○	福島県
21	東北電力(株)原町火力発電所 (大迫)	南相馬市	管理型	放流水	0.000018	10	○	福島県
22	東北電力(株)原町火力発電所 (割田)	南相馬市	管理型	放流水	0.000016	10	○	福島県
23	三山クリーン(株)湯ノ岳処分場	いわき市	管理型	放流水	0.000033	10	○	いわき市
24	(一財)福島県いわき処分場保全 センター いわき処理センター	いわき市	管理型	放流水	0.00037	10	○	いわき市
25	(株)クレハ 桜町・広町処分場	いわき市	管理型	放流水	0.000072	10	○	いわき市

※ 「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」又は「福島県産業廃棄物処理指導要綱」に基づく維持管理基準

平成29年度

ダイオキシン類自主測定結果

平成30年10月

福 島 県

ダイオキシン類対策特別措置法第28条に基づき、特定施設の設置者が平成29年度に実施した排出ガスや排出水等のダイオキシン類濃度の測定結果（中核市分を除く。）をとりまとめ、同法第28条第4項の規定により公表します。

排出ガス116施設、排出水7事業場から報告があり、報告のあった全ての施設、事業場で、排出基準に適合しました。

また、ばいじん75施設、焼却灰等90施設から報告があり、報告のあった全ての施設で、処理基準に適合しました。

1 排出ガス

休止・未稼働等の施設を除く報告対象の118施設のうち116施設から報告がありましたが、報告のあった全ての施設で排出基準に適合しました。

表－1 排出ガスの実施状況

報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	基準超過施設数
118	116 (98.3%)	2 (1.7%)	0

2 排出水

休止・未稼働等の施設を除く報告対象の7事業場から報告がありましたが、全ての事業場で排出基準に適合しました。

表－2 排出水の実施状況

報告対象工場・事業場数	報告工場・事業場数	未報告工場・事業場数	基準超過工場・事業場数
7	7 (100%)	0 (0%)	0

3 ばいじん及び焼却灰等

ばいじんについては、休止・未稼働等の施設を除く報告対象の77施設のうち75施設から報告がありましたが、報告のあった全ての施設で処理基準に適合しました。

また、焼却灰等については、休止・未稼働等の施設を除く報告対象の92施設のうち90施設から報告がありましたが、報告のあった全ての施設で処理基準に適合しました。

表－3 ばいじん及び焼却灰等の自主測定の実施状況

測定媒体	報告対象施設数	報告施設数	未報告施設数	処理基準超過施設数
ばいじん	77	75 (97.4%)	2 (2.6%)	0
焼却灰等	92	90 (97.8%)	2 (2.2%)	0

県北地方振興局管内

平成29年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模 焼却能力 (k g/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³)	適用される 排出基準	基礎適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基礎適 合状況	備考	
1	県北	福島市	福島市あぶくまクリー ンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.00023	1	○	0.46	—	0.00062	3	○	ばいじん：薬剤処理	
2	県北	福島市	福島市あぶくまクリー ンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.0081	1	○	0.32	—	0.018	3	○		
3	県北	福島市	福島市あぶくまクリー ンセンター	小動物火葬炉	5 廃棄物焼却炉	40	0.11	5	○	0	3	0.014	3	○		
4	県北	福島市	福島市あらかわクリー ンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4583	0.00066	0.1	○							
5	県北	福島市	福島市あらかわクリー ンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4583	0.00040	0.1	○	1.1	3	0	3	○	・1回目測定 ・2号焼却炉と灰溶融炉が集合煙突となっ ている。 ・ばいじんは、2戸分を混合測定 ・焼却灰は焼却炉2戸分を混合測定 ・ばいじん：薬剤処理	
6	県北	福島市	福島市あらかわクリー ンセンター	1号灰溶融炉	5 廃棄物焼却炉	833	稼働なし	5	—							
7	県北	福島市	福島市あらかわクリー ンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4583	0.00034	0.1	○							
8	県北	福島市	福島市あらかわクリー ンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	4583	0.00030	0.1	○	0.98	3	0	3	○	・2回目測定 ・2号焼却炉と灰溶融炉が集合煙突となっ ている。 ・ばいじんは、2戸分を混合測定 ・焼却灰は焼却炉2戸分を混合測定 ・ばいじん：薬剤処理	
9	県北	福島市	福島市あらかわクリー ンセンター	2号灰溶融炉	5 廃棄物焼却炉	833	稼働なし	5	—							
10	県北	二本松市	テクノメタル㈱	ア-7-82	5 廃棄物焼却炉	3700	0.037	5	○	0.0000057	3	0.00000099	3	○		
11	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合 ごみ焼却施設	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.74	5	○							
12	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合 ごみ焼却施設	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	1.6	5	○	5.2	—	0.020	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじん及び焼却灰は、3戸分を混合測 定	
13	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合 ごみ焼却施設	3号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.55	5	○							
14	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合 ごみ焼却施設	全連焼燃焼式炉	5 廃棄物焼却炉	5416.7	0.00068 0.00020	0.1 0.1	○ ○	0.011 —	3 —	0.0025 —	3 —	○ —	・1回目測定 ・ばいじん：薬剤処理 ・2回目測定	
15	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやくリー ンセンター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.00024	5	○	0.37	3	0.020	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじん及び焼却灰は、2戸分を混合測 定	
16	県北	本宮市	安達地方広域行政組合 もとみやくリー ンセンター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.0000084	5	○							
17	県北	福島市	阿部建材工業㈱音坊分 場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1587	2.2	10	○	0.00081	3	0.0024	3	○	通年稼働なし	
18	県北	福島市	㈱東関東ダブ ル・ジー ・ヤマキ福島 営業所	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1036	稼働なし	10	—	稼働なし	3	稼働なし	3	—	通年稼働なし	
19	県北	二本松市	安達地方広域行政組合 あだたら環境共生セ ンター	炭化炉	5 廃棄物焼却炉	636	0.00085	5	○	0	3	0.0075	3	○	焼却灰：炭化物	
20	県北	福島市	㈱カジカ	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	195	稼働なし	10	—	稼働なし	3	稼働なし	3	—	通年稼働なし	

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	焼却焼埋 炉の規模 (k g/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
21	県北	福島市	福島県立医科大学	動物炉	5 焼棄物焼却炉	150	0.00080	5	0.16	3	○	0.0000030	3	○	
22	県北	福島市	福島県農業総合センター 畜産研究所	1号焼却炉	5 焼棄物焼却炉	100	0.011	10	該当なし	-	-	0	3	○	ばいじん集じん設備なし
23	県北	二本松市	南東和牧場	1号焼却炉	5 焼棄物焼却炉	100	0.18	10	該当なし	-	-	0.040	3	○	ばいじん集じん設備なし
24	県北	福島市	県北地区大柳留所		5 焼棄物焼却炉	75	稼働なし	10	該当なし	-	-	稼働なし	3	-	ばいじん集じん設備なし
25	県北	福島市	トーアエイヨー株式会社 福島工場	実験動物焼却炉	5 焼棄物焼却炉	64	0.15	10	該当なし	-	-	0.0000047	3	○	ばいじん集じん設備なし
26	県北	福島市	森永乳業株式会社 福島工場	1号焼却炉	5 焼棄物焼却炉	40	稼働なし	10	該当なし	-	-	稼働なし	3	-	ばいじん集じん設備なし
27	県北	福島市	森永乳業株式会社 福島工場	2号焼却炉	5 焼棄物焼却炉	40	稼働なし	10	該当なし	-	-	稼働なし	3	-	ばいじん集じん設備なし

県中地方振興局管内

平成29年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模 (k g/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³)	適用される 排出基準	基準 合状況	ばいじん 測定結果 (ng-TEQ/g)	ばいじん の 基準 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準 合状況	備考
1	県中	須賀川市	須賀川地方保健課焼却組合 須賀川地方衛生センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.11	5	○	1.9	—	0.012	3	○	ばいじん：薬剤処理
2	県中	須賀川市	須賀川地方保健課焼却組合 須賀川地方衛生センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.11	5	○	1.6	—	0.011	3	○	
3	県中	須賀川市	須賀川地方保健課焼却組合 須賀川地方衛生センター	(新)1号炉	5 廃棄物焼却炉	1979	新設	5	—	新設	—	新設	3	—	
4	県中	須賀川市	須賀川地方保健課焼却組合 須賀川地方衛生センター	(新)2号炉	5 廃棄物焼却炉	1979	新設	5	—	新設	—	新設	3	—	H31.4使用開始予定
5	県中	須賀川市	須賀川地方保健課焼却組合 し尿処理施設	し尿処理施設	5 廃棄物焼却炉	786	0.022	10	○	0.00026	3	0.00000054	3	○	
6	県中	三春町	日本化学工業㈱福島第二 工場	ダU-1	5 廃棄物焼却炉	2446	0.0000081	1	○	該当なし	—	該当なし	—	—	液中燃焼方式のため、ばいじん及び焼却灰は発生しない
7	県中	石川町	石川地方生活課焼却施設組合 石川地方ごみ焼却場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1875	0.021	10	○	0.34	—	0.0087	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
8	県中	石川町	石川地方生活課焼却施設組合 石川地方ごみ焼却場	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1875	0.013	10	○	0.0090	3	0	3	○	
9	県中	石川町	石川地方生活課焼却施設組合 石川地方し尿処理場	甲形焼却炉	5 廃棄物焼却炉	786	0.034	10	○	4.1	—	0.12	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじんは、2炉分を混合し、2回測定
10	県中	田村市	田村広域行政組合田村東 部課センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1875	0.052	10	○	3.8	—	0.095	3	○	
11	県中	田村市	田村広域行政組合田村東 部課センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1875	0.088	10	○	—	—	—	—	—	・集合煙突 ・焼却炉のみ稼働時測定
12	県中	三春町	田村広域行政組合田村西 部課センター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1667	0.0000027	5	○	—	—	—	—	—	・集合煙突 ・排ガス ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定 ・ばいじん：薬剤処理
13	県中	三春町	田村広域行政組合田村西 部課センター	溶融炉	5 廃棄物焼却炉	267	0.0000024	5	○	0.31	3	0(<0.07)	3	○	
14	県中	須賀川市	㈱エー・ケー・エー・ブイ・ア ン	No1 焼却炉	5 廃棄物焼却炉	615	稼働なし	10	—	稼働なし	—	稼働なし	3	—	通年度稼働なし
15	県中	須賀川市	西間木建材㈱	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	183	稼働なし	10	—	稼働なし	—	稼働なし	3	—	通年度稼働なし
16	県中	平田村	DIC化成㈱福島工場	1号炉	5 廃棄物焼却炉	113	0.21	10	○	0.0000022	3	0	3	○	
17	県中	小野町	日本全農工業㈱中央研究 所付属臨床研究牧場	動物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	100	0.22	10	○	0.0000016	3	0.00000099	3	○	
18	県中	玉川村	㈱ユキヤマ玉川農場	2号炉	5 廃棄物焼却炉	98	4.2	5	○	0.17	3	0.06	3	○	
19	県中	田村市	㈱春山建工社	1号	5 廃棄物焼却炉	69.3	0.15	5	○	0.00034	3	0	3	○	
20	県中	玉川村	福島空港ビル㈱	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	28.6	稼働なし	10	—	稼働なし	—	稼働なし	3	—	通年度稼働なし
21	県中	田村市	㈱フリーデン郡路牧場	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	121	2.5	10	○	該当なし	—	0	3	○	ばいじん集じん設備なし
22	県中	玉川村	福島県畜産保健衛生所	1号廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	190	新設	5	—	新設	—	新設	3	—	ばいじん集じん設備なし

【廃棄物焼却炉以外の施設】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	特定施設の規模	排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適合状況	備考
1	県中	須賀川市	㈱加藤工業所福島工場	溶解炉	4.7t/hのA溶解炉	2t/h		5	—	
2	県中	須賀川市	㈱加藤工業所福島工場	溶解炉	4.7t/hのA溶解炉	1t/h	稼働なし	5	—	・H2S、2,28から休止 ・3号集合運突
3	県中	須賀川市	㈱加藤工業所福島工場	溶解炉	4.7t/hのA溶解炉	1t/h		1	—	

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模 焼却能力 (k g/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじん 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
1	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整 備組合西白河地方リノーベ ク	1号炉	5 廃棄物焼却炉	3750	0.015	5	○	1.5	3	○	0.0035	3	○	
2	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整 備組合西白河地方リノーベ ク	2号炉	5 廃棄物焼却炉	3750	0.035	5	○	1.5	3	○	0.018	3	○	
3	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整 備組合白河地方清浄セン ター	し尿汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	300	0	10	○	0.0026	3	○	0.00010	3	○	し尿焼却炉
4	県南	泉崎村	株式会社 泉崎村	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.0037	5	○	—	—	—	—	—	○	・1回目測定
5	県南	湯町	東白衛生組合東白リノーベ クごみ焼却施設	1号炉	5 廃棄物焼却炉	1125	0.00022	10	○	0.18	3	○	0.00042	3	○	・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測 定
6	県南	湯町	東白衛生組合東白リノーベ クごみ焼却施設	2号炉	5 廃棄物焼却炉	1125	0.0000020	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	ばいじん集じん設備なし
7	県南	湯町	東白衛生組合東白リノーベ クし尿処理施設	汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	930	0.0000068	10	○	—	—	—	0	3	○	ばいじん集じん設備なし
8	県南	泉崎村	㈱DNPテクノバック	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	0.043	10	○	—	—	—	—	—	○	・1回目測定
9	県南	棚倉町	ユニ・チャームプロダク ツ株式会社 福島工場	B-3 焼却ボイラー	5 廃棄物焼却炉	750	0.038	10	○	0.21	3	○	0	3	○	・2回目測定
10	県南	白河市	住友ゴム工業㈱白河工場	焼却ボイラー	5 廃棄物焼却炉	750	0.014	10	○	0.029	3	○	0.0000015	3	○	一焼、産廃兼用焼却炉
11	県南	白河市	フランススペースドフア ニ株式会社 東北工場	焼却ボイラー	5 廃棄物焼却炉	179	0.10	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	ばいじん集じん設備なし
12	県南	西郷村	独立行政法人家畜改良セ ンター	焼却ボイラー	5 廃棄物焼却炉	150	0.029	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	ばいじん集じん設備なし
13	県南	湯町	南常豊工務店	焼却ボイラー	5 廃棄物焼却炉	82	2.7	10	○	0.0068	3	○	0.015	3	○	
14	県南	西郷村	東洋羽毛工業㈱白河工場	焼却ボイラー	5 廃棄物焼却炉	26	0.023	10	○	0.023	3	○	0.036	3	○	
15	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業 所白河工場	(14-1)アルミ灰焼却炉	5 廃棄物焼却炉	90	0.21	5	○	該当なし	—	—	0.00063	3	○	

【廃棄物焼却炉以外の施設】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	特定施設の規模	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適合状況	備考
1	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業 所白河工場	(1-8)30t ¹ 、元湯炉	47ℓニシカミ溶解炉	30t	0.75 0.094	1 1	- -	No. 1, 2, 3, 4同時稼働時の測定 No. 1, 4, 5同時稼働時の測定
2	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業 所白河工場	(1-3)40t ¹ 、保持炉	47ℓニシカミ溶解炉	40t	0.29 0.75 0.042	5 5 5	- - -	塩素系 No. 1, 2, 3, 4同時稼働時の測定 No. 2, 3同時稼働時の測定
3	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業 所白河工場	(1-2)40t ¹ 、溶解炉	47ℓニシカミ溶解炉	40t	0.75 0.042	5 5	- -	No. 1, 2, 3, 4同時稼働時の測定 No. 2, 3同時稼働時の測定
4	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業 所白河工場	(2-5)15t ¹ 、溶解炉	47ℓニシカミ溶解炉	15t	0.75 0.094	1 1	- -	No. 1, 2, 3, 4同時稼働時の測定 No. 1, 4, 5同時稼働時の測定
5	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業 所白河工場	(1-2)デラックカー設備	47ℓニシカミ溶解炉	3.5t/h	0.094	5	-	No. 1, 4, 5同時稼働時の測定
6	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業 所白河工場	(1-6)1号回転炉	47ℓニシカミ溶解炉	4t	0.39	5	○	1号回転炉
7	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業 所白河工場	(13-1)2号回転炉	47ℓニシカミ溶解炉	4t	0.000021	5	○	2号回転炉
8	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業 所白河工場	(7-1)ダライ粉乾燥炉	47ℓニシカミ乾燥炉	2.5t/h	0.018	5	○	ダライ粉乾燥

※ 複数の特定施設が同時に稼働した状態での集合物質における測定のため、各施設での基準に対する適否が判断できない結果については、「-」と表示しています。

会津地方振興局管内

平成29年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模 焼却能力 (kg/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³)	適用される 排出基準	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基礎 台状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基礎 台状況	備考
1	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	KW-1	5 廃棄物焼却炉	4167	0.016	1	0.059	3	○	0.00000028	3	○	排出ガス及びばいじんは、2 戸同時測定
2	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	KW-2	5 廃棄物焼却炉	2500		5		3	○	0.000023	3	○	
3	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	K-3	5 廃棄物焼却炉	2167	稼働なし	1	稼働なし	3	—	稼働なし	3	—	休止中
4	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	第2 専焼炉	5 廃棄物焼却炉	2083	0.00038	5	0.054	3	○	0.000019	3	○	
5	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村 圏整備組合ごみ焼却処理 施設	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.0053	5	0.37	3	○	0.00029	3	○	
6	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村 圏整備組合ごみ焼却処理 施設	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.0017	5	0.82	3	○	0.010	3	○	ばいじん：セメント・キレート処理前のもの
7	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村 圏整備組合ごみ焼却処理 施設	3 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3125	0.059	5	1.4	3	○	0.00058	3	○	
8	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏 組合環境センター山都工 場	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2812.5	0.12	5			○				
9	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏 組合環境センター山都工 場	2 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2812.5	0.039	5	0.16	3	○	0.012	3	○	・ ばいじん：セメント・キレート処理前 ・ ばいじん及び焼却灰は、2 戸分を混合測 定
10	会津	喜多方市	喜多方地方広域市町村圏 組合環境センター塩川工 場	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	928	0.032	10	該当なし	—	○	0.00000038	3	○	ばいじんは焼却灰に混入するたためダイオキ シン類濃度測定不能
11	会津	柳津町	㈱あいづダストセンター 鶴ヶ峯産業廃棄物中間処 理場	F-101	5 廃棄物焼却炉	1750	0.041	10	0.056	3	○	該当なし	—	—	流動床炉で灰が発生しない
12	会津	柳津町	㈱あいづダストセンター 鶴ヶ峯産業廃棄物中間処 理場	F-201.202.203	5 廃棄物焼却炉	1670	0.87	10	2.6	3	○	0.0053	3	○	
13	会津	会津若松市	会津若松市	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50kg以内/h	0.19	10	該当なし	—	○	0.0015	3	○	・ 50~100kg/hに分類 ・ ばいじん集じん設備なし
14	会津	会津若松市	福島県会津家畜保健衛生 所	1 号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	40~50	1.0	10	該当なし	—	○	0<(0.03)	3	○	・ 50kg/h未満に分類 ・ ばいじん集じん設備なし

【廃棄物焼却炉以外の施設】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種類	特定施設の規模	排出ガスの測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される基準 排出基準	基準適合状況	備考
1	会津	磐梯町	曹鉄メタル㈱	1号キルン	3 重鉛回収熔焼炉	8.3 t/h	0.026	10	○	
2	会津	磐梯町	曹鉄メタル㈱	2号キルン	3 重鉛回収熔焼炉	4.5 t/h	0.66	10	○	
3	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	1001号	4 7ℓニシカ溶解炉	12 t	稼働なし	5	—	休止中
4	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	1002号	4 7ℓニシカ溶解炉	10 t	0.000032	5	○	
5	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	1501号	4 7ℓニシカ溶解炉	15 t	0.000032	5	○	
6	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	1502号	4 7ℓニシカ溶解炉	15 t	稼働なし	5	—	休止中
7	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	10TH-1	4 7ℓニシカ溶解炉	10 t	稼働なし	5	—	休止中
8	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	10TH-2	4 7ℓニシカ溶解炉	10 t	稼働なし	5	—	休止中
9	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	22MF-1	4 7ℓニシカ溶解炉	22 t	0.020	5	○	22MF-1(溶解炉)と20HF-1(保持炉)
10	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	20HF-1	4 7ℓニシカ溶解炉	20 t		5	○	同時稼働時の測定
11	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	21-1510F	4 7ℓニシカ溶解炉	15 t	0.21	1	○	
12	会津	喜多方市	昭和電工㈱喜多方事業所	22-1510F	4 7ℓニシカ溶解炉	15 t	0.038	1	○	
13	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	A炉	4 7ℓニシカ溶解炉	5 t		5	○	
14	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	B炉	4 7ℓニシカ溶解炉	5 t		5	○	
15	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	C炉	4 7ℓニシカ溶解炉	6 t	1.2	5	○	A炉、B炉、C炉、E炉、F炉及び乾燥炉同時稼働時の測定
16	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	E炉	4 7ℓニシカ溶解炉	1 t		5	○	
17	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	F炉	4 7ℓニシカ溶解炉	1 t		5	○	
18	会津	喜多方市	三神精工㈱喜多方工場	乾燥炉	4 7ℓニシカ乾燥炉	1 t/h		5	○	

南会津地方振興局管内

平成29年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模 (k g/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準適 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準適 合状況	備考
1	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合 西部クリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1563	1.0	10	○	2.1	—	—	0.096	3	○	
2	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合 西部クリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1563	0.30	10	○	1.2	—	—	0.12	3	○	ばいじん：薬剤処理
3	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合 東部クリーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1250	0.19	10	○	2.0	3	○	0.021	3	○	
4	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合 東部クリーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1250	0.13	10	○	1.9	3	○	0.011	3	○	ばいじん：薬剤処理前
5	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合 西部衛生センター	し尿残さ焼却炉	5 廃棄物焼却炉	430	0.026	10	○	該当なし	—	—	0.0025	3	○	構造上、ばいじんと焼却灰が同一箇所に集積するため、ばいじん焼却灰混合分析
6	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合 東部衛生センター	汚泥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	380	0.045	10	○	該当なし	—	—	0	3	○	構造上、ばいじんと焼却灰が同一箇所に集積するため、ばいじん焼却灰混合分析

相双地方振興局管内

平成29年度 排出ガスダイオキシン類自主測定結果

【廃棄物焼却炉】

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却炉の規模 (k g/h)	排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³)	適用される 排出基準	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基礎 台状況	備考
1	相双	南相馬市	丸三製紙	階段ストレーカ式焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3958.3	0.012	1	0.00045	3	0.0053	3	○	
2	相双	榑葉町	双葉地方広域市町村圏組 南相馬衛生センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2778	0.052	5	3.1	-	0.25	3	○	・ばいじん：薬剤処理 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
3	相双	榑葉町	双葉地方広域市町村圏組 南相馬衛生センター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2778	0.24	5	3.6	-	0.064	3	○	
4	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組 合北相馬衛生センター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	2500	0.22	5	5.3	-	0.018	3	○	ばいじん：薬剤処理後
5	相双	浪江町	双葉地方広域市町村圏組 合北相馬衛生センター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	2500	0.76	5	0.70	3	0.0055	3	○	
6	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町セ ンター	1号炉	5 廃棄物焼却炉	2187.5	0.018	5	2.0	3	0.0032	3	○	・ばいじん：薬剤処理前
7	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町セ ンター	2号炉	5 廃棄物焼却炉	2187.5	0.098	5	該当なし	-	該当なし	-	-	廃液焼却炉のためばいじん及び焼却灰の捕集設備なし
8	相双	広野町	富士フイルムフアインケ ミカルス相馬工場	廃液焼却炉	5 廃棄物焼却炉	2540	0.0000022	1	該当なし	-	該当なし	-	-	ばいじん集じん設備なし
9	相双	広野町	富士フイルムフアインケ ミカルス相馬工場	雑芥焼却炉	5 廃棄物焼却炉	20	0.016	10	該当なし	-	該当なし	-	-	・H29年度を通じて休止状態 ・廃液焼却炉のためばいじん及び焼却灰の捕集設備なし
10	相双	南相馬市	大内新興化学工業相馬原 工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1500	0.0000078	10	該当なし	-	該当なし	-	-	廃液焼却炉のためばいじん及び焼却灰の捕集設備なし
11	相双	相馬市	㈱ADEKA相馬工場	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1500	0.43	10	0.17	3	0.66	3	○	
12	相双	南相馬市	㈱まるさセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1200	0.43	10	0.17	3	0.66	3	○	
13	相双	大熊町	東京電力ホールディング ス相馬第一原子力発電 所	海生物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1000	稼働なし	10	稼働なし	3	稼働なし	3	-	・電気事業法対象施設 ・東日本大震災の影響で施設が破損したため、 H29年度の稼働実績なし
14	相双	大熊町	東京電力ホールディング ス相馬第一原子力発電 所	小型焼却炉	5 廃棄物焼却炉	58	0.55	5	0.11	3	0.000012	3	○	
15	相双	相馬市	相馬方部衛生組合光陽ク リーンセンター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	896	0.00027	5	0.14	3	0.0015	3	○	・ばいじん：薬剤処理前 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
16	相双	相馬市	相馬方部衛生組合光陽ク リーンセンター	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	896	0.0036	5	0.14	3	0.0015	3	○	・ばいじん：薬剤処理前 ・ばいじん及び焼却灰は、2炉分を混合測定
17	相双	大熊町	双葉地方広域市町村圏組 合汚泥リサイクルセン ター	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	834	稼働なし	5	該当なし	-	稼働なし	3	-	・施設が帰還困難区域に所在するため、H29年 度の稼働実績なし ・ばいじんは焼却灰と混合して排出
18	相双	富岡町	双葉地方広域市町村圏組 合双葉環境センター	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	417	稼働なし	10	稼働なし	3	稼働なし	3	-	H29年度を通じて稼働実績なし
19	相双	南相馬市	南相馬市浄化センター	NO1 焼却設備	5 廃棄物焼却炉	660	0.0097	10	0.00042	3	0.00042	3	○	ばいじんは焼却灰に混入するためダイオキ シン類濃度測定不能
20	相双	大熊町	南佐洋運輸	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	350	稼働なし	10	稼働なし	3	稼働なし	3	-	施設が帰還困難区域に所在するため、H29年度 の稼働実績なし
21	相双	大熊町	双葉運輸㈱	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	220	稼働なし	10	稼働なし	3	稼働なし	3	-	施設が帰還困難区域に所在するため、H29年度 の稼働実績なし

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	対象施設名称	特定施設の種別	廃棄物焼却 炉の規模		排出ガスの 測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用される 排出基準	基準値 合状況	ばいじんの 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準値 合状況	焼却灰等の 測定結果 (ng-TEQ/g)	適用される 基準値 (ng-TEQ/g)	基準値 合状況	備考
						焼却能力 (k g/h)	焼却炉の 種類										
22	相双	浪江町	日化ボード桐	No.1 廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	195	稼働なし	5	-	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	H29年度を通じて休止状態
23	相双	南相馬市	岡場建設桐	NO.1 廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	178	廃止	10	-	-	廃止	3	-	廃止	3	-	H14.12.1から休止中であり、H29.12.6 廃止
24	相双	川内村	桐丸東	1号	5 廃棄物焼却炉	143	廃止	5	-	-	廃止	3	-	廃止	3	-	H16.11.26から休止中であり、H29.11.6 廃止
25	相双	大熊町	南沢内建設	廃棄物焼却炉	5 廃棄物焼却炉	104	稼働なし	10	-	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	施設が帰還困難区域内に所在するため、H29年度を通じて稼働実績なし
26	相双	浪江町	桐シムコ浪江事業所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	92	稼働なし	10	-	-	該当なし	-	-	稼働なし	3	-	・H29年度を通じて休止状態 ・ばいじん集じん設備なし
27	相双	楢葉町	桐セキモト	2号炉	5 廃棄物焼却炉	91	稼働なし	5	-	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	H29年度を通じて休止状態
28	相双	相馬市	三星化学工業桐相馬工場	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	75	0.050	5	○	0.35	0.35	3	○	0.0014	3	○	
29	相双	浪江町	北仲産業桐浪江工場	釜	5 廃棄物焼却炉	65	稼働なし	10	-	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	H14.6から休止しており、H29年度を通じて稼働実績なし
30	相双	南相馬市	福島県双葉富保健康衛生所	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	0.14	10	○	該当なし	該当なし	-	-	0	3	○	ばいじん集じん設備なし
31	相双	楢葉町	福島医療環境桐	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	50	稼働なし	10	-	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	H17.4から休止しており、H29年度を通じて稼働実績なし
32	相双	相馬市	成田食品工業桐	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	10	稼働なし	10	-	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	H29年度を通じて休止状態
33	相双	飯館村	環境省飯館村飯平地区対策地域内廃棄物等処理施設	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.00012	0.1	○	0.011	0.011	3	○	0.00014	3	○	ばいじん：薬剤処理
34	相双	飯館村	環境省飯館村飯平地区対策地域内廃棄物等処理施設	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	5000	0.0023	0.1	○	0.039	0.039	3	○	0.000043	3	○	
35	相双	広野町	環境省仮設減容化処理施設	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3333	廃止	1	-	-	廃止	3	-	廃止	3	-	H29.6.13 廃止
36	相双	相馬市	相馬方部衛生組合有害鳥獣焼却施設	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	60	0.0031	5	○	0.029	0.029	3	○	0	3	○	
37	相双	南相馬市	環境省南相馬市仮設焼却施設(2号炉)	焼却炉	5 廃棄物焼却炉	8333	0.0025	0.1	○	1.3	1.3	3	○	0.00019	3	○	
38	相双	飯館村	桐三宝	1号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	3040	未報告	1	-	-	未報告	3	-	未報告	3	-	・集合塵突
39	相双	飯館村	桐三宝	2号焼却炉	5 廃棄物焼却炉	1379	未報告	5	-	-	未報告	3	-	未報告	3	-	
40	相双	川内村	環境省川内所農林系廃棄物処理施設	1号炉	5 廃棄物焼却炉	2500	稼働なし	1	-	-	稼働なし	3	-	稼働なし	3	-	H29年度を通じて稼働実績なし
41	相双	大熊町	環境省大熊町における廃棄物処理業務(減容化処理)	1号炉	5 廃棄物焼却炉	8333	0.000034	0.1	○	0.093	0.093	3	○	0.00090	3	○	
42	相双	浪江町	環境省浪江町における廃棄物処理業務(減容化処理)	1号炉	5 廃棄物焼却炉	12500	0.00010	0.1	○	0.24	0.24	3	○	0.0022	3	○	
43	相双	富岡町	環境省富岡町における廃棄物処理業務(減容化処理)	2号炉	5 廃棄物焼却炉	10417	0.056	0.1	○	0.15	0.15	3	○	0.022	3	○	

平成29年度 排水水ダイオキシン類測定結果（中核市を除く）

No.	地域	事業場所在地 (市町村名)	事業場名称	特定施設の種類・数		放流水の 測定結果 (pg-TEQ/L)	適用される 排出基準値 (pg-TEQ/L)	基準適 合状況	備 考	
1	県北	福島市	福島市あぶくまクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	0.00041	10	○	
							0.00083	10	○	
2	県北	福島市	福島市あらかわクリーンセンター	15	灰の貯留施設	5	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
3	県北	福島市	㈱東関東ダブル・ジー・ヤマギシ福島営業所	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	・汚水等の排出なし ・通年度稼働なし
4	県北	伊達市	伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
5	県北	本宮市	安達地方広域行政組合とみやクリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
6	県中	須賀川市	須賀川地方保健環境組合須賀川地方衛生センター（ごみ焼却施設）	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
							新設	10	-	・新設 ・H31.4使用開始予定
7	県中	石川町	石川地方生活環境施設組合石川地方ごみ焼却場	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
8	県中	三春町	日本化学工業㈱福島第二工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.0030	10	○	ダ処U-1
9	県中	田村市	田村広域行政組合田村東部環境センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
10	県中	田村市	田村広域行政組合田村西部環境センター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
11	県南	白河市	白河地方広域市町村圏整備組合西白河地方クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
12	県南	埴町	東白衛生組合東白クリーンセンターごみ焼却施設	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
13	県南	白河市	㈱大紀アルミニウム工業所白河工場	12-イ	廃ガス洗浄施設 (7%ニカム溶解炉)	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
14	県南	白河市	住友ゴム工業㈱白河工場	15	灰の貯留施設	1	0.000039	10	○	
15	県南	泉崎村	㈱DNPTテクノバック	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
16	県南	泉崎村	㈱京葉興業	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
17	会津	会津若松市	会津若松地方広域市町村圏整備組合ごみ焼却処理施設	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
18	会津	喜多方市	三精精工㈱喜多方工場	12-ロ	湿式集じん施設 (7%ニカム溶解炉)	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
19	会津	磐梯町	日曹金属化学㈱会津工場	15	灰の貯留施設	1	0.046	10	○	
				15-イ	廃ガス洗浄施設	6				
				15-ロ	湿式集じん施設	4				
				19	水の処理施設	1				
20	会津	柳津町	㈱あいづダストセンター鶴ヶ峯産業廃棄物中間処理場	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
				15-イ	廃ガス洗浄施設	3				
				15-ロ	湿式集じん施設	1				
21	会津	磐梯町	曹鉄メタル㈱	13-ロ	廃ガス洗浄施設 (亜鉛回収施設)	2	該当なし	-	-	汚水は別会社で処理
				13-ハ	湿式集じん施設 (亜鉛回収施設)	2				
22	南会津	下郷町	南会津地方環境衛生組合東部クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
23	南会津	南会津町	南会津地方環境衛生組合西部クリーンセンター	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
24	相双	南相馬市	大内新興化学工業㈱原町工場	15-ロ	湿式集じん施設	1	稼働なし	10	-	H29年度を通じて稼働実績なし
25	相双	広野町	富士フィルムファインケミカルズ㈱広野工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.000093	10	○	
				15-ロ	湿式集じん施設	1				
26	相双	相馬市	㈱ADEXA相馬工場	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	0.0011	10	○	工場排水出口で測定
				15-ロ	湿式集じん施設	1				
27	相双	大熊町	東京電力ホールディングス㈱福島第一原子力発電所	15-イ	廃ガス洗浄施設	1	稼働なし	10	-	・電気事業法対象施設 ・H29年度を通じて稼働実績なし
28	相双	南相馬市	南相馬市クリーン原町センター	15	灰の貯留施設	2	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
29	相双	南相馬市	三和化学工業㈱	10-イ	ろ過施設	1	2.5	10	○	
				10-ロ	廃ガス洗浄施設	2				
30	相双	広野町	環境省仮設減容化処理施設	15	灰の貯留施設	2	廃止	-	-	・H29年度に廃止
31	相双	南相馬市	丸三製紙㈱	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
32	相双	飯館村	環境省飯館村蔵平地区対策地域内廃棄物等処理施設	15	灰の貯留施設	2	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
33	相双	南相馬市	環境省南相馬市仮設焼却施設（2号炉）	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	汚水等の排出なし
34	相双	飯館村	㈱三宝	15	灰の貯留施設	2	該当なし	-	-	・H29.1から稼働開始 ・汚水等の排出なし
35	相双	川内村	環境省 開閉所農林系廃棄物処理施設	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	・汚水等の排出なし
36	相双	大熊町	環境省 大熊町における廃棄物処理業務（減容化処理）	15	灰の貯留施設	1	該当なし	-	-	・汚水等の排出なし

【 参 考 資 料 】

特定施設の種類と排出基準値

1 排出ガスに係る特定施設及び排出基準値

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	特定施設の種類	排出基準値		
		新設施設 ^{注)}	既設施設	
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	0.1	1	
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	0.5	5	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	1	10	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	1	5	
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの	焼却能力 4t/H以上	0.1	1
		2～4t/H未満	1	5
		2t/H未満	5	10

注) 既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉(能力200kg/H以上又は火格子面積2㎡以上)及び製鋼の用に供する電気炉については、新設施設の基準が適用になります。

2 排出水に係る特定施設及び排出基準値

(単位：pg-TEQ/L)

番号	特定施設の種類	排出基準値
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生ガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	

番号	特定施設の種類	排出基準値
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ [3・2-b:3'・2'-m] トリフェノジオキサジン (別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。) の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	10
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収 (製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒 (使用済みのものに限る。) からの金属の回収 (ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法 (焙焼炉で処理しないものに限る。) によるものを除く。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和46年政令第300号) 第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類 (特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令 (平成6年政令第308号) 別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。) の破壊 (プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。) の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設 (1から17まで及び19に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)	
19	1から17までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水 (1から14までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの) に限り、公共用水域に排出されるものを除く。) の処理施設 (前号に掲げるものを除く。)	

※表中の「別表」とあるのは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表を示す。

3 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準※1

(単位: ng-TEQ/g)

種類	新設施設の処理基準	既設施設※2の処理基準
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻	3	3

※1 処理基準; 埋立処分等を行う際に適用される基準。ばいじん及び燃え殻に含有されるダイオキシン類の基準ではありません。

※2 既設施設; 平成12年1月14日以前にすでに設置され、又は工事に着手していた施設。なお、既設施設のうち、次に掲げる方法により処理した場合は処理基準が適用されない。

ア) 重金属が溶出しないようにセメント固化する場合

イ) 重金属が溶出しないように薬剤処理する場合

ウ) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないように処理する場合

平成29年度

化学物質発生源周辺環境調査結果

平成30年10月

福 島 県

化学物質対策を進めるため一般環境中への排出量の実態を把握し、事業者の自主的な化学物質の管理及びリスクコミュニケーションへの活用を目的として、平成29年度化学物質排出実態調査を実施し、主要な発生源周辺環境（水質）を調査した結果について公表します。

N,N-ジメチルホルムアミド及びチオ尿素の2物質について調査を実施し、その結果を環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」で水生生物への影響が表れないと予測される濃度であるPNEC（※1）（予測無影響濃度：Predicted No Effect Concentration）と比較すると、N,N-ジメチルホルムアミドはPNECを下回っていましたが、チオ尿素はPNECを上回っていました。調査対象事業場においてチオ尿素の取扱量が非常に多いことから、排出濃度が高くなったものと考えられます。

※1 環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」では、N,N-ジメチルホルムアミドのPNECを71,000 μg/L、チオ尿素を0.018mg/Lとしています。

1 調査機関

福島県

2 調査内容

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)」(以下「PRTTR法」という。)の届出結果から県内の排出量の多い化学物質を選定し、その化学物質を取扱う事業所からの放流水、放流先の公共用水域について調査しました(表-1)。

表-1 調査対象化学物質

No	PRTTR法 政令番号	化学物質名	主な用途
1	232	N,N-ジメチルホルムアミド	人工皮革またはウレタン系合成皮革、スパンデックス繊維、有機合成用の溶媒、触媒、ガス吸収剤
2	245	チオ尿素	ウレタン樹脂原料または医療品、染料、海面活性剤、殺そ剤、金属防さび剤、有機ゴム添加剤

3 調査方法

調査は、次の方法に準拠して実施しました。

(1) N,N-ジメチルホルムアミド

平成9年度化学物質分析法開発調査報告書(平成10年7月 環境庁環境保健部環境安全課)及び要調査項目等調査マニュアル(平成12年12月環境庁水質保全局水質管理課)による方法(ガスクロマトグラフ質量分析法)

(2) チオ尿素

国際化学物質簡潔評価文書No.49(世界保健機関国際化学物質安全性計画)による方法

4 調査結果等

(1) 調査地点等

- ア N,N-ジメチルホルムアミド (A社)
放流水 1 地点及び公共用水域 1 地点 (海域)
- イ チオ尿素 (B社)
放流水 1 地点及び公共用水域 2 地点 (上流、下流)

(2) 調査時期

平成 30 年 2 月

(3) 調査結果

表-2 のとおり

表-2 調査結果

(1) N,N-ジメチルホルムアミド (A社)

調査地点	公共用水域		放流水	PNEC (※2)
	A社周辺海域		A社 (相馬市)	
調査年月日	H30. 2. 14			
pH	8.1		7.9	
SS (mg/L)	11		<1	
N,N-ジメチルホルムアミド ($\mu\text{g/L}$)	<0.05		0.49	71,000 $\mu\text{g/L}$

※2 環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」ではN,N-ジメチルホルムアミドのPNECを71,000 $\mu\text{g/L}$ としています。(根拠:魚類の急性毒性値 96h-LC₅₀(魚類)=7,100,000 $\mu\text{g/L}$ をアセスメント係数100で除しています。)

(2) チオ尿素 (B社)

調査地点	公共用水域		放流水	PNEC (※3)
	藤原川上流	藤原川下流	B社 (いわき市)	
調査年月日	H30. 2. 21			
pH	7.6	7.6	7.2	
SS (mg/L)	6	8	20	
チオ尿素 (mg/L)	<0.1	3.0	5.2	0.018mg/L

※3 環境省の「化学物質の環境リスク初期評価」ではチオ尿素のPNECを0.018mg/Lとしています。(根拠:甲殻類の慢性毒性値 21d-NOEC (甲殻類) =1,800 $\mu\text{g/L}$ をアセスメント係数100で除しています。)

平成29年度
騒音調査結果

平成30年10月
福島県

騒音調査結果は、次の騒音調査について実施したものをとりまとめたものです。

	調査の種類	根拠法令	調査機関
I	福島空港航空機騒音調査	環境基本法	福島県
II	自動車騒音の常時監視調査	騒音規制法	福島県
III	環境騒音調査	環境基本法	関係市町村
IV	自動車交通騒音実態調査	騒音規制法	関係市町村

I 福島空港航空機騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第16条の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を行った福島空港周辺の地域で実施した騒音測定結果について、環境基準の維持達成状況をとりとまとめたものです。

環境基準の類型指定地域内の4地点で各4季節、合計16回の測定を行い、いずれの季節毎及び年間平均値とも、環境基準（62デシベル以下）を達成しました。

1 調査の概要

(1) 調査時期

- ①春 季：平成29年5～6月 ②夏 季：平成29年7月
 ③秋 季：平成29年9～10月 ④冬 季：平成30年1～2月

(2) 調査機関

福島県

(3) 調査地点

環境基準の類型指定地域内の4地点（図－1）

- ①滑走路北側延長線方向 1地点（須賀川市）
 ②滑走路南側延長線方向 3地点（玉川村2地点、石川町1地点）

(4) 調査方法

「航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）」に基づき、自動測定装置を用いて、連続7日間の騒音測定を行いました。

評価にあたっては、1日ごとの L_{den} を求め、各地点ごとの L_{den} 値のパワー平均値を算出し、環境基準と比較しました。

2 調査結果の概要

3市町村の4地点について、季節毎の測定結果は44～51デシベルの範囲であり、年間平均値は45～50デシベルの範囲でした（表1）。

表－１ 平成２９年度福島空港周辺の航空機騒音測定結果

地点 番号	測定地点	測定 時期	騒音発生 回数	騒音の測定結果 L _{den} (dB)	年間平均値 L _{den} (dB)	環境基準 L _{den} (dB)
①	須賀川市 雨田地区	春季	1 1 0	4 5	4 5	Ⅱ類型 6 2 以下
		夏季	1 0 2	4 5		
		秋季	1 6 0	4 4		
		冬季	2 0 5	4 4		
②	玉川村 小高地区	春季	1 7 3	5 0	5 0	
		夏季	1 9 3	5 0		
		秋季	2 3 1	5 1		
		冬季	2 5 6	5 0		
③	玉川村 川辺地区	春季	1 6 8	4 9	5 0	
		夏季	1 0 6	5 0		
		秋季	2 9 7	5 0		
		冬季	2 3 4	4 9		
④	石川町 中野地区	春季	1 5 5	4 6	4 7	
		夏季	1 0 6	4 7		
		秋季	2 3 0	4 7		
		冬季	1 8 8	4 7		

(注) 騒音の測定結果は、１日ごとのL_{den}をパワー平均したものです。

参 考〔航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）〕

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として、次のとおり定められています。

地域の類型	基準値 L _{den} (dB)	当てはめる地域
I	57dB以下	専ら住居の用に供される地域
II	62dB以下	類型I以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある地域

県は、平成17年福島県告示第469号により、福島空港の周辺地域を類型IIとして指定しました。

■時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) について

夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した1日の等価騒音レベル。
評価については、算式アにより1日ごとのL_{den}を算出し、全測定日のL_{den}について算式イによりパワー平均値を算出する。

算式ア

$$10\log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{AE,di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{AE,ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{AE,nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

(注) i、j及びk：各時間帯で観測標本のi番目、j番目及びk番目

L_{AE, di}：午後7時から午前7時までの時間帯におけるi番目のL_{AE}

L_{AE, ej}：午前7時から午後10時までの時間帯におけるj番目のL_{AE}

L_{AE, nk}：午前0時から午前7時まで及び午後10時から午後12時までの時間帯におけるk番目のL_{AE}

T₀：基準化時間（1秒）

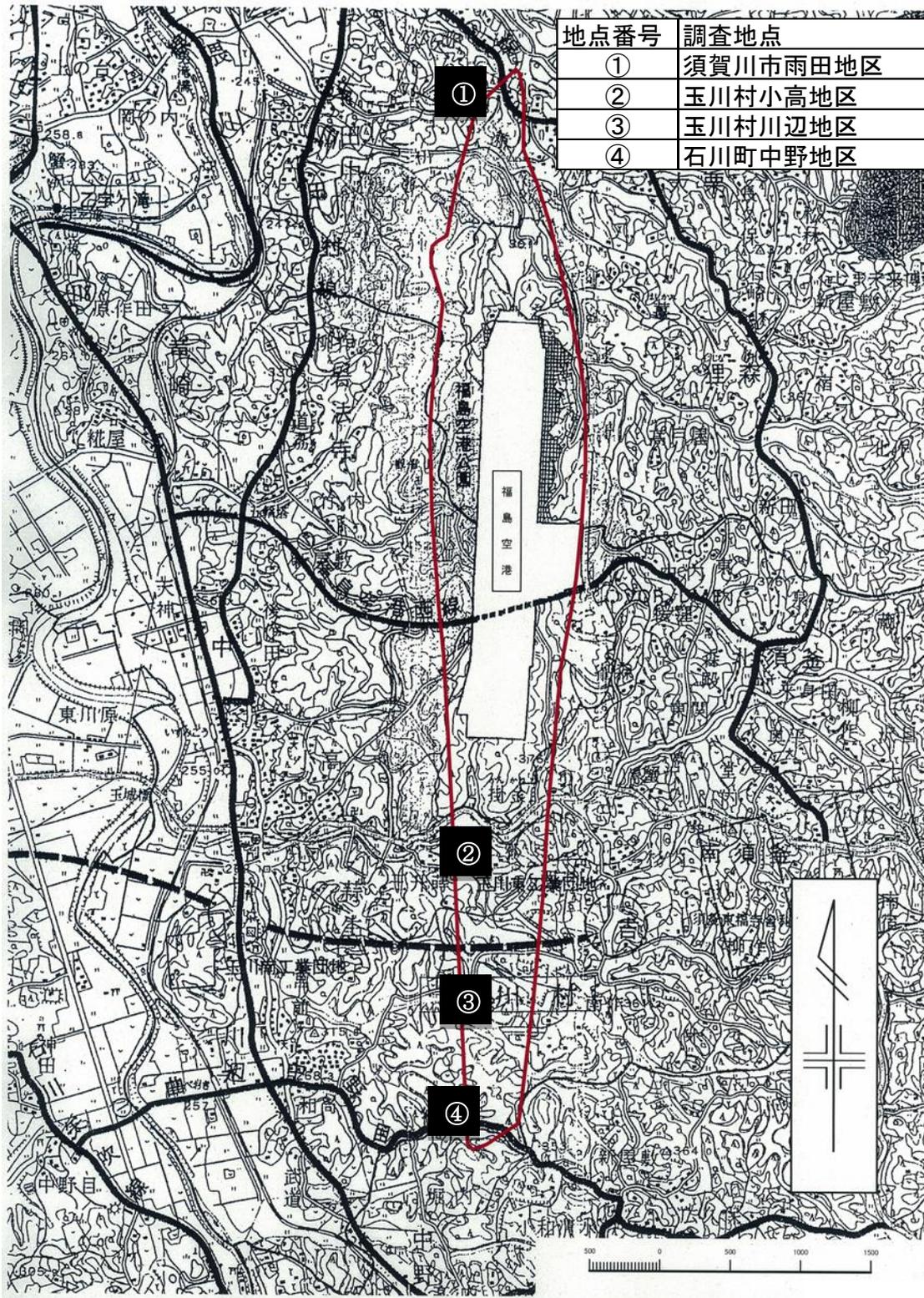
T：観測1日の時間（86400秒）をいう。

算式イ

$$10\log_{10} \left(\frac{1}{N} \sum_i 10^{\frac{L_{den,i}}{10}} \right)$$

(注) N：測定日数

L_{den, i}とは、測定日のうちi日目の測定日のL_{den}をいう。



(注)航空機騒音に係る環境基準のⅡ類型を当てはめた指定地域の範囲は、上図の朱線で囲まれた地域である。ただし、福島空港の敷地、福島空港公園の区域及び河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域を除く。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平18総複、第1033号)

図-1 福島空港周辺の騒音測定地点図

Ⅱ 自動車騒音の常時監視測定結果

環境基本法第16条に基づく騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定地域（以下「指定地域」という。）内において、騒音規制法第18条に基づき県が実施した自動車交通騒音の常時監視測定結果について、同法第19条に基づき公表します。

評価対象の石川町及び西郷村の指定地域内9路線27区間において、道路端から50mの範囲内に存在する住居等1,927戸のうち、昼間及び夜間の両時間帯で環境基準を達成したのは1,864戸で、達成率は96.7%でした。

道路種類別環境基準達成状況では、一般国道に面する地域の達成率が最も低く、88.5%となっています。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成29年11月

(2) 調査機関

福島県

(3) 調査方法

「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」に基づき、「騒音に係る環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編（道路に面する地域）」に定める方法により、道路近傍騒音を測定しました。

調査地点については、石川町及び西郷村の指定地域内において、幹線交通を担う道路の4路線から各路線1地点ずつを選定しました。

(4) 評価方法

(3)の調査結果に基づき、石川町及び西郷村の指定地域内における9路線27区間の道路について、道路端から50mの範囲内に存在する住居等の騒音レベルを推計し、環境基準の達成戸数とその割合を把握する「面的評価」を行いました。

2 調査結果の概要

評価区間における評価対象戸数1,927戸のうち、昼間及び夜間の両時間帯で環境基準を達成したのは、1,864戸（達成率96.7%）でした。

このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用される地域（近接空間）で、両時間帯で環境基準を達成したのは、950戸のうち910戸（達成率95.8%）でした。

一方、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値が適用されない地域（非近接空間）で、両時間帯で環境基準を達成したのは、977戸のうち954戸（達成率97.6%）となっています。

詳細は、表2-1のとおりです。

*幹線交通を担う道路に近接する空間とは：

高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道のうち、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により特定される範囲。

- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 2-1 環境基準達成状況

	評価区間内 戸数	昼・夜とも	昼・夜のいずれかが	昼・夜とも
		達成	非達成	非達成
全 体	1,927戸	1,864戸 (96.7%)	48戸 (2.5%)	15戸 (0.8%)
近 接 空 間	950戸	910戸 (95.8%)	39戸 (4.1%)	1戸 (0.1%)
非 近 接 空 間	977戸	954戸 (97.6%)	9戸 (0.9%)	14戸 (1.4%)
A 類 型	47戸	42戸 (89.4%)	0戸 (0.0%)	5戸 (10.6%)
B、C 類 型	599戸	589戸 (98.4%)	5戸 (0.8%)	5戸 (0.8%)
類 型 な し	331戸	323戸 (97.6%)	4戸 (1.2%)	4戸 (1.2%)

*類型区分のない住居については、B類型の環境基準をあてはめて評価した。

また、時間帯別の環境基準達成状況については、近接空間、非近接空間ともに夜間の非達成戸数が多くなっていました。

表 2-2 時間帯別環境基準達成状況

	近接空間		非近接空間	
	環境基準 達成	環境基準 非達成	環境基準 達成	環境基準 非達成
昼間	949戸 (99.9%)	1戸 (0.1%)	963戸 (98.6%)	14戸 (1.4%)
夜間	910戸 (95.8%)	40戸 (4.2%)	954戸 (97.6%)	23戸 (2.4%)

*昼間（6:00～22:00）、夜間（22:00～6:00）

さらに、道路種類別の環境基準達成状況をみると、一般国道の達成率が最も低い状況でした。

表 2 - 3 道路種類別環境基準達成状況

	評価区間内 戸数	昼・夜とも 達成	昼・夜のいずれか が非達成	昼・夜とも 非達成
高速自動車道	72戸	72戸(100.0%)	0戸(0.0%)	0戸(0.0%)
一般国道	549戸	486戸(88.5%)	48戸(8.8%)	15戸(2.7%)
県道	1,306戸	1,306戸(100.0%)	0戸(0.0%)	0戸(0.0%)

参 考 〔騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）〕

騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

地 域 の 類 型		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
		6:00~22:00	22:00~6:00
一般の地域	AA（特に静穏を要する地域）	50以下	40以下
	A（専ら住居の用に供される地域）	55以下	45以下
	B（主として住居の用に供される地域）		
	C（相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域）	60以下	50以下
道 路 に 面する地域	A地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
	B地域のうち、2車線以上の車線を有する道路に面する地域、及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(注) 本県では類型AAの指定はありません。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

(単位：デシベル)

該 当 地 域		時 間 の 区 分	
		昼 間	夜 間
		6:00~22:00	22:00~6:00
幹線交通を担う 道路に近接する 空間	2車線以下の道路の端から15m	70以下	65以下
	2車線を超える道路の端から20m		

(注) 幹線交通を担う道路とは、道路法第3条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に規定する自動車専用道路をいいます。

Ⅲ 環境騒音調査結果

この調査結果は、環境基本法第16条の規定に基づき、騒音に係る環境基準（以下「環境基準」という。）の類型指定を有する市町村が実施した騒音測定結果について、環境基準（一般地域）の維持達成状況を取りまとめたものです。

調査を実施した8市1町48地点のうち、全時間帯で環境基準を達成したのは、5市1町43地点であり、達成率は89.6%でした。

A、B、Cの各類型地域で環境基準の非達成地点がありましたが、これは、主として自動車交通騒音や自然音等によるものと考えられます。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成29年4月～平成30年1月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、二本松市、南相馬市、本宮市、石川町

(3) 調査地点

類型指定地域内であって、当該地域の騒音レベルを代表すると思われる地点及び騒音に係る問題が生じやすい地点として48地点で実施しました。（表3-1）

表3-1 市町村別・類型区分別調査地点数

市町村名	調査時期	A類型	B類型	C類型	計
福島市	5～9月	3	1	4	8
会津若松市	10月	3	1	2	6
郡山市	4, 5月	2	1	2	5
いわき市	6～11月	4	5	1	10
白河市	10月	1	0	1	2
二本松市	11月	1	1	1	3
南相馬市	9～1月	3	2	5	10
本宮市	11月	0	0	1	1
石川町	12月	1	1	1	3
合計		18	12	18	48

(4) 調査方法

「騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)」に基づき、昼間(6:00～22:00)及び夜間(22:00～翌日の6:00)について、日本工業規格Z8731に定める方法により原則として24時間連続で騒音測定を行い、 L_{eq} （等価騒音レベル）を算出しました。

2 調査結果の概要

全体の調査地点において、昼間及び夜間の両時間帯で環境基準を達成した地点は48地点のうち43地点であり、達成率は89.6%でした。

また、地域類型別に両時間帯で環境基準を達成した地点をみると、A類型では18地点のうち15地点で、達成率は83.3%、B類型では12地点のうち11地点で、達成率は91.7%、C類型では18地点のうち17地点で、達成率は94.4%でした。(表3-2)

表3-2 環境基準の達成状況

	調査地点数	昼・夜とも達成	昼・夜いずれかが非達成	昼・夜とも非達成
全 体	48地点	43地点 (89.6%)	5地点 (10.4%)	0地点 (0.0%)
A 類 型	18地点	15地点 (83.3%)	3地点 (16.7%)	0地点 (0.0%)
B 類 型	12地点	11地点 (91.7%)	1地点 (8.3%)	0地点 (0.0%)
C 類 型	18地点	17地点 (94.4%)	1地点 (5.6%)	0地点 (0.0%)

さらに、時間帯別の達成状況をみると、夜間におけるA、B、C類型地域で環境基準の非達成地点がありました。(表3-3)

表3-3 時間帯別環境基準達成状況

時間区分 \ 地域類型	A 類 型		B 類 型		C 類 型	
	環境基準達成	環境基準非達成	環境基準達成	環境基準非達成	環境基準達成	環境基準非達成
昼 間	18地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	12地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	18地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)
夜 間	15地点 (83.3%)	3地点 (16.7%)	11地点 (91.7%)	1地点 (8.3%)	17地点 (94.4%)	1地点 (5.6%)

平成29年度環境騒音（一般地域） 地点別調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	環境基準類型	都市計画法用途地域	等価騒音レベル(dB)				代表的な騒音	
						昼間		夜間		昼間	夜間
						環境基準値	測定結果	環境基準値	測定結果		
1	福島市	渡利	9	A	第一種低層住居専用地域	55	47	45	46	8	8
2		南沢又	5	A	第一種中高層住居専用地域	55	43	45	38	8	8
3		東浜町	5	B	第一種住居地域	55	48	45	38	8	8
4		大町	5	C	商業地域	60	45	50	41	8	8
5		太平寺	5	C	工業地域	60	51	50	45	8	8
6		黒岩	5	C	近隣商業地域	60	47	50	45	8	8
7		瀬上町	5	C	工業地域	60	50	50	46	8	8
8		蓬萊町	5	A	第二種低層住居専用地域	55	50	45	37	8	8
9	会津若松市	堤町	10	A	第一種中高層住居専用地域	55	51	45	33	3	8
10		真宮新町	10	A	第一種中高層住居専用地域	55	51	45	39	8	8
11		河東町広田	10	A	第一種中高層住居専用地域	55	49	45	40	8	8
12		古川町	10	B	第一種住居地域	55	43	45	33	3	8
13		日新町	10	C	商業地域	60	48	50	36	8	8
14		門田町飯寺	10	C	工業地域	60	45	50	40	8	8
15	郡山市	朝日三丁目	4	B	第一種住居地域	55	55	45	49	1	1
16		喜久田町卸三丁目	5	C	準工業地域	60	57	50	49	1・4	1
17		清水台一丁目	5	C	商業地域	60	54	50	47	1	1
18		安積町長久保一丁目	4	A	第一種中高層住居専用地域	55	51	45	46	5	5
19		緑ヶ丘東七丁目	5	A	第一種低層住居専用地域	55	44	45	39	5	5
20	いわき市	平北白土字穂積	7	A	第一種中高層住居専用地域	55	47	45	36	1・5	1・5
21		平字六人町	7	B	第一種住居地域	55	46	45	40	1・5	1・5
22		葉山二丁目	11	A	第一種低層住居専用地域	55	45	45	42	1・5	1・5
23		小名浜港ヶ丘	6	A	第一種中高層住居専用地域	55	52	45	43	1・5	1・5
24		洋向台四丁目	6	B	市街化調整区域	55	45	45	40	1・5	1・5
25		佐糖町東一丁目	11	B	第二種住居地域	55	52	45	43	1・5	1・5
26		勿来町四沢長塚	6	C	工業地域	60	45	50	41	1・5	1・5
27		内郷内町前田	11	B	第一種住居地域	55	46	45	43	1・5	1・5
28		常磐湯本町下浅貝	11	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	45	37	1・5	1・5
29		若葉台一丁目	7	B	市街化調整区域	55	47	45	41	1・5	1・5
30	白河市	みさか二丁目	10	A	第一種低層住居専用地域	55	52	45	39	1・4	1・4
31		白坂勝多石	10	C	工業地域	60	46	50	39	1・3	1・3
32	二本松市	若宮一丁目	11	C	近隣商業地域	60	55	50	48	1	1
33		金色	11	B	第二種住居地域	55	50	45	43	1・5	1
34		表一丁目	11	A	第一種低層住居専用地域	55	50	45	39	1・5	1
35	南相馬市	鹿島区西町二丁目	11	B	第一種住居地域	55	36	45	27	8	8
36		鹿島区鹿島字町	11	C	近隣商業地域	60	56	50	39	8	8
37		原町区仲町二丁目	9	A	第一種低層住居専用地域	55	46	45	46	5	5
38		原町区桜井町一丁目	12	A	第一種中高層住居専用地域	55	39	45	33	8	8
39		原町区栄町三丁目	10	C	商業地域	60	54	50	51	8	8
40		原町区大町二丁目	10	C	商業地域	60	43	50	46	8	8
41		原町区二見町一丁目	10	B	第一種住居地域	55	45	45	36	8	8
42		原町区旭町四丁目	10	C	準工業地域	60	50	50	43	8	8
43		小高区関場二丁目	1	A	第一種中高層住居専用地域	55	45	45	28	3	8
44		小高区上町一丁目	1	C	商業地域	60	45	50	34	1・3	8
45	本宮市	鍛冶免	11	C	商業地域	60	45	50	43	1	1
46	石川町	大字塩沢字割田作	12	A	第一種低層住居専用地域	55	46	45	40	1・4・5	1・5
47		字当町	12	B	第一種住居地域	55	45	45	41	1・5	1・5
48		字南町	12	C	商業地域	60	47	50	37	1・4	1・4

(注) 測定結果の**太字斜体**は環境基準を超過していることを表します。

代表的な騒音 1：自動車音、2：自動車以外の道路音、3：工場・事業場音、4：家庭音、5：自然音
6：特殊音、7：その他、8：不特定音

IV 自動車交通騒音実態調査結果

この調査結果は、騒音規制法第3条に基づき指定した騒音について、規制する地域（以下「指定地域」という。）内における自動車騒音の実態を把握するため、市町村が実施した騒音測定結果について、同法第17条に基づく限度（以下「要請限度」という。）の達成状況をとりとまとめたものです。

要請限度が適用されない3地点を除く、調査地点67地点中、要請限度を超過した地点は、夜間で3地点ありました。

1 調査の概要

(1) 調査時期

平成29年9月～平成29年12月

(2) 調査機関

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、南相馬市、本宮市、会津美里町、西郷村、石川町

（10市2町1村）

(3) 調査方法

「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 地域評価編（道路に面する地域）」に基づき、各調査機関が調査地点を選定し、昼間（6:00～22:00）及び夜間（22:00～翌日の6:00）の時間帯について、JIS Z8731に定める方法により、原則として24時間連続（1日間のみ）で自動車騒音の測定を行い、Leq（等価騒音レベル）を算出しました。

(4) 調査地点

平成29年度における調査地点の総数は70地点で、そのうち国道が27地点と全調査地点の38.6%となっています。

市町村別及び道路の種類別の内訳は表4-1のとおりです。

表4-1 市町村別及び道路の種類別の調査地点数

市町村名	調査時期	国 道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
福島市	10月	8	2	2	0	12
会津若松市	11月	3	3	0	0	6
郡山市	11月	3	2	3	2	10
いわき市	10～12月	4	7	4	0	15
白河市	10月	2	0	1	0	3
須賀川市	12月	1	1	0	1	3
二本松市	11月	0	0	3	0	3
田村市	11月	0	1	0	0	1
南相馬市	9～11月	3	2	4	1	10
本宮市	11月	0	0	1	0	1
会津美里町	12月	1	0	0	1	2
西郷村	10月	1	0	0	0	1
石川町	12月	1	0	1	1	3
合 計		27	18	19	6	70

2 調査結果

指定地域内の67地点の調整結果（区域別、時間帯別、道路種類別の要請限度超過状況）は、それぞれ表4-2、4-3、4-4のとおりです。

要請限度超過は3地点で、その3地点はいずれも国道であり、夜間に要請限度を超過していました。

表4-2 区域区分別要請限度超過状況

地域の区分	調査地点数	昼・夜とも 要請限度以下	昼・夜いずれかが 要請限度超過	昼・夜とも 要請限度超過
全 体	67地点	64地点 (95.5%)	3地点 (4.5%)	0地点 (0.0%)
a 区域	6地点	6地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
b 区域	34地点	34地点 (100.0%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
c 区域	27地点	24地点 (88.9%)	3地点 (11.1%)	0地点 (0.0%)

表4-3 時間帯別の要請限度超過状況

区域の区分	調査地点数	時間帯別要請限度超過地点数	
		昼 間	夜 間
全 体	67地点	0地点 (0.0%)	3地点 (4.5%)
a 区域	6地点	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
b 区域	34地点	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)
c 区域	27地点	0地点 (0.0%)	3地点 (11.1%)

表4-4 道路種類別の要請限度超過状況

	国 道	主要地方道	一般県道	市町村道	計
調査地点数	25地点	17地点	19地点	6地点	67地点
要請限度を 超過した地点	3地点 (12.0%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)	0地点 (0.0%)	3地点 (4.5%)

参 考〔騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の要請限度〕

指定地域内の自動車騒音の要請限度は、騒音規制法に基づき定められており、この限度を超過している場合は、市町村長は関係機関（道路管理者又は公安委員会）に対して、道路の改修や交通規制などの自動車交通騒音防止対策の要請や意見を述べることができることとなっています。

表 自動車騒音の限度

(単位：デシベル)

	区域の区分	時間の区分	
		昼 間 午前 6 時～ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時～ 翌日の午前 6 時
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0

- (注) 1 車線とは、1 縦列の自動車（2 輪を除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分です。
- 2 区域は騒音規制法第 3 条に基づき指定された地域とします。
- 3 「a 区域」：用途地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及びそれに相当する地域
「b 区域」：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及びそれに相当する地域
「c 区域」：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びそれに相当する地域
- 4 幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車道を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、表の規定にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとなっています。
- 5 幹線交通を担う道路とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいいます。

別表 平成29年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	道路名	道路種別	車線数	道路端からの距離(m)	騒音規制法	要請限度区分	要請限度(dB)		環境基準類型	環境基準(dB)		測定結果(dB)	
										昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
1	福島市	松浪町	10	国道4号	国	5	3.3	3種	c	75	70	C	70	65	75	71
2		鳥谷野字宮畑	10	国道4号	国	4	3.0	4種	c	75	70	C	70	65	73	72
3		天神町	10	国道13号	国	4	4.0	3種	c	75	70	C	70	65	68	64
4		泉字前田	10	国道13号(西道路)	国	4	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	67	60
5		南中央二丁目	10	国道13号(西道路)	国	4	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	66	60
6		渡利字中江町	10	国道114号	国	4	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	68	62
7		館の前	10	国道115号	国	4	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	65	60
8		方木田字中屋敷	10	国道115号	国	4	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	70	64
9		笹谷字清水	10	福島飯坂線	主	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	61
10		野田町一丁目	10	福島吾妻峯梯線	主	2	1.5	2種	b	75	70	B	70	65	65	58
11		鎌田字門丈檀	10	飯坂保原線	県	4	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	68	63
12		大森字埜	10	南福島停車場線	県	4	3.5	3種	c	75	70	C	70	65	68	62
13	会津若松市	一箕町亀賀字郷之原	11	国道49号	国	4	5.0	3種	c	75	70	C	70	65	70	64
14		一箕町亀賀字村前	11	国道118号	国	4	4.5	4種	c	75	70	C	70	65	64	58
15		館馬町	11	国道401号	国	4	5.5	2種	b	75	70	B	70	65	65	58
16		花春町	11	会津若松裏峯梯線	主	4	11.0	3種	c	75	70	C	70	65	62	55
17		河東町南高野	11	会津坂下河東線	主	2	6.2	2種	a	75	70	A	70	65	66	64
18		河東町広田	11	北山会津若松線	主	2	1.5	2種	b	75	70	B	70	65	69	61
19	郡山市	日和田町高倉新田	11	磐越自動車道	国	4	17.4	—	—	—	—	—	—	—	54	49
20		安積三丁目	11	郡山停車場線	主	4	2.1	3種	c	75	70	C	70	65	73	68
21		函景一丁目	11	郡山停車場線	主	4	2.7	—	—	—	—	—	—	—	70	65
22		堤下町	11	郡山停車場線	国	5	5.3	3種	c	75	70	C	70	65	69	64
23		富久山町久保田愛宕	11	一般国道288号	国	3	2.3	2種	b	75	70	B	70	65	75	69
24		笹川一丁目	11	須賀川二本松線	県	2	6.0	2種	b	75	70	B	70	65	70	65
25		小原田四丁目	11	須賀川二本松線	県	2	2.5	3種	c	75	70	C	70	65	64	57
26		富久山町福原泉崎	11	須賀川二本松線	県	2	1.9	2種	b	75	70	B	70	65	67	63
27		安積二丁目	11	安積成田線	市	4	4.0	2種	b	75	70	B	70	65	64	57
28		富久山町八山田東平作	11	昭和二丁目八山田線	市	4	4.1	2種	b	75	70	B	70	65	70	64
29	いわき市	常磐藤原町二本樅木	12	常磐自動車道	国	4	3.5	3種	b	75	70	B	70	65	71	69
30		四倉町上仁井田字南姥田	10	一般国道6号	国	4	2.4	3種	b	75	70	B	70	65	75	70
31		平中神谷字瀬戸	10	一般国道6号	国	4	1.5	3種	c	75	70	C	70	65	71	65
32		内郷御厩町二丁目	10	一般国道49号平バイパス	国	4	6.0	2種	b	75	70	B	70	65	54	47
33		泉町滝尻字中ノ坪	10	小名浜四倉線	主	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	67	60
34		植田町林内	10	いわき上三坂小野線	主	2	1.6	2種	b	75	70	B	70	65	64	59
35		小名浜岡小名字沖	11	小名浜平線	主	4	4.5	3種	c	75	70	C	70	65	69	60
36		鹿島町船戸字五反田	10	小名浜平線	主	4	4.4	3種	c	75	70	C	70	65	67	61
37		四倉町名木字道下	10	いわき浪江線	主	2	2.3	3種	b	75	70	B	70	65	68	63
38		四倉町白岩字保木田	11	いわき浪江線	主	2	2.5	3種	b	75	70	B	70	65	68	62
39		鹿島町上蔵持字滝浪	11	江名常磐線	主	2	2.5	3種	b	75	70	B	70	65	66	59
40		平上高久字片岡	10	下高久谷川瀬線	県	2	1.4	3種	b	75	70	B	70	65	68	61
41		四倉町玉山字炭窯	11	八茎四倉線	県	2	0.5	3種	b	75	70	B	70	65	62	45
42		常磐藤原町斑堂	12	湯の岳別所線	県	2	4.7	3種	b	75	70	B	70	65	65	55
43		平上高久字北谷地	10	豊間四倉線	県	2	2.0	3種	b	75	70	B	70	65	65	59
44	白河市	米村道北	10	国道4号	国	4	7.7	3種	c	75	70	C	70	65	70	68
45		南湖	10	国道289号	国	2	4.7	1種	a	75	70	A	70	65	68	64
46		中田	10	県道南湖公園線	県	2	3.6	2種	b	75	70	B	70	65	64	58
47	須賀川市	季の郷	12	東北自動車道	国	4	27.9	—	—	—	—	—	—	—	56	56
48		堀底町	12	古殿須賀川線	主	4	4.6	2種	b	75	70	B	70	65	66	59
49		西川町	12	I-16号線・須賀川駅インター線	市	4	4.5	2種	b	75	70	B	70	65	68	64

別表 平成29年度自動車騒音実態調査結果

一連番号	市町村名	測定地点	調査月	道路名	道路種別	車線数	道路端からの距離(m)	騒音規制法	要請限度区分	要請限度(dB)		環境基準類型	環境基準(dB)		測定結果(dB)	
										昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
50	二本松市	若宮二丁目	11	須賀川二本松線	県	2	1.9	3種	c	75	70	C	70	65	67	60
51		金色	11	二本松安達線	県	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	62	53
52		表一丁目	11	安達太良山線	県	2	2.5	1種	a	75	70	A	70	65	64	52
53	田村市	大越町上大越字町	11	船引大越小野線	主	2	2.0	3種	c	75	70	—	—	—	66	57
54	南相馬市	鹿島区鹿島字町	11	県道浪江鹿島線	県	2	1.6	2種	b	75	70	B	70	65	73	65
55		鹿島区鹿島字中町	11	国道6号	国	2	2.5	3種	c	75	70	C	70	65	65	63
56		原町区仲町二丁目	9	市道原町高倉線	市	2	4.0	1種	a	70	65	A	60	55	62	58
57		原町区桜井町一丁目	9	主要地方道原町川俣線	主	2	4.6	3種	c	75	70	C	70	65	63	52
58		原町区南町二丁目	10	県道浪江鹿島線	県	2	1.4	3種	c	75	70	C	70	65	63	55
59		原町区栄町一丁目	10	主要地方道原町二本松線	主	2	1.6	3種	c	75	70	C	70	65	63	58
60		原町区高見町一丁目	10	下渋佐南新田線	県	2	2.2	4種	c	75	70	C	70	65	65	60
61		原町区日の出町	10	国道6号	国	2	5.1	3種	c	75	70	C	70	65	70	66
62		小高区本町二丁目	11	県道浪江鹿島線	県	2	3.5	2種	b	75	70	B	70	65	56	56
63		小高区大井字深町	11	国道6号	国	2	6.5	3種	c	75	70	C	70	65	74	72
64		本宮市	本宮字太郎丸	11	県道本宮熱海線	県	2	1.3	2種	b	75	70	B	70	65	65
65	会津美里町	字外川原甲	12	町道2008号線	町	2	—	2種	c	75	70	—	—	—	65	55
66		字宮里	12	国道401号	国	2	—	4種	a	70	65	—	—	—	57	48
67	西郷村	大字小田倉字小田倉原	10	国道4号	国	4	4.5	3種	c	75	70	C	70	65	69	68
68	石川町	字石田	12	国道118号	国	2	5.9	1種	a	75	70	A	70	65	68	63
69		字高田	12	町道101号線	町	1	1.2	2種	b	65	55	B	65	60	60	50
70		大字双里字桜町	12	県道いわき石川線	県	2	2.9	3種	c	75	70	C	70	65	69	63

(注) 測定結果で、網掛けは要請限度超過を、**太字斜体**は環境基準非達成を表します。

道路種別 国：国道 主：主要地方道 県：県道 市、町：市町村道を表します。

昼間とは午前6時～午後10時、夜間とは午後10時～翌日の午前6時を指します。

環境基準類型指定がなされている地域では、あわせて環境基準値を表示しました。

(福島県では、いわき市を除いて環境基準の類型区分と要請限度の区域区分を同一に指定しています。)

平成29年度
公害苦情調査の結果

平成30年10月

福 島 県

平成29年度に県及び市町村の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の件数や処理状況等を取りまとめ、公表します。

平成29年度に県及び市町村が新たに受理した公害苦情総件数は587件（前年度654件）であり、前年比10.2%の減となりました。

1 公害苦情の概況

「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」のいわゆる典型7公害の苦情件数は343件（前年度355件）で全体の58.4%（同54.3%）を占めています。典型7公害以外の苦情件数は244件（同299件）で全体の41.6%（同45.7%）でした。（図-1、2、表-1）

2 公害の種類別苦情件数

（1）典型7公害の種類別苦情件数

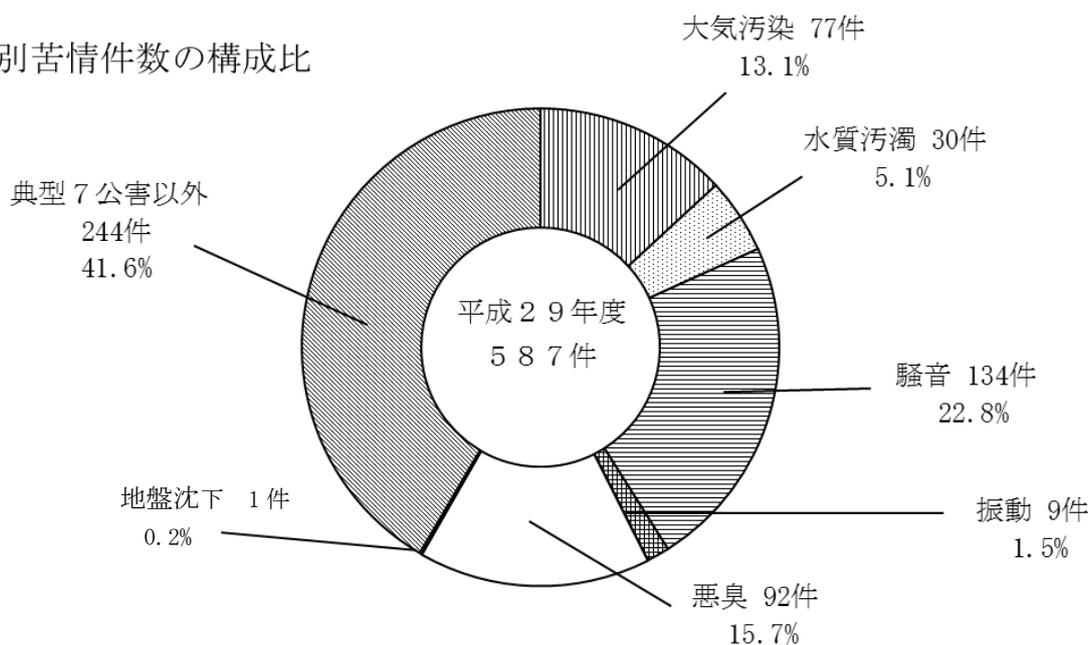
典型7公害の種類別の苦情件数は、「騒音」が134件（公害苦情総件数の22.8%）で最も多く、次いで「悪臭」が92件（同15.7%）、「大気汚染」が77件（同13.1%）、「水質汚濁」が30件（同5.1%）、「振動」が9件（同1.5%）、地盤沈下が1件（同0.2%）、「土壌汚染」が0件（同0.0%）でした。（図-1）

（2）典型7公害以外の種類別苦情件数

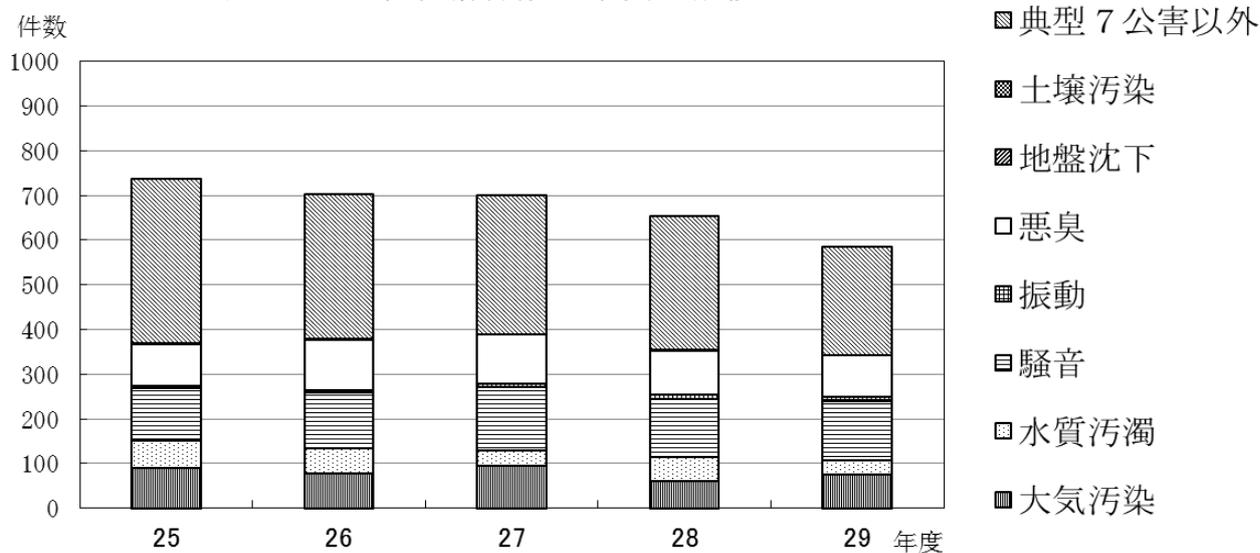
典型7公害以外の苦情件数を種類別に見ると、「廃棄物投棄」が36件（公害苦情総件数の6.1%）、「その他」が208件（同35.4%）となっています。

「その他」の苦情内容は、雑草等の繁茂や害虫の発生に関する苦情などです。

図-1
公害の種類別苦情件数の構成比



図－2 公害苦情件数の年度別推移



表－1 公害の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類	典型7公害								典型7公害以外			合計	前年比 (%)																																											
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壤汚染	小計	廃棄物 投棄	その他	小計																																													
年度	25	26	27	28	29	25	26	27	28	29	25	26	27	28	29																																									
苦情件数	91	79	96	62	77	61	55	34	52	30	117	125	141	131	134	6	6	8	9	9	92	1	2	0	1	0	370	379	390	355	343	127	67	58	23	36	241	258	254	276	208	368	325	312	299	244	738	704	702	654	587	△ 4.4	△ 4.6	△ 0.3	△ 6.8	△ 10.2
構成比 ※	12.3	11.2	13.7	9.5	13.1	8.3	7.8	4.8	8.0	5.1	15.9	17.8	20.1	20.0	22.8	0.8	0.9	1.1	1.4	1.5	12.5	0.1	0.3	0.0	0.1	0.2	50.1	53.8	55.6	54.3	58.4	17.2	9.5	8.3	3.5	6.1	32.7	36.6	36.2	42.2	35.4	49.9	46.2	44.4	45.7	41.6	100	100	100	100	100					

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

3 公害の発生源別苦情件数

(1) 典型7公害の発生源別苦情件数

典型7公害の苦情件数を発生源別に見ると、「個人」を発生源とするもの、発生源が「不明」のもの以外では、「建設業」が70件と最も多く、次いで「製造業」が58件、「農業」が24件などとなっています。(表-2)

ア 「大気汚染」の発生源別苦情件数は、「建設業」が15件で最も多く、次いで「製造業」が10件などです。

イ 「水質汚濁」の発生源別苦情件数は、「製造業」が13件で最も多くなっています。

ウ 「騒音」の発生源別苦情件数は、「建設業」が46件で最も多く、次いで「製造業」が13件、「飲食店・宿泊業」「サービス業」がそれぞれ10件となっています。

エ 「悪臭」の発生源別苦情件数は、「製造業」が20件と最も多く、次いで「農業」が14件などです。

(2) 典型7公害以外の発生源別苦情件数

典型7公害以外の公害に関する苦情を発生源別に見ると、「個人」又は「不明」のものが199件と、8割以上を占めています。

表-2 公害の発生源別苦情件数

発生源	典型7公害								計	典型7 公害以 外	合計	構成比
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭					
農業	4	2	0	4	0	0	14	24	0	24	4.1%	
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
鉱業	1	0	0	0	0	0	1	2	1	3	0.5%	
建設業	15	0	0	46	5	0	4	70	17	87	14.8%	
製造業	10	13	0	13	2	0	20	58	6	64	10.9%	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0.3%	
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
運輸業	2	3	0	4	0	0	0	9	0	9	1.5%	
卸売・小売業	3	1	0	7	0	0	2	13	2	15	2.6%	
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	1	7	8	1.4%	
飲食店・宿泊業	0	2	0	10	0	0	4	16	1	17	2.9%	
医療・福祉	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0.3%	
教育・学習支援業	0	1	0	2	1	0	0	4	0	4	0.7%	
複合サービス業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.2%	
サービス業	0	1	0	10	0	0	4	15	4	19	3.2%	
公務	0	0	0	0	1	0	0	1	6	7	1.2%	
分類不能の産業	3	1	0	5	0	0	0	9	0	9	1.5%	
発生源が「個人」、「不明」	38	6	0	31	0	1	41	117	199	316	53.8%	
合計	77	30	0	134	9	1	92	343	244	587	100.0%	

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致しておりません。

4 公害苦情の被害の種類別件数

典型7公害の被害の種類別苦情件数は、「煙い、きたない、うるさい、臭い」といった「感覚的・心理的被害」が300件（典型7公害の苦情件数の87.5%）と大半を占めています（表-3）。

表-3 典型7公害に係る被害の種類別苦情件数の推移及び構成比

種類 年度		健康被害	財産被害	動・植物被害	感覚的・心理的被害	その他	典型7公害の苦情件数
苦情件数	25	6	6	4	316	38	370
	26	12	2	1	325	39	379
	27	36	5	0	313	36	390
	28	15	6	1	299	34	355
	29	8	9	1	300	25	343
構成比※	25	1.6	1.6	1.1	85.4	10.3	100.0
	26	3.2	0.5	0.3	85.8	10.3	100.0
	27	9.2	1.3	0.0	80.3	9.2	100.0
	28	4.2	1.7	0.3	84.2	9.6	100.0
	29	2.3	2.6	0.3	87.5	7.3	100.0

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

5 地区別公害苦情件数

地方振興局別の公害苦情件数は、県中地方が216件（公害苦情総件数の36.8%）と最も多く、次いで、相双地方の159件（同27.1%）、県北地方の89件（同15.2%）の順となっています。

（表-4）

表-4 地区別公害苦情件数の推移及び構成比

年度	地区								構成比 (%)							
	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計	県北	県中	県南	会津	南会津	相双	いわき	合計
25	44	353	16	44	0	162	119	738	6.0	47.8	2.2	6.0	0.0	22.0	16.1	100.0
26	55	310	21	42	0	150	126	704	7.8	44.0	3.0	6.0	0.0	21.3	17.9	100.0
27	73	263	12	46	0	198	110	702	10.4	37.5	1.7	6.6	0.0	28.2	15.7	100.0
28	90	252	16	35	0	175	86	654	13.8	38.5	2.4	5.4	0.0	26.8	13.1	100.0
29	89	216	13	30	2	159	78	587	15.2	36.8	2.2	5.1	0.3	27.1	13.3	100.0

※ 端数処理の関係で合計と内訳が一致していない年度があります。

6 市町村別公害苦情件数

市町村別の公害苦情件数は、南相馬市が144件（公害苦情総件数の24.5%）と最も多く、次いで、郡山市の138件（同23.5%）、いわき市の78件（同13.3%）の順となっています。（表-5）

表-5 市町村別公害苦情件数

	市町村名	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	7公害以外	合計					
県	福島市	8	3		21	2		9	3	(0)	46	7.8%			
	二本松市	7	1		5			9	12	(0)	34	5.8%			
	伊達市		1		4	1		2		(0)	8	1.4%			
	本宮市									(0)	0	0.0%			
	桑折町									(0)	0	0.0%			
	国見町									(0)	0	0.0%			
	川俣町		1							(0)	1	0.2%			
	飯野町									(0)	0	0.0%			
	大王村									(0)	0	0.0%			
	小計	(0)	15	(0)	6	(0)	30	(0)	20	(0)	15	(0)	89	15.2%	
県	郡山市	25	1		41	2		20	49	(0)	138	23.5%			
	須賀川市	5	3		9	2		3	42	(0)	64	10.9%			
	田村市	1	6		2			3		(0)	12	2.0%			
	鏡石町									(0)	0	0.0%			
	天栄村								1	(0)	1	0.2%			
	石川町									(0)	0	0.0%			
	玉川村									(0)	0	0.0%			
	平田村									(0)	0	0.0%			
	浅川町									(0)	0	0.0%			
	古殿町		1							(0)	1	0.2%			
小計	(0)	31	(0)	11	(0)	52	(0)	26	(0)	92	(0)	216	36.8%		
県	白河市		1		2			1		(0)	4	0.7%			
	西郷村				7			2		(0)	9	1.5%			
	泉崎村									(0)	0	0.0%			
	中島村									(0)	0	0.0%			
	矢吹町									(0)	0	0.0%			
	棚倉町									(0)	0	0.0%			
	矢祭町									(0)	0	0.0%			
	瑤川村									(0)	0	0.0%			
	鮫川村									(0)	0	0.0%			
	小計	(0)	0	(0)	1	(0)	9	(0)	3	(0)	0	(0)	13	2.2%	
会津	会津若松市	5	1		12	1		7	3	(0)	29	4.9%			
	喜多方市									(0)	0	0.0%			
	北塩原村									(0)	0	0.0%			
	西会津町									(0)	0	0.0%			
	磐梯町							1		(0)	1	0.2%			
	猪苗代町									(0)	0	0.0%			
	会津坂下町									(0)	0	0.0%			
	湯川村									(0)	0	0.0%			
	柳津町									(0)	0	0.0%			
	三島町									(0)	0	0.0%			
小計	(0)	5	(0)	1	(0)	12	(0)	8	(0)	3	(0)	30	5.1%		
南会津	下郷町							(1)	1		(1)	1	0.2%		
	檜枝岐村										(0)	0	0.0%		
	只見町										(0)	0	0.0%		
	南会津町								(1)	1	(1)	1	0.2%		
小計	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	1	(2)	2	0.3%		
相馬	相馬市	11			1				3	(0)	15	2.6%			
	南相馬市	1	1		7		1	5	129	(0)	144	24.5%			
	広野町									(0)	0	0.0%			
	楢葉町									(0)	0	0.0%			
	富岡町									(0)	0	0.0%			
	川内村									(0)	0	0.0%			
	大熊町									(0)	0	0.0%			
	双葉町									(0)	0	0.0%			
	浪江町									(0)	0	0.0%			
	葛尾村									(0)	0	0.0%			
小計	(0)	12	(0)	1	(0)	8	(0)	5	(0)	132	(0)	159	27.1%		
いわき	いわき市	14	10		23	1		29	1	(0)	78	13.3%			
	小計	(0)	77	(0)	30	(0)	134	(0)	9	(1)	92	(1)	244	(2)	587

注) ()内は県の各地方振興局で受け付けた件数です。(内数)

7 公害苦情処理係属件数

(1) 公害苦情処理係属件数

平成29年度に処理することとなった公害苦情処理係属件数（平成29年度に県又は市町村の公害担当機関が新たに受理した件数に、前年度からの繰越件数を加え、これから他の機関へ移送した分を差し引いた件数）は595件でした。（表-6）

そのうち、平成29年度中に公害苦情窓口で直接処理された苦情は430件で、その処理率は72.3%となっています。

(2) 公害苦情長期未解決件数

平成29年度末現在、受理後3年以上経過（平成27年3月31日以前に受理）しても未解決となっている長期未解決件数は3件となっています。（騒音1件、悪臭2件）

表-6 公害苦情処理係属件数の推移

年度	区分 公害苦情 処理係属 件数(A) (B)+(C)-(E)	受理件数		処理件数				処理率 (D) ÷ (A) × 100 (%)
		新規受理 件数 (B)	前年度 から繰越 (C)	直接処理 (D)	他へ移送 (E)	翌年度へ 繰越 (F)	その他 (G)	
25	746	738	19	606	11	22	118	81.2
26	727	717	19	568	9	17	142	78.2
27	709	702	13	497	6	22	190	70.1
28	658	654	18	446	14	37	175	67.8
29	595	587	22	430	14	26	139	72.3

※1 (G)欄の「その他」の主なものは、「原因又は加害行為をした者が不明のとき」などです。

※2 前年度の(F)欄の「翌年度へ繰越」と翌年度の(C)欄の「前年度から繰越」の件数の差は、繰越で処理していたが、苦情が全く発生しないため既に解決したこととして取り扱ったものなどです。

平成28年度

化学物質の排出量・移動量の
集計結果

平成30年10月

福島県

この結果は、県内における化学物質の環境への排出量等を把握するため、国が行う特定化学物質の環境への排出量等の届出集計結果をもとに、本県分の排出量等を集計し、公表するものです。なお、集計の結果の概要は、以下のとおりです。

- (1) 平成28年度は899事業所(全国34,668事業所、第14位)から届出があり、環境への排出量・移動量は7,706t(全国375,924t、第19位)で、その内訳は排出量が2,988t(全国151,430t、第22位)、移動量が4,718t(全国224,494t、第18位)でした。(2 結果(1)～(2))
なお、届出のあった化学物質は、届出対象化学物質462物質のうち231物質(全国第6位)でした。(2 結果(3))
- (2) 届出排出量・移動量の多い上位5物質は、トルエン、キシレン、ジクロロメタン(塩化メチレン)、マンガン及びその化合物、ほう素化合物でした。また、届出排出量の多い上位5物質は、トルエン、キシレン、ジクロロメタン(塩化メチレン)、エチルベンゼン、チオ尿素でした。(2 結果(3)、(4))
- (3) 届出排出量・移動量の上位5業種は、化学工業、窯業・土石製品製造業、輸送用機械器具製造業電気機械器具製造業、プラスチック製品製造業でした。(2 結果(6))
- (4) 国が推計した福島県内の届出外排出量は4,653t(全国246,729t、第18位)で、届出外排出量の多い上位5物質は、トルエン、キシレン、ポリ(オキシエチレン)エーテル、エチルベンゼン、ほう素化合物でした。(2 結果(8)、(9))
- (5) 平成28年度の届出排出量は、10年前の平成19年度の46.1%に減少し、大気への排出量は41.6%に減少しました。
また、一事業所当たりの排出量は、平成19年度の5.9tから平成28年度は3.3tに減少しました。(3 推移状況(1))

1 対象年度等

対象年度 平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)
届出期間 平成29年4月1日～平成29年6月30日

2 結果

(1) 届出状況

届出のあった事業所は県内で899事業所でした。これは、全国の届出事業所(34,668事業所)の2.5%(全国第14位)でした。

業種別にみると燃料小売業が410事業所(県内の届出事業所の45.6%)で最も多く、次いで製造業の346事業所(同38.5%)の順でした。製造業のうち最も多かったのは、化学工業の49事業所(同5.5%)で、次いで電気機械器具製造業の44事業所(同4.9%)の順でした(表-1)。

(注) ※集計結果の留意点

- ・文中の「届出排出量」は「第一種指定化学物質の環境(大気、水、土壌)への排出量」を、「届出移動量」は「事業所の外へ移動させた第一種指定化学物質の量」を示しています。
- ・排出量、移動量は小数点第1位を四捨五入して(t)単位で表示しています。
- ・端数処理のため、見かけの合計値等と表記が合わない場合があります。

表-1 福島県内における業種別届出事業所数(平成28年度)

業種名	事業所数	割合(%)	業種名	事業所数	割合(%)	
						業種名
金属鉱業	0	0	鉄道車両・同部分品製造業	0	0	
原油・天然ガス鉱業	0	0	船舶製造・修理業、船用機関製造業	1	0.1	
製造業	346	38.5	精密機械器具製造業	16	1.8	
内 訳	食料品製造業	4	0.4	医療用機械器具・医療用品製造業	4	0.4
	飲料・たばこ・飼料製造業	0	0	武器製造業	1	0.1
	酒類製造業	0	0	その他の製造業	1	0.1
	たばこ製造業	0	0	電気業	8	0.9
	繊維工業	0	0	ガス業	0	0
	衣服・その他の繊維製品製造業	1	0.1	熱供給業	0	0
	木材・木製品製造業(家具を除く)	4	0.4	下水道業	47	5.2
	家具・装備品製造業	7	0.8	鉄道業	2	0.2
	パルプ・紙・紙加工品製造業	10	1.1	倉庫業	2	0.2
	出版・印刷・同関連産業	6	0.7	石油卸売業	19	2.1
	化学工業	49	5.5	鉄スクラップ卸売業	0	0
	塩製造業	0	0	自動車卸売業	0	0
	医薬品製造業	8	0.9	燃料小売業	410	45.6
	農薬製造業	4	0.4	洗濯業	1	0.1
	石油製品・石炭製品製造業	13	1.4	写真業	0	0
	プラスチック製品製造業	24	2.7	自動車整備業	0	0
	ゴム製品製造業	18	2.0	機械修理業	0	0
	なめし革・同製品・毛皮製造業	3	0.3	商品検査業	0	0
	窯業・土石製品製造業	23	2.6	計量証明業	1	0.1
	鉄鋼業	6	0.7	一般廃棄物処理業	44	4.9
	非鉄金属製造業	21	2.3	産業廃棄物処分業	11	1.2
	金属製品製造業	31	3.4	特別管理産業廃棄物処分業	0	0
	一般機械器具製造業	16	1.8	医療業	3	0.3
	電気機械器具製造業	44	4.9	高等教育機関	1	0.1
	電子応用装置製造業	0	0	自然科学研究所	4	0.4
	電気計測器製造業	1	0.1			
	輸送用機械器具製造業	30	3.3	合 計	899	100

(2) 届出排出量・移動量

事業者から届出のあった排出量の合計は 2,988t でした。これは、全国の排出量(151,430t)の 2.0%でした。環境への排出量の大部分は大気への排出(届出排出量の 90.2%)で、次いで公共用水域への排出(9.8%)でした。

事業者から届出のあった移動量の合計は 4,718t でした。これは、全国の移動量(224,494t)の 2.1%でした。移動量の大部分は事業所外への廃棄物としての移動であり(移動量全体のほぼ 100%)、全国の状況と同じ傾向でした。

届出排出量・移動量の合計は 7,706t でした。これは、全国の届出排出量・移動量(375,924t)の 2.0%でした(表-2)。

表-2 届出排出量・移動量の内訳等(平成28年度)

	環境への排出量 (t)					移動量 (t)			排出・移動量計 (t)
	排出量計	大気	公共用水域	土壌	埋立	移動量計	事業所外(廃棄物)	下水道	
福島県	2,988	2,694	294	0	0	4,718	4,718	0	7,706
	< 2.0 >	(90.2)	(9.8)	(0.0)	(0.0)	< 2.1 >	(100.0)	(0.0)	< 2.0 >
全国順位	22位	21位	9位	-	-	18位	18位	-	19位
全 国	151,430	136,646	7,281	3	7,500	224,494	223,316	1,178	375,924
	(100.0)	(90.2)	(4.8)	(0.0)	(5.0)	(100.0)	(99.5)	(0.5)	

(注) ア 排出量等の下段の()の数値はそれぞれ排出量計、移動量計に対する割合(%)

イ 福島県の排出量計、移動量計、排出・移動量計の下段の< >の数値は全国合計に対する割合

(3) 届出排出量・移動量の多い物質

県内で届出排出量・移動量の多い上位5物質は、表-3のとおりでした。上位5物質の排出量・移動量の合計は4,813tであり、県全体の合計7,706tの62.5%を占めていました。

全国で届出排出量・移動量の多い物質は、トルエン(86,478t)、マンガン及びその化合物(54,357t)、キシレン(35,019t)、クロム及び三価クロム化合物(19,154t)、エチルベンゼン(17,956t)の順でした。

届出の対象物質となっている第一種指定化学物質462物質のうち、届出がなされた物質は231物質(全国では433物質)あり、都道府県別にみると本県は、兵庫県の260物質、山口県の251物質、茨城県の240物質、埼玉県の235物質、大阪府の231物質に次いで6番目に多くの種類の物質の届出がありました。

表-3 届出排出量・移動量の多い上位5物質 県内(平成28年度)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)	移動量(t)	排出量+移動量(t)
300	トルエン	合成原料、溶剤	1,296	1,300	2,597
80	キシレン	合成原料、溶剤	458	151	609
186	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	220	380	600
412	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池	36	518	553
405	ほう素化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	48	406	454

(4) 届出排出量の多い物質

県内で届出排出量の多い上位5物質は表-4のとおりでした。排出量の合計は2,282tであり、県全体の合計2,988tの76.4%でした。また、大気、公共用水域への排出量の多い上位5物質は表-5、表-6のとおりでした。

全国で届出排出量の多い物質は、トルエン(51,109t)、キシレン(26,939t)、エチルベンゼン(14,630t)、ノルマル-ヘキサン(10,126t)、ジクロロメタン(塩化メチレン)(9,896t)の順でした。

表-4 届出排出量の多い上位5物質 県内(平成28年度)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)	うち大気への排出量(t)
300	トルエン	合成原料、溶剤	1,296	1,296
80	キシレン	合成原料、溶剤	458	458
186	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	220	220
53	エチルベンゼン	合成原料、溶剤	158	158
245	チオ尿素	医薬原料、農薬、樹脂加工等	150	0

表-5 大気への排出量の多い上位5物質 県内(平成28年度)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)
300	トルエン	合成原料、溶剤	1,296
80	キシレン	合成原料、溶剤	458
186	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	220
53	エチルベンゼン	合成原料、溶剤	158
392	ノルマル-ヘキサン	食用油脂抽出溶剤、溶剤	120

表-6 公共用水域への排出量の多い上位5物質 県内(平成28年度)

物質番号	物質名	主な用途	排出量(t)
245	チオ尿素	医薬原料、農薬、樹脂加工等	150
405	ほう素化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	43
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	合成原料、金属、ガラスの表面処理	40
412	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池	36
1	亜鉛の水溶性化合物	金属表面処理、乾電池、殺菌剤	6

(5) 届出移動量の多い物質

県内で届出移動量の多い上位5物質は表-7のとおりでした。

また、その移動先のほとんどが事業所外への廃棄物としての移動でした。

届出移動量の多い上位5物質の移動量の合計は2,837tであり、県全体の合計4,718tの60.1%でした。

全国で届出移動量の多い物質は、マンガン及びその化合物(52,227t)、トルエン(35,370t)、クロム及び三価クロム化合物(19,024t)、ふっ化水素及びその水溶性塩(14,676t)、キシレン(8,080t)の順でした。

表-7 届出移動量の多い上位5物質 県内(平成28年度)

物質番号	物質名	主な用途	移動量(t)
300	トルエン	合成原料、溶剤	1,301
412	マンガン及びその化合物	特殊鋼、電池	518
405	ほう素化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	406
186	ジクロロメタン(塩化メチレン)	洗浄剤、溶剤	380
181	ジクロロベンゼン	染料中間物、殺虫剤、有機合成、農薬	232

(6) 業種別の届出排出量・移動量

県内で届出排出量・移動量の多い上位5業種は表-8のとおりでした。

全国では、化学工業(106千t)、鉄鋼業(67千t)、輸送用機械器具製造業(41千t)、プラスチック製品製造業(27千t)、金属製品製造業(22千t)の順でした。

表-8 届出排出量・移動量の多い上位5業種 県内(平成28年度)

業種名	排出量+移動量(t)	排出量(t)	移動量(t)
化学工業	3,498	600	2,898
窯業・土石製品製造業	835	334	501
輸送用機械器具製造業	611	520	92
電気機械器具製造業	450	114	336
プラスチック製品製造業	339	251	88

県内で届出排出量の多い上位5業種は化学工業、輸送用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業の順でした。

全国では、輸送用機械器具製造業(36千t)、化学工業(18千t)、プラスチック製品製造業(18千t)、金属製品製造業(12千t)、非鉄金属製造業(9.7千t)の順となっています。

(8) 届出外排出量

経済産業省及び環境省では、届出対象事業者以外からの排出量(届出外排出量)を、次について、推計により算出しています。

対象業種要件未満：対象業種には該当するが、従業員数、年間取扱量等の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

非対象業種：対象業種以外の業種に属する事業のみを営む事業者からの排出量

家庭：家庭からの排出量

移動体：移動体(自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶、航空機)からの排出量

経済産業省及び環境省が推計した福島県内における届出外排出量の合計は4,653tで、全国の届出外排出量(246,729t)の1.9%でした。

県内における届出外排出量の内訳は表-9のとおりでした。

表-9 届出外排出量の内訳等(平成28年度)

	届出外排出量 (t)					届出排出量 〈再掲〉 (t)	届出・届出外 排出量計 (t)
	届出外排 出量計	対象業種 要件未満	非対象業 種	家庭	移動体		
福島県	4,653 〈1.9〉	1,029 (22.1)	1,184 (25.4)	1,052 (22.6)	1,388 (29.8)	2,988	7,641 〈1.9〉
全国順位	18位	14位	26位	15位	20位	22位	21位
全国	246,729 (100.0)	45,289 (18.4)	87,233 (35.4)	45,524 (18.5)	68,683 (27.8)	151,430	398,159

(注) ア 排出量等の下段の()の数値はそれぞれ排出量計に対する割合(%)

イ 福島県の届出外排出量計、届出・届出外排出量計の下段の〈 〉の数値は全国合計に対する割合

(9) 届出外排出量の多い物質

県内で届出外排出量の多い上位5物質は表-10のとおりでした。

表-10 届出外排出量の多い上位5物質 県内(平成28年度)

物質番号	物質名	主な用途	届出外排出量(t)
300	トルエン	合成原料、溶剤	871
80	キシレン	合成原料、溶剤	701
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル	洗浄剤	594
53	エチルベンゼン	合成原料、溶剤	300
405	ほう素化合物	ガラス添加剤、脱酸剤、電子材料	242

(10) 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量、届出外排出量の集計結果

人に対して発ガン性のある特定第一種指定化学物質の状況は、表－11のとおりでした。

表－11 特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量等 県内(平成28年度) 単位:t/年、ダイオキシン類はg-TEQ/年

物質番号	物質名	主な用途	届出排出量	届出外排出量	届出排出量+届出外排出量	届出移動量	合計
33	石綿	断熱材	0	0	0	0	0
56	エチレンオキシド	合成原料、殺菌剤	0	0	0	0	0
75	カドミウム及びその化合物	顔料、電池、合金	0	0	0	25	25
88	六価クロム化合物	メッキ、顔料、触媒	0	0	0	11	11
94	クロロエチレン(塩化ビニル)	合成樹脂原料	0	0	0	0	0
243	ダイオキシン類	非意図的生成物	0	1	1	74	75
305	鉛化合物	バッテリー、光学ガラス、顔料	0	0	0	47	47
309	ニッケル化合物	顔料、メッキ、電池	0	0	0	21	21
332	砒素及びその無機化合物	殺虫剤、半導体、木材防腐・防蟻剤	0	0	0	0	0
351	1,3-ブタジエン	合成樹脂原料、合成原料	0	23	23	0	23
385	2-プロモプロパン	合成原料	0	0	0	0	0
394	ベリリウム及びその化合物	電子機器用バネ剤、X線管	0	0	0	0	0
397	ベンジリジン＝トリクロリド	合成原料	0	0	0	0	0
400	ベンゼン	合成原料、ガソリン成分	0	160	160	0	160
411	ホルムアルデヒド	合成樹脂原料	0	132	132	34	166

3 推移状況

(1) 排出量・移動量等の推移

県内における排出量・移動量等の推移は、表－12及び図－1のとおりでした。

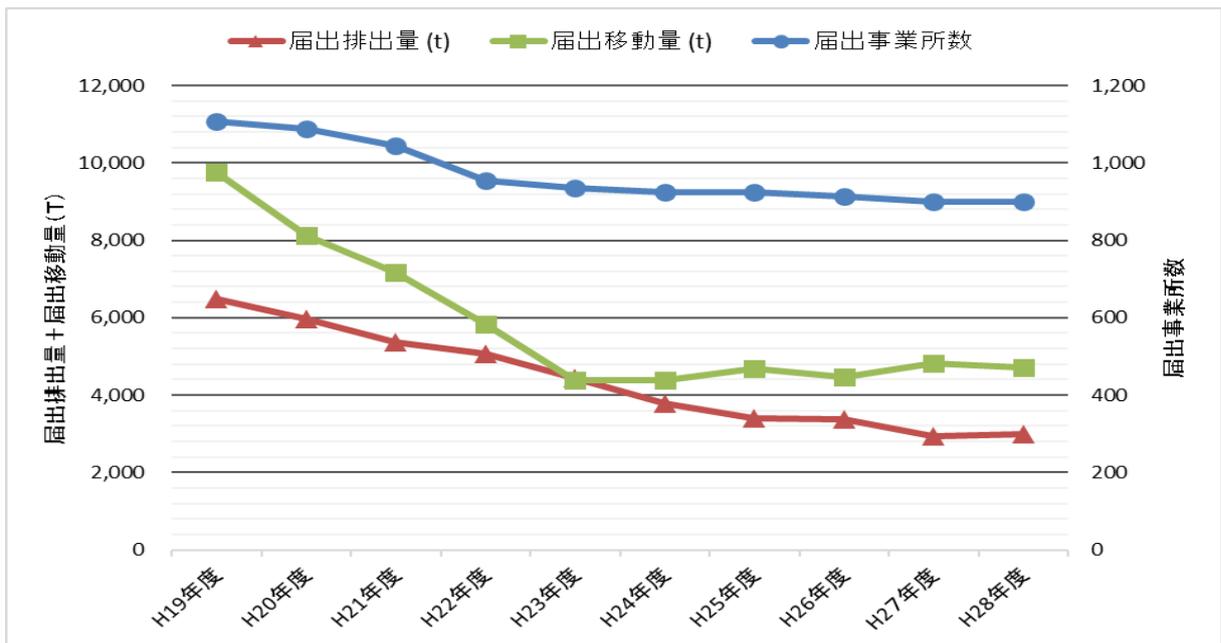
平成28年度の結果を10年前の平成19年度と比較すると、届出排出量は3,495t減少し、平成19年度の46.1%に減少しています。1事業所当たりの排出量も56.3%に減少しており、事業者による自主的な排出削減が進んだためと考えられます。

表－12 排出量・移動量等の推移(過去10年間)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H28/H19
届出事業所数	1,107	1,089	1,043	955	936	923	924	912	899	899	81.2%
届出排出量・移動量 (t)	16,249	14,083	12,559	10,901	8,826	8,176	8,080	7,861	7,764	7,706	47.4%
届出排出量 (t)	6,483	5,968	5,377	5,068	4,450	3,796	3,404	3,386	2,938	2,988	46.1%
一事業所当たり届出排出量 (t)	5.9	5.4	5.2	5.3	4.8	4.1	3.7	3.7	3.3	3.3	56.3%
届出排出量(大気へ)(t)	6,483	5,968	5,377	5,068	4,450	3,796	3,100	3,123	2,660	2,694	41.6%
届出排出量(公共用水域へ)(t)	1,049	988	853	868	661	307	304	263	278	294	28.0%
届出移動量 (t)	9,765	8,115	7,181	5,833	4,376	4,380	4,676	4,475	4,826	4,718	48.3%
(*)届出外排出量 (t)	5,021	5,266	4,935	5,089	4,421	4,508	4,596	4,573	4,275	4,653	(92.7%)

* 届出外排出量については、推計方法の見直しが随時なされているため H28/H19 の欄については () で示しています。

図－1 届出事業所数と届出排出量、届出移動量の経年推移



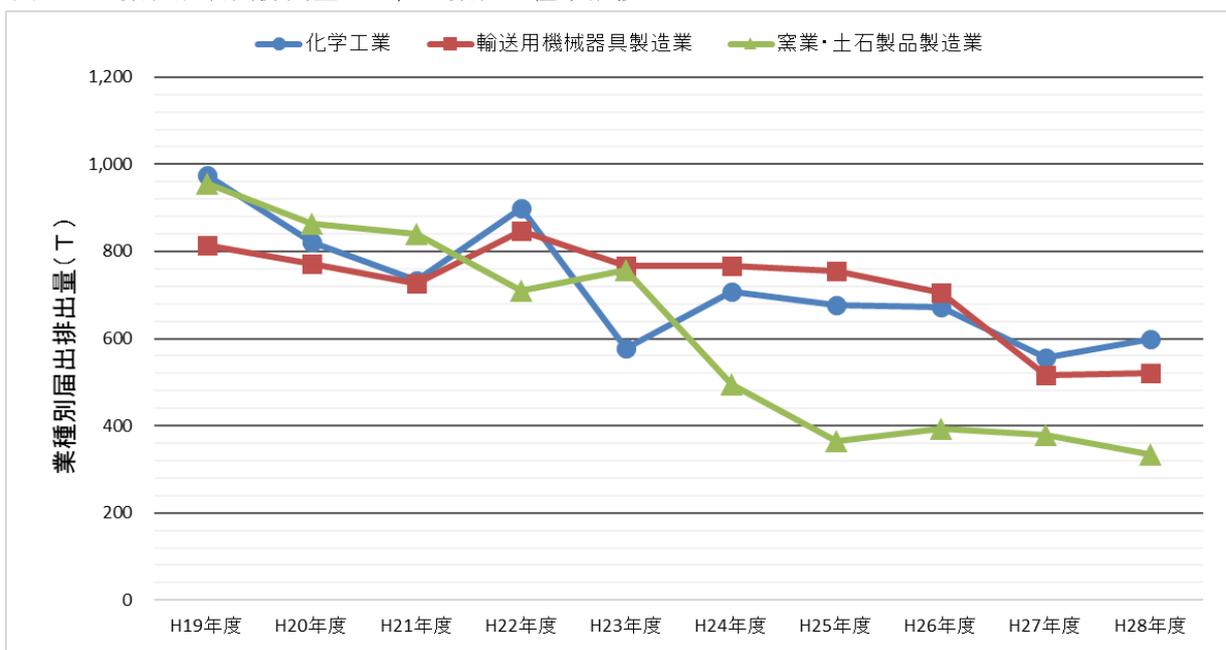
(2) 業種別届出排出量の経年推移

平成28年度の届出排出量の上位3業種の経年推移は、表－13及び図－2のとおりでした。10年前の平成19年度の結果と比較すると、いずれの業種も減少しました。

表－13 届出排出量の多い上位3業種の推移(過去10年間)

H28 順位	業種名	H19年度 (t)	H20年度 (t)	H21年度 (t)	H22年度 (t)	H23年度 (t)	H24年度 (t)	H25年度 (t)	H26年度 (t)	H27年度 (t)	H28年度 (t)	H28/H19
1	化学工業	974	821	734	900	577	707	677	673	556	600	61.6%
2	輸送用機械器具製造業	814	772	727	848	767	767	755	705	515	520	63.9%
3	窯業・土石製品製造業	955	863	840	711	757	494	365	392	380	334	35.0%

図－2 業種別届出排出量の上位3業種の経年推移



(3) 化学物質ごとの経年推移

ア 大気への排出量の多い上位 5 物質

平成 28 年度に大気への排出量が多い上位 5 物質の経年推移は、表-14 及び図-3 のとおりでした。

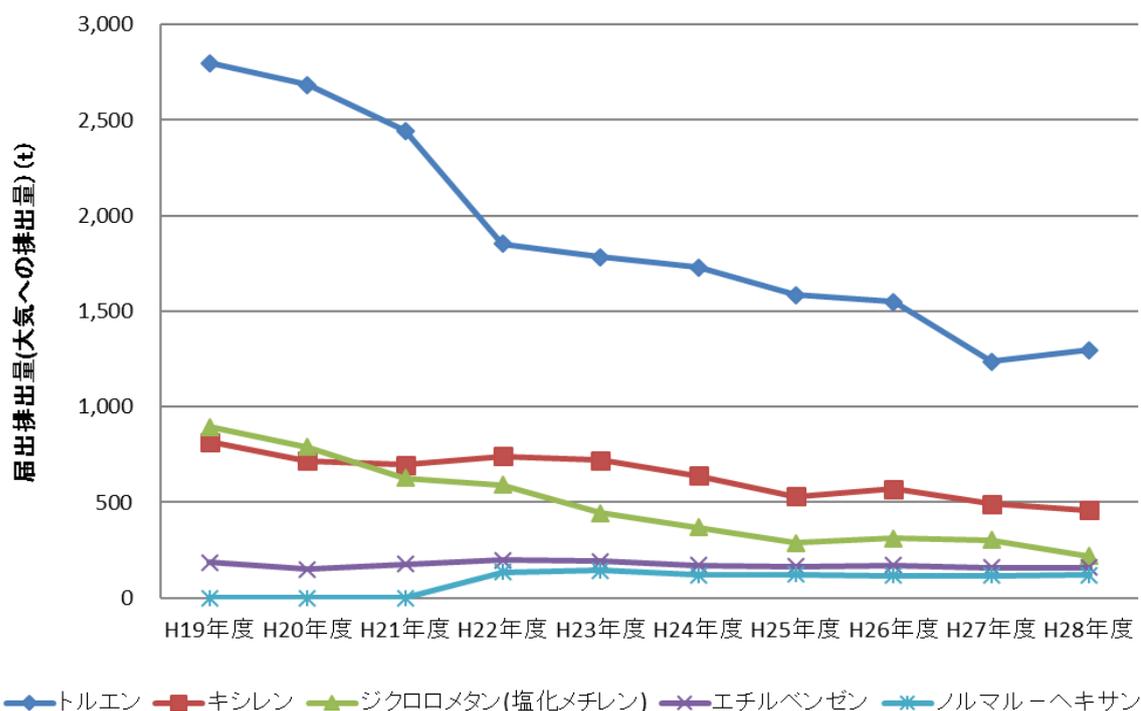
各物質とも減少傾向が見られ、特にトルエンとジクロロメタンは、平成 19 年度の 50% 以下に減少しています。

表-14 届出排出量(大気への排出量)の多い上位5物質の推移

H28 順位	物質名	H19年度 (t)	H20年度 (t)	H21年度 (t)	H22年度 (t)	H23年度 (t)	H24年度 (t)	H25年度 (t)	H26年度 (t)	H27年度 (t)	H28年度 (t)	H28/H19
1	トルエン	2,799	2,684	2,443	1,853	1,783	1,731	1,586	1,549	1,236	1,296	46.3%
2	キシレン	817	718	695	743	721	640	532	570	491	458	56.1%
3	ジクロロメタン(塩化メチレン)	894	791	626	592	444	369	289	311	304	220	24.6%
4	エチルベンゼン	187	149	176	199	192	172	164	170	160	158	84.5%
5	(*)ノルマル-ヘキサン	-	-	-	134	144	121	121	116	117	120	89.6%

* ノルマル-ヘキサンは平成22年度から対象となった物質であるため、比較はH28/H22としている。

図-3 大気への排出量の多い上位 5 物質の経年推移



イ 公共用水域への排出量の多い上位 5 物質

平成 28 年度に公共用水域への排出量が多い上位 5 物質の経年推移は、表-15 及び図-4 のとおりでした。

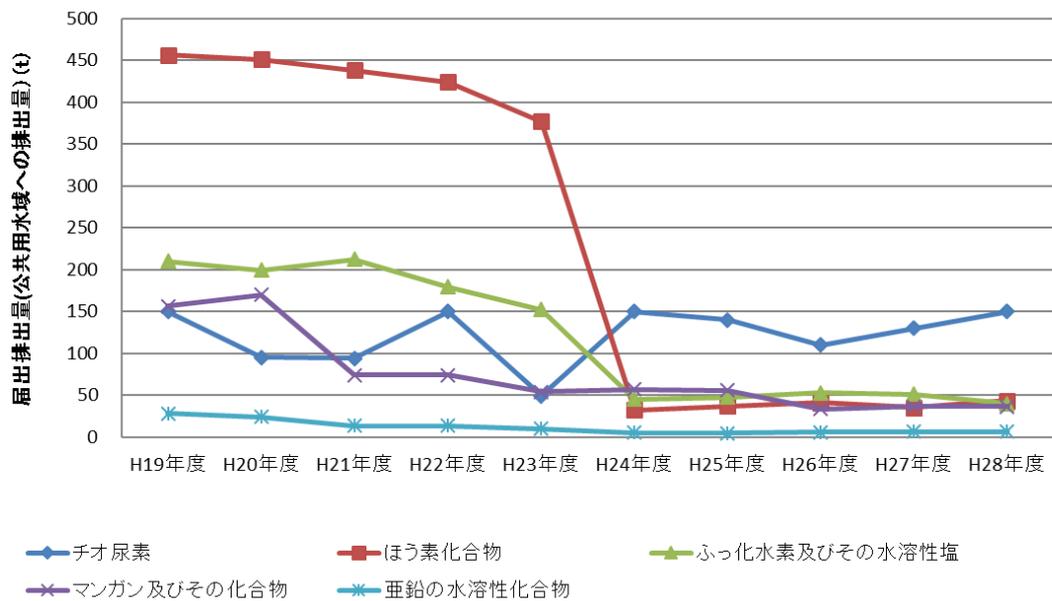
10 年前の平成 19 年度の結果と比較すると、4 物質が減少しましたが、チオ尿素は横ばいでした。

表-15 届出排出量(公共用水域への排出量)の多い上位5物質の推移

H28 順位	物質名	H19年度 (t)	H20年度 (t)	H21年度 (t)	H22年度 (t)	H23年度 (t)	H24年度 (t)	H25年度 (t)	H26年度 (t)	H27年度 (t)	H28年度 (t)	H28/H19
1	チオ尿素	150	95	94	150	49	150	140	110	130	150	100.0%
2	(*)ほう素化合物	456	451	438	424	377	32	37	41	35	43	9.4%
3	ふっ化水素及びその水溶性塩	210	199	212	179	152	45	47	53	51	40	19.0%
4	マンガン及びその化合物	156	170	74	74	54	57	56	34	36	36	23.1%
5	亜鉛の水溶性化合物	28	24	13	13	10	5	5	6	6	6	21.4%

* 平成21年度までは、「ほう素及びその化合物」とされていた。

図-4 公共用水域への排出量の多い上位5物質の経年推移



ウ 届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質

平成28年度に廃棄物としての事業所外への移動量が多い上位5物質の経年推移は、表-16及び図-5のとおりでした。

10年前の平成19年度の結果と比較すると3物質の移動量が減少しました。ほう素化合物、ジクロロベンゼンは増加傾向にありました。

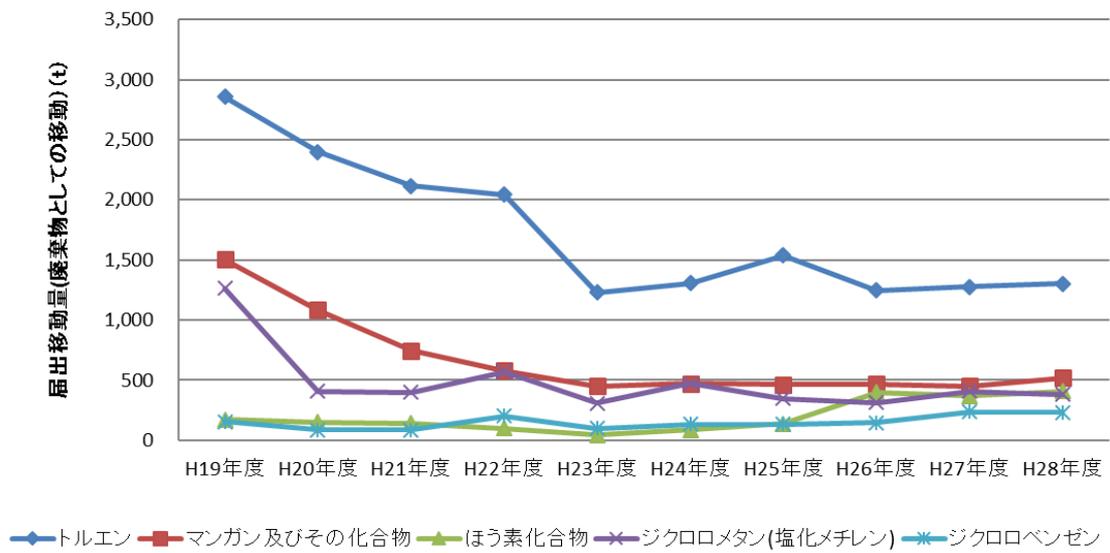
表-16 届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質の推移

H28 順位	物質名	H19年度 (t)	H20年度 (t)	H21年度 (t)	H22年度 (t)	H23年度 (t)	H24年度 (t)	H25年度 (t)	H26年度 (t)	H27年度 (t)	H28年度 (t)	H28/H19
1	トルエン	2,858	2,400	2,118	2,044	1,228	1,308	1,537	1,245	1,276	1,301	45.5%
2	マンガン及びその化合物	1,502	1,085	744	579	448	471	464	465	449	518	34.5%
4	(*1)ほう素化合物	172	150	143	99	44	87	138	399	369	406	236.0%
3	ジクロロメタン(塩化メチレン)	1,262	408	399	569	306	471	347	311	406	380	30.1%
5	(*2)ジクロロベンゼン	152	87	85	200	96	131	131	147	237	232	152.6%

*1 平成21年度までは、「ほう素及びその化合物」とされていた。

*2 平成21年度まで「オルト-ジクロロベンゼン」、「パラ-ジクロロベンゼン」とされていた。

図一5 届出移動量(廃棄物としての事業所外への移動)の多い上位5物質の経年推移



平成29年度

猪苗代湖の
水質測定結果等

平成30年10月

福島県

福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例第7条第6項に基づき、水環境保全推進計画の進捗状況について公表します。

猪苗代湖の水質は、大腸菌群数を除き、全ての項目で環境基準を達成しました。COD75%値は、1.2mg/Lとなり、昨年度より0.1mg/L増加しました。

猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水質は、計画策定時よりも改善傾向がみられるものもあり、猪苗代湖南岸部の全りん及び毘沙門沼の全窒素については、水質目標値（平成32年度）を現在達成しております。

水質目標達成のために取り組むこととした各種事業については、着実に行われているところですが、平成32年度までに実施することとした事業達成水準の目標値には到達していない状況です。

今後も引き続き、平成32年度の目標値達成に向けて、関係機関と連携しそれぞれの事業を積極的に推進してまいります。

1 猪苗代湖の水質測定結果

猪苗代湖（湖心）の水質測定結果（生活環境項目）は以下のとおりであり、大腸菌群数を除き、環境基準を達成しました（表-1）。

表-1 平成29年度の猪苗代湖(湖心)における水質測定結果（生活環境項目）

項目	年間平均	75%値	最小～最大 ^{※1}	環境基準
pH (水素イオン濃度)	6.8	—	6.6～7.1	6.5～8.5 (適用外)
COD (mg/L) (化学的酸素要求量)	1.1	<u>1.2</u>	0.8～1.5	3 以下
SS (mg/L) (浮遊物質)	1	—	<u><1～3</u>	5 以下
DO (mg/L) (溶存酸素量)	10	—	<u>8.3～12</u>	7.5 以上
大腸菌群数 (MPN/100mL)	4,000	—	<u>0～24,000</u>	1,000 以下

※1 全検体の測定結果の最小・最大を示す。ただし、CODについては日平均値の最小・最大を示す。

※2 環境基準は下線部の値で評価する。

(1) pH

pHは、平成7年度までは5.1以下の酸性でしたが、平成8年度以降、その値が上昇し中性化しました。平成29年度の年間平均は6.8で、平成21年度から同じ値が継続しています（図-1）。

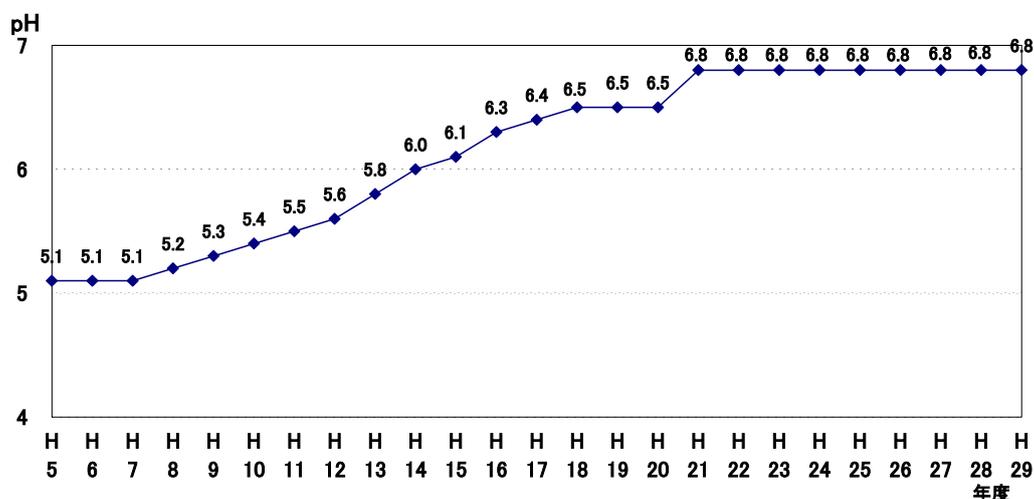


図-1 猪苗代湖（湖心）のpH（全層年間平均）の推移

※ pHは7が中性、7より小さいほど酸性が強くなることを示す。

(2) COD

CODは、平成29年度は1.2mg/Lで昨年度より0.1mg/L増加しました（図-2）。

COD増加の要因として、湖水の中性化に伴う自然の浄化機能（汚濁物質を湖底に沈めるメカニズム）の低下や湖内における生産（プランクトン等の水生生物の繁殖）の増大などが考えられますが、pH6.8の一定の値となった平成21年度以降は、 1.1 ± 0.1 mg/Lの範囲で推移しています。

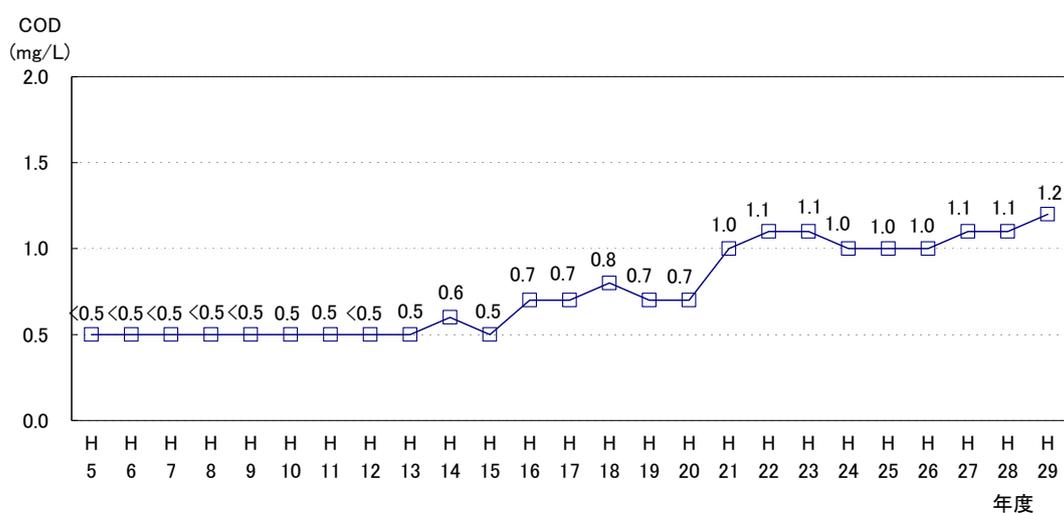


図-2 猪苗代湖（湖心）におけるCOD（全層75%値）の推移

※ CODの定量下限値は0.5mg/L、環境基準は3mg/Lである。

(3) 大腸菌群数

大腸菌群数は、平成18年度以降、環境基準を超過しています(図-3)。

その理由として、湖水の中性化に伴い、微生物の生存しやすい環境になってきていることが考えられます。平成29年度は、これまでと比べて高い値となっています。

大腸菌群は、水温が高くなる夏期に生息数が増加する傾向が見られます。平成21年度以降、大腸菌群数が環境基準を超過した月は表-2のとおりで、平成29年度も8、9月以外の月は環境基準以下でした。

大腸菌群数
(MPN/100mL)

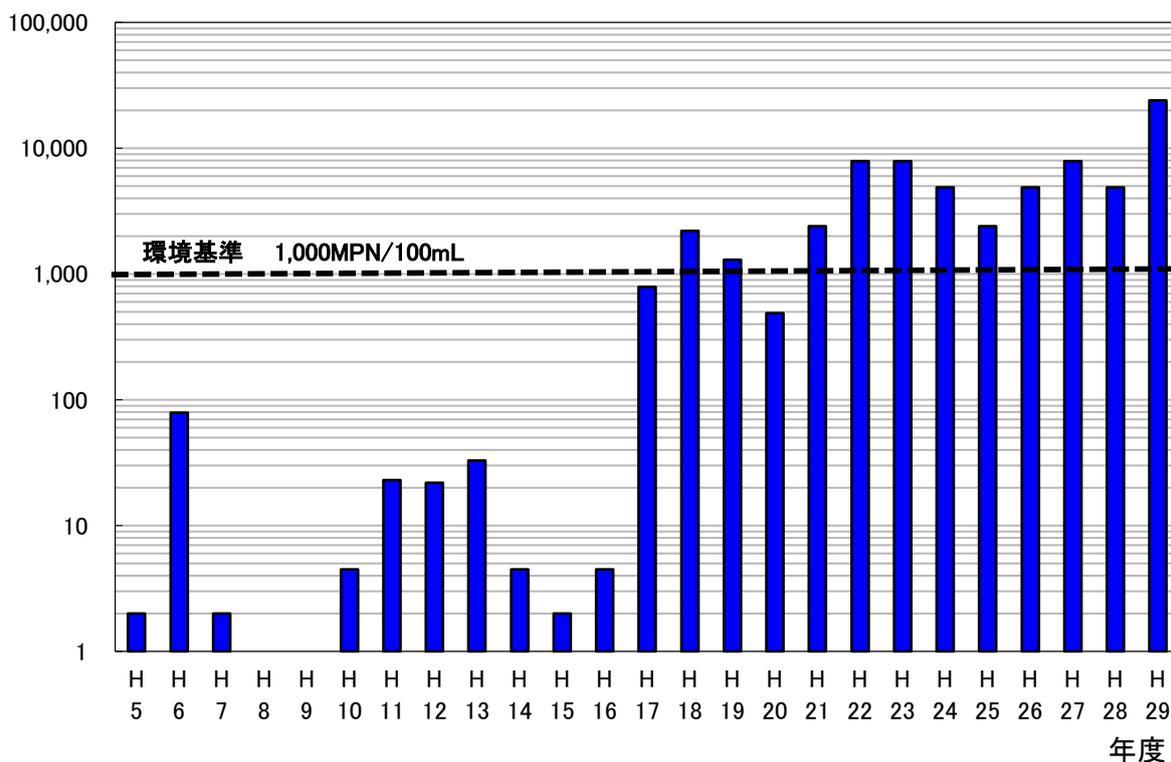


図-3 猪苗代湖(湖心)における大腸菌群数年最大値の推移

表-2 大腸菌群数が環境基準を超過した月及び測定値

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
環境基準を超過した月	9月	8月	9,10月	8,9月	9月	9,10月	9月	9月	8,9月
大腸菌群数 (MPN/100mL)	2,400	7,900	3,300 ~ 7,900	3,300 ~ 4,900	2,400	4,900	7,900	4,900	7,900 ~ 24,000

2 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画における事業達成水準

(1) 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼の水質状況及び水質保全目標達成率

ア 水質の状況

(ア) 猪苗代湖

項目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	測定結果		
				平成28年度	平成29年度	
湖心	COD (mg/L)	1.1	0.9	0.5以下	1.1	1.2
	全窒素 (mg/L)	0.23	—	0.20以下	0.29	0.24
	全りん (mg/L)	0.003未満	—	0.003未満	0.003	0.003
	大腸菌群数 (MPN/100mL)	7,900	—	1,000以下	4,900	24,000
北岸部	COD (mg/L)	2.6	—	1.0以下	1.7	1.9
	全窒素 (mg/L)	0.38	—	0.20以下	0.29	0.23
	全りん (mg/L)	0.028	—	0.005以下	0.006	0.005
南岸部	COD (mg/L)	1.4	—	1.0以下	1.7	1.8
	全窒素 (mg/L)	0.25	—	0.20以下	0.24	0.21
	全りん (mg/L)	0.005	—	0.005以下	0.006	0.005

- ※ COD：全層年間75%値
- ※ 全窒素及び全りん：表層年間平均値
- ※ 大腸菌群数：表層年間最大値

(イ) 裏磐梯湖沼（湖心）

項目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	測定結果		
			平成28年度	平成29年度	
桧原湖	COD (mg/L)	2.4	2.0以下	2.1	2.5
	全窒素 (mg/L)	0.13	0.10以下	0.20	0.12
	全りん (mg/L)	0.005	0.005以下	0.009	0.006
小野川湖	COD (mg/L)	2.7	2.0以下	2.4	2.5
	全窒素 (mg/L)	0.17	0.10以下	0.21	0.14
	全りん (mg/L)	0.006	0.005以下	0.008	0.006
秋元湖	COD (mg/L)	3.1	2.0以下	4.4	3.1
	全窒素 (mg/L)	0.16	0.10以下	0.22	0.15
	全りん (mg/L)	0.005	0.005以下	0.009	0.006
曾原湖	COD (mg/L)	2.9	2.0以下	3.0	2.9
	全窒素 (mg/L)	0.15	0.10以下	0.25	0.16
	全りん (mg/L)	0.007	0.005以下	0.009	0.010
毘沙門沼	COD (mg/L)	1.8	1.0以下	1.2	1.4
	全窒素 (mg/L)	0.07	0.10以下	0.13	0.08
	全りん (mg/L)	0.006	0.005以下	0.007	0.008

※ COD：全層年間75%値

※ 全窒素及び全りん：表層年間平均値

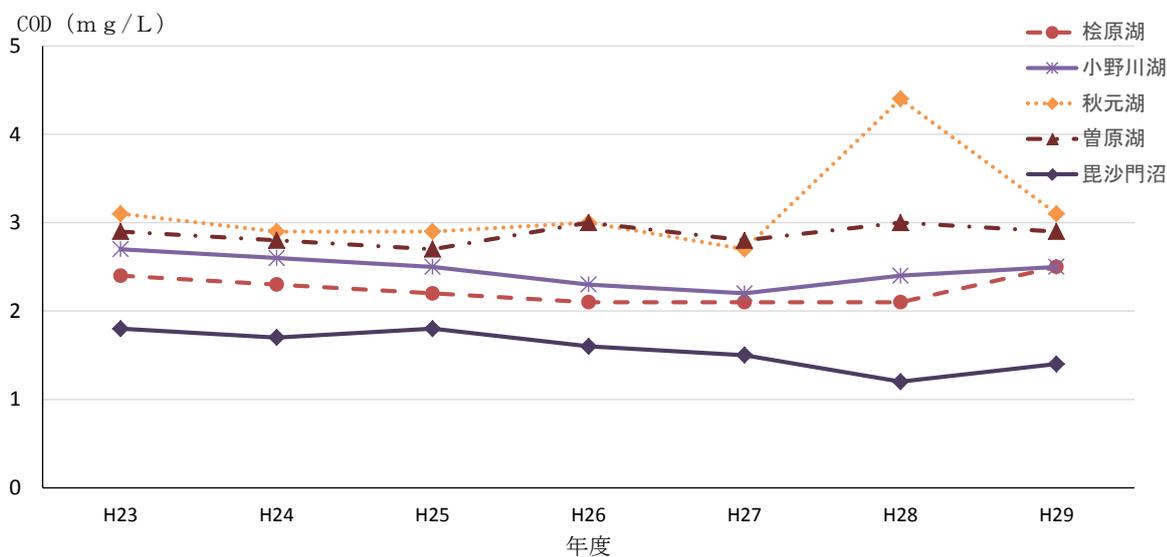


図-5 裏磐梯湖沼（湖心）におけるCOD（全層75%値）の推移

※ CODの定量下限値は0.5mg/L、環境基準は3mg/Lである。

イ 湖沼の透明度

項目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	測定結果	
			平成28年度	平成29年度
猪苗代湖湖心 (m)	9.8	10以上	11.7	11.2
裏磐梯湖沼 (m)	4.1	5以上	3.5	3.9

※ 裏磐梯湖沼は、桧原湖、小野川湖、秋元湖、曾原湖及び毘沙門沼の5湖沼の平均値
なお、水深が5mに満たない場合は湖底までの水深を目標値としている。

(2) 自然汚濁・面的汚濁の低減

ア エコファーマー認定件数

面的汚濁の低減のため、環境保全型農業を推進しており、その推進状況を把握する指標として、エコファーマー認定件数を使用しています。

エコファーマーは、たい肥などによる土づくりと化学肥料・農薬の使用低減を一体的に取り組んでいます。

項目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	認定件数	
				平成28年度	平成29年度
エコファーマー 認定件数 (件)	1,110	1,180	1,260	831	870

イ 除じんスクリーン設置基数

河川などからの猪苗代湖への除伐草の流入防止のため、農業用排水路への除じんスクリーン設置への協力を呼びかけ、除じんスクリーンの設置基数（累計）を事業達成水準とします。

項目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	設置基数	
				平成28年度	平成29年度
除じんスクリーン 設置基数 (基)	0	1,011	1,811	431	449

ウ 水生植物回収量

猪苗代湖北岸部では湖岸に漂着した水生植物やヒシの枯死体が汚濁負荷源の一つになっており、生態系への影響等を配慮しながらそれらの回収を行うことで猪苗代湖の水環境改善を図ります。

項目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	水生植物回収量	
				平成28年度	平成29年度
水生植物回収量 (m ³)	123	1,900	1,900	427	353

(3) 人為汚濁の低減

人為汚濁低減のため下水道及び農業集落排水処理施設等の整備、窒素・りん除去型浄化槽の設置促進、事業場に対する指導などに努めており、その推進状況を把握する指標として次の指標を使用しています。

ア 窒素・りん除去型浄化槽設置基数

項目	計画策定時の値 平成23年度	中間目標値 平成28年度	目標値 平成32年度	設置基数	
				平成28年度	平成29年度
窒素・りん除去型浄化槽設置基数(基)	5	405	805	96*	114

※件数に誤りがあったため、修正を行った。

イ 浄化槽法第11条の定期検査の実施率

項目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	実施率	
			平成28年度	平成29年度
実施率(%)	27.6	100	39.1	39.9

ウ 汚水処理人口普及率

項目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	汚水処理人口普及率	
			平成28年度	平成29年度
汚水処理人口普及率(%)	78.8	95.1	83.8	84.2

※ 汚水処理人口普及率 = (下水道整備人口 + 農業集落排水処理施設整備人口 + 合併処理浄化槽整備人口) / 区域内総人口 × 100

エ 排水基準適合率

項目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	排水基準適合率	
			平成28年度	平成29年度
排水基準適合率(%)	66.7	100	100	88.9

※ 排水基準適合率 = (基準適合事業場数 / 立入排水規制対象事業場数) × 100

(4) 県民参加による水環境保全活動の活性化・水環境保全意識の啓発

県民参加による水環境保全活動の活性化を図るため、家庭や地域での実践活動の促進などに努めており、その推進状況を把握する指標として「水生生物による水質調査（せせらぎスクール）」への参加団体数、ボランティアによるヨシ刈取り・清掃活動・水草回収等の参加者数を使用しています。

項目	計画策定時の値 平成23年度	目標値 平成32年度	参加数	
			平成28年度	平成29年度
せせらぎスクールへの参加団体数	－ (募集していない)	モニタリング 指標 (※)	3	2
ボランティアによるヨシ刈取り・清掃活動・水草回収等の参加者数 (述べ人数)	3,423人	12,000人	6,910人	5,696人

※ 「モニタリング指標」とは、目標値の設定が困難又は不適當であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいものです。

平成30年10月

平成29年度 環境等測定調査結果

福島県生活環境部水・大気環境課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

電話 024-521-7258 / 024-521-7261

FAX 024-521-7927

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035c/tyosakekka1.html>
